近畿大学 自己点検·評価報告書

令和3年度

近畿大学自己点検 · 評価委員会

目 次

はじめに	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第1章	理念・目的・・・・・・・・・・・p.3	
第2章	内部質保証・・・・・・・・・・・・・・p.7	
第3章	教育研究組織・・・・・・・・・・・・・p.22	
第4章	教育課程・学習成果・・・・・・・・・・・p.31	
第5章	学生の受け入れ・・・・・・・・・・p.56	
第6章	教員・教員組織・・・・・・・・ p.66	
第7章	学生支援・・・・・・・・・・・・・p.75	
第8章	教育研究等環境 ・・・・・・・・・・・・・・・ p.84	
第9章	社会連携・社会貢献・・・・・・・・・・・p.94	
第 10 章	大学運営・財務	
第1節	大学運営・・・・・・・p.107	
第2節	財務・・・・・・p.118	

令和4年度の自己点検・評価「令和3年度 近畿大学自己点検・評価報告書」の 取りまとめについて

自己点検・評価委員会 委員長 渥美寿雄

近畿大学(以下「本学」)では、平成3年~7年に各学部・研究科に「自己点検・評価委委員会」を設けるとともに、平成4年に「近畿大学における教育・研究に関する調査委員会」を設置し、各学部から提出された報告をもとに、自己点検・評価に関わる全学的な報告書として「近畿大学における教育・研究に関する現状と課題」をまとめた(平成8年7月)。その後、本学は平成12年に大学基準協会による相互評価を受審し、平成13年3月に相互評価認定校として認定された。この時に本学は、報告書と基準協会による「近畿大学に関する相互評価結果」(助言および勧告を含む)を収録した「近畿大学における教育・研究に関する現状と課題第2号」を、全教職員に配付し、改革の指針としての活用を図った(平成13年7月)。さらに、大学基準協会による助言および勧告事項については、その後3年にわたって改善に取り組み、「近畿大学相互評価結果の改善報告書」を平成16年7月に大学基準協会に提出し、概ね良い評価を得た。

平成 16 年度に開始された文部科学省による認証評価制度では、第 1 期の大学評価を文部科学大臣の認証を受けた評価機関である公益財団法人大学基準協会へ平成 19 年度 (2007年)に申請し、書面評価ならびに実地調査を経て、本学は「大学基準協会の大学基準に適合している」との認定を得た。

平成 26 年度(2014年)に受審した第 2 期大学評価においても、書面評価ならびに実地調査を経て、「大学基準協会の大学基準に適合している」ことが平成 27 年 3 月に認定された。なお、改善が必要となる指摘事項に対して本学は、平成 30 年 7 月に改善報告を提出している。

これに続く第3期の大学評価で、本学は令和3年(2021年)3月に申請資料を提出し、書面評価並びに同年8月の実地調査を受審した。令和4年3月に、大学評価結果として「大学基準協会の大学基準に適合している」との認定を受け、認定期間は令和11年(2029年)3月31日までとされている。大学評価結果では、基準6「教員・研究組織」および基準9「社会連携・社会貢献」で特に高い評価を受け、全体として3件の「長所」として挙げられたものの、基準4「教育課程・学習成果」および基準5「学生の受け入れ」では、抜本的な改善が求められ、5件の是正勧告、2件の改善課題の指摘を受けた。改善が求められた指摘事項に対して本学では、改善のPDCAサイクルに基づいて改善活動を実施し、早急の改善を図るとともに、大学基準協会が求める令和7年7月に「改善報告書」を提出する予定である。

本学は、このように認証評価制度に基づく受審を受け、平成 19 年 4 月からの第 1 次教育改革、平成 21 年 10 月からの第 2 次教育改革により、教学分野において着実に多くの改革を成し遂げ、自己点検・評価活動を展開してきた。また、平成 26 年度の大学基準協会による大学評価受審を契機に、教育改善体制のさらなる充実を図るため、平成 27 年 7 月に組織改編を含めた第 3 次教育改革をスタートさせた。これにより教育・研究をはじめ、大学での様々な取り組みについて改善活動が進んだ。まず組織体制としては、全学的内部質保証に関して責任を負う組織である「近畿大学未来戦略機構」が立ち上がり、これまでの教育改革・教育改善のサイクルを回す組織である「21 世紀教育改革委員会」、「教育改革推進センター」、「自己点検・評価委員会」と合わせて、PDCAの責任体制が明確化し、サイクルを推進・加速して学長のガバナンス強化を実質化する司令塔ができた。また、自己・点検評価を毎年実施して点検評価報告書を作成することに加え、平成 28 年度には「IR センター」の設置が行われた。さらに、Check 機能の客観性・公平性を高め、社会のニーズを受け入れるという観点から、平成 29 年度より開かれることになった「外部評価委員会」、アセスメントポリシーの策定などが全学的取り組み事項として特に挙げることができる。

「自己点検・評価委員会」では、これまで各部局の基準で行われていた恒常的な自己点 検活動を大学全体として統一性の取れた活動となるよう、大学全体のプランに沿った改善 のアクションを示すことを求めている。年度ごとに努力課題と改善項目に対して、各学部・ 研究科でアクションプラン(3ヶ年改善計画)を作成し、学部長または研究科長がそれぞ れ達成度を評価したうえで「自己点検・評価運営委員会」に報告するという取組も、改善 活動の有効な手段として導入された。

自己点検・評価活動は、大学における様々な取り組みを検証するのみならず、その改善の方策を明示できる自己改善のサイクル、つまり PDCA システムが有効かつ機能的に働く必要がある。さらに、平成 29 年度の自己点検・評価活動より「外部評価委員会」の意見を求めており、従来に比べてさらに客観性と透明性を高めたものにするよう努めている。この令和 3 年度自己点検・評価報告が、教職員一同にとって自己改善サイクルを確立する意識を刺激し、今後の大学改革への志向がいっそう高まることを期待したい。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①:大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

本学は「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神として、教育の目的に「人に愛される人、信 頼される人、尊敬される人を育成することにある。」を掲げ、「広い教養に裏打ちされた人格とチャ レンジ精神をもって未来を志向しつつ、実践的学問すなわち実学の発展に貢献することのできる人 材を育成して、社会に送り出すこと」を全学的な取り組み事項と定め、教学展開ならびに大学運営 の拠所としている(1-1【ウェブ】)。ここにいう「実学」とは、必ずしも直接的な有用性を志向する だけではなく、現実に立脚しつつも、歴史的展望をもち、地に足をつけて、しなやかな批判精神や チャレンジ精神を発揮できる、創造性豊かな人格の陶冶を志向するものである。「自主独往の気概に 満ち」、生涯にわたって自己の向上に励み、社会を支える高い志を持つことが「人に愛され、信頼さ れ、尊敬される」ことにつながり、このような人材を社会に送り出すことが、本学の目指す社会的 使命である。知識基盤社会に転換しようとする今日の日本にとって、幅広く日々進歩する知識と柔 らかでしなやかな思考力の育成に努めることは、本学が社会に役立つ教育研究機関であろうとする ことの証左にほかならない。14 学部 11 研究科の特色を活かしながらも共に手を携えて、「実学教 育 | と 「人格の陶冶 | の融合を目指そうとする本学は、 この建学の精神および教育の目的に沿って、 「近畿大学教育方針(アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシ ー)」(1-2【ウェブ】)を総合大学全体の教育の方向性として定めており、これに基づいて各学部・ 研究科もその個性的な特徴に適合する教育方針を定めている。

「建学の精神」と「教育の目的」に基づき、全学部・学科で、各学部・学科の教育・研究分野の特徴に沿って「教育研究の理念と目的」、「育成する人材像」、「カリキュラム編成上の特色」等を適切に定め、これを学則に記載している(1-3【ウェブ】、1-4【ウェブ】)。また、各研究科・専攻においても、「教育研究の理念と目的」、「育成する人材像」を適切かつ具体的に定め、学則に記載している(1-5【ウェブ】)。

点検・評価項目②: 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切 に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学・学部・研究科の理念・目的は、前述の通り近畿大学学則・学則別記および近畿大学大学院 学則に掲げて、在学生および教職員に対しては講義や研修会による教育・研修および冊子などの媒 体などを通じて周知を図り、併せて大学ホームページで一般社会に向けて公表している(1-6【ウェ ブ】、1-7【ウェブ】)。

新任教員を対象に平成25年度から春期と秋期の年2回、研修会を継続的に開催し、春期研修会

では新任教員向け自校学習を実施している(1-8【ウェブ】)。令和3年度は、東大阪キャンパス採用教員は対面による開催、他キャンパス採用教員並びに新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった令和2年度採用教員はZoomでの開催となった。

本学では、建学の精神および教育の目的について、出版物の刊行や「不倒館」(創設者世耕弘一記念室、平成21年設立)における展示を通じて、大学構成員のみならず一般社会に発信している(1-9~11)。これらの出版物については、全学共通教養科目として開講されている「自校学習」において学習教材(参考書)に指定する学部もある(1-12)。大学ホームページにおいても「建学の精神/教育の目的」および「近畿大学教育方針」を掲載しており、大学構成員のみならず社会に対する公表もしているほか、平成27年には、本学と社会との関わりについて社会貢献も含めて解説したリーフレット(1-13)を制作し、主に官公庁向けに配布した。

新入生ができる限り早い段階から、本学の建学の精神ならびに教育の目的および方針を理解し、 本学において自ら学ぶ意欲を高めて、その主体的な学修の嚆矢とすることを企図している。具体的 には全学の新入生に対して以下に示す教育課程内外で、建学の精神等を説明し、さらに、在学生・ 卒業生の学内外での活躍の紹介等を通じて本学の教育成果に関する共通認識を涵養している。

- a) 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からインターネットを用いた「近畿大学サイバー入学式 2020」を開催し、建学の精神ならびに教育の目的および方針を、創設者のエピソードなどを交えつつ、映像を用いて紹介した。令和 3 年度は通常より規模を縮小して対面で入学式を開催し、同様に映像を用いた紹介を行った(1-14)。
- b) 授業開始までに、全学部において新入生を対象に令和2年度はオンラインにて、令和3年度は 対面にてオリエンテーションを開催し、教育課程の概要や単位履修の仕組み等と併せて大学お よび学部・学科・コース等の教育研究の理念と目的を説明し、学修の心構えを説いている。例 えば薬学部では、新入生の登校日を設定し、学部独自のオリエンテーションを実施している。 薬学部の紹介と全教員の紹介を行っており、登校できなかった学生向けにライブ配信も行って いる。さらに、担当教員による薬学部施設見学、研究室見学とキャンパスツアーを行っており、 キャンパスツアーについては映像配信も行っている。
- c) 共通教養科目に「自校学習」または「建学のこころ」(法学部、経済学部、経営学部、理工学部、薬学部、農学部、文芸学部、建築学部、産業理工学部)を設け、在校生を対象として、大学・学部・学科の歴史と展望および教育理念等について講義すると共に、図書館等大学の施設および各学部・学科等の附置機関について説明している。また、自校学習映像教材を作成・youtubeにて限定公開し、創設者の本学建学の理念、今日の教育目標等について、本学の歴史や近年の研究トピックス等を紹介している(1-8【ウェブ】、1-15)。本科目の運用は各学部・学科の裁量に委ねられているが、設置にあたっては全学共通教育機構において大枠が定められている。
- d) 自校学習による建学の精神および教育の目的等に関する説明は、平成 24 年度以降継続して実施されている (1-12)。

点検・評価項目③:大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学と

して将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

建学の精神および教育の目的に基づいた教育・研究上の目的については、カリキュラムの改定や 入学試験制度の変更などの検討に際して、全学的な観点から大学協議会および大学院委員会が、そ の整合性を検討してきた。さらに、平成27年度から、全学の自己点検・評価委員会と各学部・研究 科の自己点検・評価委員会がPDCAサイクルの点検・評価に継続的に携わることとされ、内部質保 証を担保する定期的な検証システムが整備されている。

令和2年度に学校法人近畿大学中期計画を策定し、令和7年3月31日までに本法人が目指すべき中期的な目標と計画を定めている(1-16【ウェブ】)。具体的には、建学の精神を活かした人材育成、学生満足度を意識した教育の提供、世界水準の研究の展開、グローバルに強い大学、を目指している。さらに、質の高い医療の提供と病院経営における財政体質の確立と強固な財政基盤と機動的・戦略的な経営体質の確立を目標として設定している。近畿大学では、中期計画に基づき事業計画を策定し、各部門においては部署目標・個人目標を設定していく。さらに中期計画については毎年度進捗状況を検証し、時代の変化に迅速に対応するための見直しも柔軟に行っていく。

(2) 長所・特色

本学は、「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神として設立され、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成することにある。」を教育の目的に定め、現実に立脚しつつも、歴史的展望をもち、地に足をつけて取り組むことができる創造性豊かな人格の陶冶を社会的使命として教育や研究に取り組んできた。このことは学則に明文すると共に、履修要項、シラバスに記し、入学式やオリエンテーションの履修指導などの機会を利用して学生に説明し周知を図り、さらに大学ホームページを通じて社会に対しても公開・発信している(1-6【ウェブ】)。その上で知識基盤社会に転換しつつある 21 世紀の日本において必要とされる知識と思考力の育成を目指し、総合大学として実践的学問の発展に努めるという教育方針を建て、これに基づいて教育および研究の活動に取り組んでいる。

各学部・研究科も独自の教育の理念・目的を設定し、これに基づく教育方針のもと、大学としての活動に従事している(1-2~5【ウェブ】)。さらに、全学の自己点検・評価委員会と各学部・研究科の自己点検・評価委員会が PDCA サイクルの点検・評価に継続的に携わるシステムを確立し、適切な検証を実施している。各学部・研究科においても独自の PDCA サイクルによる検証システムが確立されている。

その結果、理念・目的等の策定・点検にあたって、各学部・研究科が責任をもって検討することはもちろん、21世紀教育改革委員会学士力強化検討委員会(1-17【ウェブ】)がこれらの適切性について学部・学科・研究科と連携して全学的な見地から検討する体制が整えられ、斉一性のとれた理念・目的・教育方針等の策定と公開が実施されている。また、この全学的取り組みによって、教育理念・目的・方針等についての認識およびこれらに則した教育研究活動の必要性についての認識

を全学的に共有することができた。

(3)問題点

各学部・研究科で教育の目的・人材育成目標が適切に遂行されているかを定期的に調査し、評価することが重要である。また、授業評価アンケートや卒業生アンケートに加え、企業への聞き取りを行い、かつ、社会での活躍が目覚ましい卒業生への追跡調査やヒアリングを実施しているが、得られたデータの分析を進め、目標設定に反映することが望まれる。

近年、大学院生が増加しており、大学院の研究科・専攻の課程ごとに教育研究上の目的を定め 公表するなど、さらなる学則整備を早急に進める必要がある。

(4)全体のまとめ

本学の建学の精神および教育の目的は適切に策定され、教育方針の策定・改定と教育目標を含めた全学的な検証は、21世紀教育改革委員会学士力強化検討委員会を中心に進められており、加えて、全学的な自己点検・評価委員会と各学部・研究科の自己点検・評価委員会により、PDCAサイクルの点検・評価が継続的に実施されてきた。

今後は本学の教育の理念・目的および方針の適切性について定期的な検証システムが効果的に機能しているかをさらに点検しながら、持続的・継続的な改善に努め、教育課程や入口(入学時)・出口(卒業後)の改革等に際しても改善・検証を行う必要がある。大学院の研究科・専攻の課程ごとに教育研究上の目的を定め公表するなど、早急な学則改善が必要である。

本学は、大学の建学の精神、教育研究目的および教育方針を制定し、これを社会に発信することに努めてきたが、今後もこれを深化・実質化していくことと点検・改善を継続することが重要である。

さらに中期計画に基づき、本法人が目指すべき中期的な目標と計画に掲げられた事業計画を策定するとともに各部門の目標を設定していく(1-18、1-19)。加えて、中期計画については、毎年度進捗状況を検証し、時代の変化に迅速に対応するために見直しも柔軟に行っていく。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①:内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

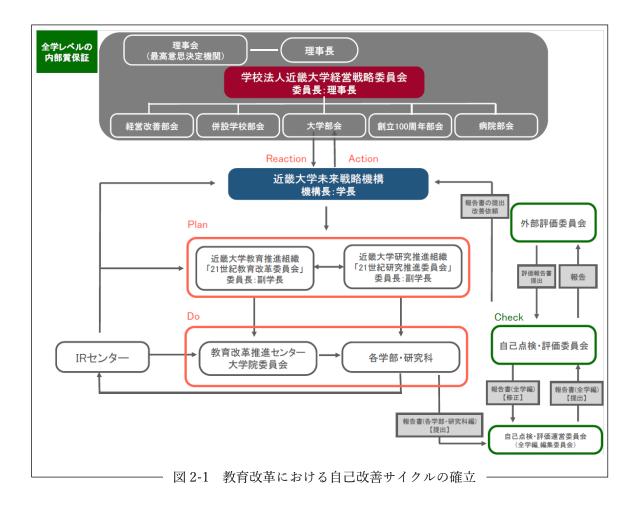
<内部質保証に関する大学の基本的な考え方>

本学では、教育研究水準の向上を図り、大学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表することを学則に定めている (2-1【ウェブ】)。そして、内部質保証に関する大学の基本的な考え方およびその方針や手続きは、近畿大学内部質保証方針に明示されている (2-2)。

<内部質保証の推進を担う全学的な組織と体制>

近畿大学内部質保証方針には、内部質保証の推進を担う全学的な組織と体制が次のように示されている。まず、大学の最高意思決定機関である理事会およびその代表である理事長のもとで、教育・研究の戦略的司令塔機能を担う近畿大学未来戦略機構が、部局横断的異分野融合領域の教育・研究の醸成に取り組むとともに、内部質保証を全学的に推進する役割を担っている(2-3)。そして同機構のもとで、自己点検・評価委員会が全学の教育研究等の現状や教育改革事項の進捗状況を把握し、それらの有効性と適切性を定期的に検証する役割を果たしている(2-4【ウェブ】)。さらに、各学部・研究科にもそれぞれ自己点検・評価委員会が設けられている。近畿大学未来戦略機構は、学内の自己点検・評価作業を担うこれらの委員会を統括する形で内部質保証推進の責任主体となっており、自己点検・評価委員会による検証結果を踏まえて教学の改善・向上のための中・長期的構想を立案し、具体的な行動計画の作成と運用を指示する立場にある(2-5)。

なお、平成 26 年度の大学評価(認証評価)において、自己点検・評価活動の定期的な実施について明文化し、内部質保証の責任体制や手続き等を明確にするよう指摘を受けた(2-6)。これに対応して本学では、内部質保証のための規程や組織の整備を進め、教育・研究改革を目的とした自己改善サイクルの組織を図 2-1 のように確立させた。令和 3 年度の大学評価(認証評価)の内部質保証の概評においては、「内部質保証の組織として、同方針に『近畿大学未来戦略機構』を中心とし、計画を策定する『21 世紀教育改革委員会』『21 世紀研究推進委員会』を設け、自己点検・評価を実施する組織として、全学的な『自己点検・評価委員会』及び各学部・研究科の『自己点検・評価委員会』を設置することを定めている。あわせて、手続について、学長を機構長とした『近畿大学未来戦略機構』が責任主体となった全学的教学マネジメント体制のもと、PDCAサイクルを適切に機能させて、内部質保証を実施することを定め、内部質保証に係る各種会議体の役割をPDCAサイクルに応じて明確に示している。」との評価を受けている。今後は、理事長および理事会と近畿大学未来戦略機構の関係性について検証することが望まれる(2-7)。



点検・評価項目②:内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

<内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備およびそのメンバー構成>

本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、前述のように近畿大学未来戦略機構を設置している。その教学マネジメントのもとにある諸組織と各メンバーや、内部質保証を推進するための PDCA サイクルは次の (1) ~ (4) のように構成されている (図 2-1)。

(1) Plan: 21 世紀教育改革委員会、21 世紀研究推進委員会

両委員会は、近畿大学未来戦略機構に直属する教育・研究改革推進組織として、建学の精神を活かした教育・研究の改善と充実のための具体的な計画案作成の役割を担う(2-8)(2-9)。このうち、21世紀教育改革委員会は、その傘下に学士力強化検討委員会、学生生活支援検討委員会、大学院改革検討委員会、ICT教育検討委員会という4つの検討委員会を置き、各領域の改善・充実のための検討作業を行っている。同委員会の委員長は副学長が務め、その他のメンバーは、教育改革推進センター長、IRセンター長、全学共通教育機構長、委員長、法人本部長、大学運営本部長、傘下の4つの検討委員会の各委員長、大学運営本部企画室長、で構成されている。一方、21世紀研究推進委員会は、その傘下に研究クラスター推進検討部会、オープンイノベーション推進検討部会、研究機器整備支援検討部会、研究人材支援検討

部会、研究グローバル化推進検討部会という5つの検討部会を置き、卓越した研究成果を創出するために必要な研究基盤環境の整備やプロジェクト立案推進などを通じて全学的な学術研究の水準の向上を図っている。同委員会の委員長は副学長が務め、各学部長、事務部関係部長から構成されている。このうち、特に前者の21世紀教育改革委員会のもとに置かれた学士力強化検討委員会は、近畿大学未来戦略機構および21世紀教育改革委員会による第三次教育改革の取組みの一環として、学士課程教育の継続的改善を促進し、学士力の強化およびこれを担保する教育の質の保証に向けた方略を構築する役割を担っている。具体的には、①入学者受入れ、教育課程編成・実施および学位授与に係る教育方針の実体化の伸長、教職員・学生等の間でのその意義と成果の共有および学外への積極的な発信、②学生の能動的学修態度の涵養や学修の質的向上に向けての教職員・学生等のの働きかけや学修の深化(知の深化)の方途の探討、③教育の継続的改善に関する教職員・学生等の意識の啓発・向上、④教育に関する取組みの効果測定と教育の質を保証する方略の構築を継続的に行っている(2-10【ウェブ】)。

(2) Do:教育改革推進センター、各学部・研究科

教育改革推進センターは、21世紀教育改革委員会で立案された教育改革事項を各学部・研究科に伝達する役割を担う(2-11)。同センターは、教育改革推進センター長が業務を統括し、メンバーは、IR センター長、全学共通教育機構長、21世紀教育改革委員会の委員長、同委員会の傘下にある4つの検討委員会の各委員長、各学部長補佐、事務部長らから構成されている。業務内容としては、21世紀教育改革委員会が策定した具体的施策など教育改革の推進に関する事項を全学で共有するための重要な役割を担っている。一方、21世紀研究推進委員会で立案された学術研究・大学院の教学に関わる事項については、各学部・研究科に直接伝達される。各学部・研究科に伝達されたこれらの事項については、各学部長・研究科長の責任のもとで迅速かつ円滑に遂行する体制が整えられている。

(3) Check: 自己点検・評価委員会

自己点検・評価委員会は、本学における教育研究活動、管理運営等の現況を調査し、その独自性を教育・研究の充実と活性化へとつなげるため、自己点検・評価に関する事項を検討する役割を担っている(2-4【ウェブ】)。同委員会は、副学長が委員長を務め、構成メンバーとして、学長、副学長、各学部長、法科大学院長、大学院部長、全学共通教育機構長、教職教育部長、短期大学部長、通信教育部長、中央図書館長、学生部長、キャリアセンター長、国際交流センター長、リエゾンセンター長、教育改革推進センター長その他関係研究所長・センター長、事務部関係部長により組織されている。一方、全ての学部・研究科においても、教授会・研究科委員会のもとに自己点検・評価委員会が設置され、教育・研究の状況を把握・点検・評価し、その水準を改善・向上することが図られている(2-12)。各学部・研究科で実行された教育改革事項は、それぞれの自己点検・評価委員会によって検証にかけられ、各学部・研究科の自己点検・評価報告書として毎年度提出される(2-13)。自己点検・評価運営委員会は、これらを集約して全学の自己点検・評価報告書を編集する(2-14【ウェブ】)。そし

て、自己点検・評価委員会は、同報告書をもとに教育改革の成果検証を全学レベルで行い、 その結果を近畿大学未来戦略機構に報告する(2-15)。

(4) Action:近畿大学未来戦略機構

近畿大学未来戦略機構は、学長が機構長を務め、副学長、経営戦略本部長、法人本部長、 大学運営本部長らから構成され、大学全体の教育・研究の戦略的司令塔機能を担い、教育・ 研究改革における主導的な役割を果たすとともに、大学全体の内部質保証推進の最終的な責 任を負っている (2-2) (2-3)。前述の PDCA プロセスを引き継ぎ、問題点があれば改善策を 検討し、各部局に指示を与えるとともに、中・長期的な教育改革構想を立案する。改善策の うち詳細な検討を要するものや、中・長期計画にかかわる事項については、教育推進組織で ある 21 世紀教育改革委員会と、研究推進組織である 21 世紀研究推進委員会に対し、改革・ 改善の指示が行われる (2-2~4)。

前述 (1) \sim (4) の諸組織に加え、自己点検・評価の PDCA サイクルの推進エンジンとしての位置づけにあるのが IR センターである (2-16)。同センターは平成 28 年度に設置され、本学の計画策定、政策決定、意思決定を支援することを目的として、教学データや各種アンケート結果の分析と学内共有を進めている。同センターの取り組みは、内部質保証を推進する上で重要な役割を果たしつつある。例えば、同センターの提供するデータが FD 研修会やワークショップなどの場面で活用されるようになり、教職員が全学的な方針や問題意識を共有することにつながっている (2-17 \sim 21)。

以上のように、本学では、近畿大学未来戦略機構が教学マネジメント体制の中心として内部質 保証の推進の責任を負っており、傘下の各組織を連動させた全学的な PDCA サイクルが整備さ れている。

<教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針>

本学では、前述の近畿大学内部質保証方針に基づいて、近畿大学未来戦略機構とその傘下の 21 世紀教育改革委員会・21 世紀研究推進委員会が全学的な教育研究の企画・設計を行い、教育面では教育改革推進センターを通じて、各学部・研究科がその具体的な運用を行っている。また、自己点検・評価委員会がそれらの教育活動状況を検証し、改善・向上のための提言を行っている(2-14【ウェブ】)。そして、その提言を踏まえ、近畿大学未来戦略機構が 21 世紀教育改革委員会、教育改革推進センターと連携して、教育の企画・設計、運用、検証および改善・向上に取り組んでいる。

これらの運用体制のうち、全学的な組織と各学部・研究科組織との役割分担の詳細は次の(1) ~(4)のようになっている(図2-1)。

(1) 近畿大学内部質保証方針に基づいて、各学部・研究科所属の自己点検・評価委員会が、それぞれの教育研究の活動状況や制度、組織、施設・設備の現状およびその運営状況、教育改革事項の進捗状況などについて自己点検・評価作業を行い、年度ごとに報告書を作成し、これを自己点検・評価委員会に提出する(2-13)。

- (2) 自己点検・評価運営委員会は、各学部・研究科から提出された自己点検・評価報告書を集約・編集して、全学の自己点検・評価報告書を作成する(2-14【ウェブ】)。
- (3) 全学の自己点検・評価委員会は、自己点検・評価運営委員会が作成した自己点検・評価報告書の内容を精査し、その結果を近畿大学未来戦略機構に報告する(2-15)。
- (4) 近畿大学未来戦略機構は、全学としての問題点があれば改善策を検討し、中・長期的な教育改革構想を立案するとともに、21 世紀教育改革委員会ならびに 21 世紀研究推進委員会に具体的な行動計画の作成を指示する(2-2)(2-3)(2-22)。その行動計画の具体的な運用に関わる情報は、教育改革推進センターを通じて各学部長・研究科長に随時共有される(2-23)。

以上のように、内部質保証のための全学的な組織と各学部・研究科組織との役割分担は明確化されており、方針および手続きも構成員の中で確実に共有されている。なお、令和3年度の大学評価(認証評価)の内部質保証の概評においても、「内部質保証の推進に責任を負う組織を明確に位置付け、同組織を中心とした全学的なPDCAサイクルを適切に整備している。」との評価を受けている(2-7)。

点検・評価項目③:方針および手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<3つのポリシー策定と見直しの実施>

本学では、「教育理念・目的」に基づき、平成 22 年に大学全体の 3 つのポリシーを定めた。平成 23 年には全学部において、平成 24 年には全学科、大学院研究科においても、3 つのポリシーを定めた(2-24)。学部・学科における 3 つのポリシー策定にあたっては、学士力強化検討委員会から基本方針・指針が示されたが(2-25~26)、その後も、見直しが要請されるごとに具体的な改定の指針が示されている。例えば、平成 27 年には、3 つのポリシー公開後 4 年が経過し、その間、高等学校の学習指導要領改訂、教育を取り巻く社会情勢や社会が求める人材像の変化、文部科学省が各ポリシーに求める方向性が変化したことから、学士力強化検討委員会と教育改革推進センターから各学部・研究科に対して見直しが依頼された(2-27)。

また、令和2年の見直しでは、中央教育審議会による「『卒業認定・学士授与の方針』『教育課程・実施の方針』及び『入学者受け入れの方針』の策定及び運用に関するガイドライン」を受けて、各学部・学科あるいは専攻のカリキュラム・ポリシーに重点を置いた見直しが行われた。具体的には、①ディプロマ・ポリシー達成のため、どのような教育プログラムで育成するのか、②個々の学生が、自分がどうすれば何を身につけることができるのか、③学生の学習成果をどのように評価するか、について改善するよう依頼があった。大学院においても、令和元年に大学院教育の実質化とその発展的な改善の取り組みとして、各研究科・専攻で定めた3つのポリシーの見直し・点検が依頼された(2-28)。

以上のように、本学では各学部・研究科の3つのポリシーを定期的に見直している。

<内部質保証推進のための基本方針>

本学では、「建学の精神」と「教育の目的」に基づき、「教育研究の目的」、「教育方針」ならび に各種方針の実現に資するため、内部質保証方針を定めて内部質保証を推進している。

各学部・研究科において、教授会、研究科委員会のもとに自己点検・評価委員会が設置され、教育・研究の状況を把握・点検・評価し、検証にかけられた後、各学部・研究科の自己点検・評価報告書として毎年、自己点検・評価委員会へ提出される(2-13)。自己点検・評価項目は、大学基準協会が定める大学基準及び点検・評価項目に準拠し、「自己点検・評価シート」を用いて点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会の下部組織である自己点検・評価運営委員会では、「自己点検・評価シート」を集約して全学の自己点検・評価報告書を編集し、全学の自己点検・評価委員会は同報告書をもとに、全学的な観点で検証して、課題の抽出を行い、その結果を近畿大学未来戦略機構に報告する(2-29)。同機構は、学長が機構長を務め、大学全体の内部質保証の最終的な責任を負い、問題点があれば改善策を検討し、各部局に指示を与えることになる。以上のように、本学の内部質保証については、内部質保証方針に従って実施されている。

<PDCA サイクルに基づいた内部質保証の推進>

本学では、平成 27 年より学士課程教育の継続的改善を促進し、学士力強化およびこれを担保する教育の質の保証に向けた方略の構築を目指す第三次教育改革を実行し、大学改革ならびに内部質保証体制の確立・推進に取り組んでいる。内部質保証の体制として、21 世紀教育改革委員会および 21 世紀研究推進委員会が、それぞれ教育、研究活動に関する計画を策定する(P)。前者の傘下には、4 つの検討委員会が配置され、このうち学士力強化検討委員会と大学院改革検討委員会は、3 つのポリシーの策定・精査および見直し、授業評価アンケート改善、共通教養科目の見直し、文理融合科目の導入、カリキュラムマップ・カリキュラムツリー・ナンバリングの導入、成績評価ガイドラインの作成、アセスメント・ポリシー、大学院アセスメントプランの策定、ポートフォリオの構築といった作業に携わってきた(2-30~31)。さらに、学士力強化検討委員会には 3 つのワーキンググループ(WG)が設置され、質保証 WG は 3 つのポリシーの見直し、アセスメント指標の検討、ルーブリック評価、授業改善 WG はアクティブ・ラーニングの推進、授業評価アンケートの再構築、成績評価 WG は GPA 制度の見直しと科目間格差の是正、成績評価指標の策定などの検討課題にそれぞれ取り組んできた(2-32)。

21 世紀教育改革委員会で立案された教育改革事項は、教育改革推進センターから各学部・研究科に伝達され、各学部長・研究科長の責任のもとで遂行される (D)。これらの効果ならびに成果については、各学部・研究科の自己点検・評価委員会及び全学の自己点検評価委員会で客観的に点検・評価が行われ (C)、近畿大学未来戦略機構に報告し、改善策及び中・長期的な教育改革構想の立案につなげる仕組みを整備している (A)。

以上から、本学においては全学的な PDCA サイクルが機能しているといえる。

<認証評価機関からの指摘事項に対する適切な対応>

平成26年度に大学基準協会による認証評価を受審し、適合と判断されたが、努力課題9項目、 改善勧告2項目の指摘があった。この結果を受けて、理事会や学部長会議等を通じて、全学的に 情報が共有され、各学部・研究科の責任において改善を進めた。

近畿大学未来戦略機構が早急に改善に取り組むことを決定し、これを受けて 21 世紀教育改革委員会の指揮のもと、各学部・研究科が計画的な改善を図るアクションプラン(3ヵ年改善計画)を作成した。(2-33) アクションプランでは、「1.担当」において担当者を明確にし、「2.指摘事項」では指摘内容を記載し、「3.評価当時の状況」では何が問題であったのかを認識する。「4.改善計画」では最終目標(3ヵ年)、参考とする指標、現状と改善目標、改善方策、改善実績、次年度の課題と改善目標、(自己)達成度評価(5段階評価)の各項目を記載することにより、改善に向けての目標を明確にし、各学部・研究科で自己達成度評価を行って全学の自己点検・評価委員会へ提出する。同委員会は、この結果を確認・評価し、自己点検・評価委員会で達成度評価(5段階評価)を記し、各学部・研究科にフィードバックする(2-33)。平成27年から29年度までの間、このアクションプランにより、毎年度進捗管理を行い、前述の指摘事項について計画的に改善を図り、その結果を平成30年に大学基準協会へ「改善報告書」として提出した。その結果、「改善報告書の検討結果」の概評において、「提出された改善報告からは、これらの改善勧告および努力課題に対して、改善に努めたことは認められる」との評価を得ることができた(2-34)。

令和3年度の大学評価(認証評価)では、3件の長所が取り上げられたが、改善課題2件、是正勧告5件の指摘があった。この結果については、令和4年5月に自己点検評価委員会主催で、全教職員に対して審査報告会を開催することで情報共有を行った(2-35)。長所については更なる進展を図るとともに、改善課題・是正勧告については、改善・改革に向けて取り組むべく、令和4年度から開始するアクションプランの準備を進めている。

<自己点検・評価における客観性、妥当性の確保>

各学部・研究科には自己点検・評価委員会が設置され、教育・研究の状況を把握・点検・評価 し、検証にかけられた後、各学部・研究科の自己点検・評価報告書として毎年、自己点検・評価 運営委員会へ提出される。自己点検・評価運営委員会では、これらを基礎資料として全学の自己 点検・評価報告書を編集する。全学の自己点検・評価委員会は同報告書をもとに、全学的な観点 で検証して、課題の抽出を行い、その結果を近畿大学未来戦略機構に報告している。

平成29年度以降、学外有識者からなる外部評価委員会を設置し、全学を対象とする外部評価を年1回、定期的に開催している。外部評価委員には、他大学理事長・学長各1名、教育関連企業役員1名、地元市長1名を迎え、本学から学長、自己点検・評価委員会委員長、副委員長、事務局が出席して、前年度の自己点検・評価報告書を踏まえて審議が行われ、評価を受けている(2-36~37)。改善事項については、未来戦略機構からの指示により、教育改革推進センターを通じて各学部・研究科に改善の検討が指示される。

各学部・研究科においても、独自に第三者評価を受審している。例えば、理工学部、工学部、

農学部は一般社団法人日本技術者教育認定機構(JABEE)、薬学部は一般社団法人薬学教育評価機構(JABPE)、医学部は日本医学教育評価機構(JACME)の第三者評価をそれぞれ受審している(2-38~40)。自己点検・評価に学外の第三者を加えたり、学外者の意見を聴取したりするアドバイザリー・ボードを設置する学部もある(2-41)。

さらに、株式会社格付投資情報センター (R&I) の格付審査も毎年受審し、17回目となる令和3年度の審査結果はAA [格付けの方向性:安定的]となり、21段階評価の中で3番目となる高い格付けとなった(2-42)。

このように、自己点検・評価委員会で検証された自己点検・評価報告書に基づき、外部評価委員会、種々の評価機関(JABEE、JABPE、JACME)、株式会社格付投資情報センター(R&I)等による審査を受審することで、学外からの客観的な評価を受ける仕組みとなっている。

以上のような取り組みから、内部質保証の客観性、妥当性の確保ができているだけでなく、内 部質保証の更なる推進へと有効に機能しているといえる。

点検・評価項目④:<u>教育研究活動、自己点検・評価、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社</u>会に対する説明責任を果たしているか。

<本学における情報公開の状況について>

本学における情報の公開に関しては、大学ホームページの「情報公開」において公表している (2-43【ウェブ】)。「長期ビジョン・中期計画・事業計画」では、教学と経営に関する戦略的経営を行うことを目的に策定された将来計画についてまとめられている (2-44【ウェブ】)。「財務・事業報告」では、平成 17 年度以降の監査法人による監査が行われた財務情報結果が掲載されている (2-45【ウェブ】)。

「情報の公表(教育情報等)」では、建学の精神・教育の目的、本学の教育方針、各学部・学科・研究科の教育方針、授業計画(シラバス)、成績評価、グローバル教育・留学、教員一覧などの情報からなる様々な教育活動を公開している(2-46【ウェブ】)。「アンケート調査」では、「授業評価アンケート結果」、「卒業アンケート結果」、「卒業生及び企業アンケートの結果」を公開し、教育活動の透明性を確保している(2-47【ウェブ】)。「大学評価」においては、「株式会社格付投資情報センター(R&I)の格付」、「公益財団法人大学基準協会の認証評価結果」についてそれぞれの審査結果を各種資料とともに公表している(2-48【ウェブ】)。「自己点検・評価」では、大学基準協会の定める機関別認証評価の評価基準を準用し、本学の内部質保証方針に基づいて作成された自己点検・評価報告書を平成27年度から毎年公開している(2-49【ウェブ】)。

その他、「方針・指針」、「動物実験に関する情報」、「学外からの研究費獲得」、「文部科学省への申請・届出」、「学位論文審査」、「21世紀教育改革委員会」、「IR センター」、「公益通報に関する受付・相談窓口」、「近畿大学が出資する事業会社」についての詳細な情報を「情報公開」のページにおいて公表することで、本学は公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たしている。

この「情報公開」のページは、経営戦略本部企画室が主管部署となり、整備を行い、公開情報 を正確かつ最新の状態に保つため、毎年度、掲載データの更新・確認を行っている。

点検・評価項目⑤: 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<内部質保証システムの適切性の点検・評価>

本学における内部質保証システムを推進している組織は、平成29年度に設置された近畿大学未来戦略機構である。学長が機構長を務める同機構は、学部・研究科との連携・協力を緊密に保ちながら、大学全体の自己点検・評価活動の中核を担っている。本学の自己点検・評価活動は、全学・組織・構成員という3つのレベルで実施され、それぞれにおいて内部質保証システムの適切性が常に点検・評価されている。

まず、全学レベルの内部質保証については、近畿大学未来戦略機構を中心に据えることで、大学全体のPDCAサイクルを適切かつ有効に機能させている。全学の自己点検・評価報告書は、その内容を自己点検・評価委員会で検証した後に、外部評価委員会での審議を経てから近畿大学未来戦略機構に提出される。その際、特に審議が必要な項目については、自己点検・評価委員会から近畿大学未来戦略機構に依頼事項が提出される(2-36~37)。近畿大学未来戦略機構は、大学の最高意思決定機関である理事会およびその代表である理事長と連携しており、全学的な方針に照らして理事会・理事長から検証が必要と求められた場合には、近畿大学未来戦略機構から21世紀教育改革委員会に審議が指示される(2-22)。21世紀教育改革委員会は、審議内容により、その下部組織である学士力強化検討委員会、学生生活支援検討委員会、大学院改革検討委員会、ICT教育検討委員会に検討を指示し、改善方策を立案させる(2-50)。そこで立案された改善方策は、各学部、研究科に指示が出される。このように、全学の内部質保証活動は、役割が明確に定められた各組織によるPDCAサイクルに則って有効に機能している。適切性の点検・評価は、毎年、自己点検・評価委員会によって行われ、外部評価委員会で検証されるとともに、毎年度に刊行されている自己点検・評価報告書でまとめている(2-14【ウェブ】)。

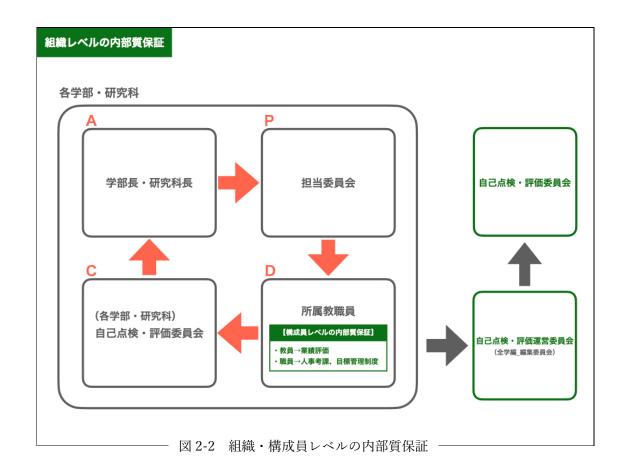
なお、新型コロナウイルス感染拡大と緊急事態宣言の発表に伴い、本学では令和 2 年 5 月 11 日からメディア授業(インターネットを介したオンライン授業)が開始され、令和 3 年度も継続 実施された。その準備過程において、近畿大学未来戦略機構は、ICT 教育の充実が喫緊の教育改革事項であるという認識に基づき、21 世紀教育改革委員会のもとに ICT 教育検討委員会を新設することを決定した(2-51~52)。こうした迅速な措置も、本学の内部質保証システムの適切性 が常時アップデートされていることの表れといえる。

次に、組織レベルの内部質保証については、各学部・研究科で毎年実施されている自己点検・評価報告書の作成により、その適切性が点検・評価されている(2-13)。前年度の自己点検・評価委員会、教育改革推進センター、21世紀教育改革委員会からの提言を受けて、各学部長・研究科長は、提言の内容を確認した上で、担当委員会に検討を指示して改善策を立案する。この改

善案は、各学部・研究科の教職員に周知されて、教育・研究活動に反映される。そして、年度末に作成される各学部・研究科の自己点検・評価報告書では、大学基準協会の審査基準に則った点検項目に沿って点検・評価が行われ、併せて次年度以降の発展方策と改善点が検討される。それらについては、次年度の各学部・研究科の運営計画に反映される。この自己点検・評価報告書は、全学の自己点検・評価委員会に提出されて、全学的な観点から評価される。

最後に、構成員レベルの内部質保証については、教員は教員業績評価、職員は人事考課・目標管理制度によって、それぞれの業績が点検・評価されている(2-53~55)。このうち教員の業績評価については、各教員が作成・提出した教員業績評価シートを学部長と業績評価委員会等が点検・評価し、優秀な教員にはA評価が与えられ、それが賞与の一部に反映されている。

以上に述べたような、組織・構成員レベルの内部質保証という観点から本学における内部質保証システムを整理して提示すると、図 2-2 のようになる。この図が示す通り、組織・構成員レベルにおいても、内部質保証の PDCA サイクルは、全学の自己点検・評価活動の枠組みの中で相互に緊密に連携しつつ、的確に運用されている。



<内部質保証システムの適切性の点検・評価をもとにした改善・向上に向けた取り組み>

本学の内部質保証システムは、全学・組織・構成員という 3 つのレベルで実施される自己点 検・評価活動を基盤として運用されている。この内部質保証システムの構築に向けた組織体制を 整備する取り組みとして、平成31年4月、近畿大学未来戦略機構にて教育改革における自己改善サイクルの機能化について審議された(2-5)。

新たに構築されたこの教育研究推進体制のもとで、令和元年 12 月、自己点検・評価委員会から近畿大学未来戦略機構に「平成 30 年度自己点検・評価にあたっての提言事項」が提出された(2-36)。この文書で自己点検・評価委員会が挙げた検討依頼項目に、「『成績評価の正規化・標準化』が含まれており、これは令和元年度の自己点検・評価報告書において、『科目・教員等によって成績評価(GPA)に偏りが見られる』」という問題点が指摘されたことに対応するものであった。近畿大学未来戦略機構は、この改善依頼を受けて、21 世紀教育改革委員会と教育改革推進センターにこの問題についての検討を速やかに指示した。その結果、令和 2 年 2 月に 21 世紀教育改革委員会と教育改革推進センターから各学部に「成績評価の振り返りについて」が通知された(2-56)。このように、年度ごとに作成される全学の自己点検・評価報告書の内容は、自己点検・評価委員会による検証を経て、次年度の改善・向上に向けた取り組みへと着実につながっており、そうした蓄積が本学の内部質保証システムをさらに強化していくものと考えられる。

以上に述べた年度単位の計画的な改善・向上への取り組みだけでなく、状況に応じた臨機応変な取り組みも行われている。例えば、新型コロナウイルス感染症に対する一連の対応がそれにあたる。令和3年6月、職域での新型コロナウイルスワクチン接種を開始する政府の発表方針を受け、東大阪キャンパスにおいてワクチンの職域接種に協力する方針を決定した。これは、学生・教職員の早期のワクチン接種を実現し、キャンパス内で安心・安全な活動再開を目指したものである(2-57【ウェブ】)。

このように本学では、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況の変化に応じて、理事長と学長による強いガバナンスのもと、内部質保証システムの適切性の点検・評価をもとにした改善・向上に向けた取り組みが臨機応変に行われてきた。一連の取り組みが有効に機能したのは、全職員と全教員の密接な連携のもとに、教育研究、学生支援、社会貢献の各方面で、迅速に計画が遂行されたためといえる。

以上に示したように、近畿大学の内部質保証システムの適切性の点検・評価は、全学的な自己 点検・評価活動によって進められ、改善・向上に向けた取り組みが、全学の PDCA サイクルに よって着実に行われている。

(2) 長所・特色

<毎年の各レベルでの定期的・恒常的な自己点検・評価の実施と公表>

本学は、年度ごとに全ての学部・研究科で自己点検・評価を行い、それに基づいた内部質保証に向けた活動を行っている。各学部・研究科における自己点検・評価報告書の作成にあたっては、大学基準協会の点検・評価項目に準拠した全学統一の報告書フォーマットを使用している。このフォーマットは、基準・項目ごとに「現状説明」、「効果が上がっている事項」、「改善を要する事項」、「将来に向けた発展方策」を一覧できるワークシートを用いている(2-58)。外部評価結果

の指摘項目には、単年度での改善が難しい課題も多く、改善活動の取り組みを経年で確認する必要が出てくるが、このフォーマットを使用することによって、年度ごとの改善活動をつぶさに確認することができる。

また、各学部・研究科には自己点検・評価委員会が設置され、作成された報告書の確認を行って全学の自己点検・評価委員会へ提出する。さらに、全学の自己点検・評価運営委員会が、提出された報告書をもとに全学の自己点検・評価報告書を毎年作成している。この報告書をもとに、全学の自己点検・評価委員会では、各学部・研究科を客観的に評価するだけでなく、その評価結果への対応状況についても翌年度に点検・評価を行っている。そして、自己点検・評価報告書と大学に対する提言を毎年度、近畿大学未来戦略機構へ提出し、教育・研究計画書を策定している。

このように、近畿大学未来戦略機構を中心とする教学マネジメント体制のもと、全学・組織・構成員の3つのレベルでの自己点検・評価活動は、自己点検・評価報告書の連携と、全学組織から各学部・研究科組織に至るまでの役割分担の明確化によって、大学全体の内部質保証の推進を実現させている。また、全学の自己点検・評価報告書という成果物を作成して、学内外に公表し社会への説明責任を果たしている。

令和3年度の大学評価(認証評価)の総評においては、「内部質保証の体制として、『21 世紀教育改革委員会』及び『21 世紀研究推進委員会』がそれぞれ教育活動、研究活動に関する計画を策定し、各学部・研究科や『教育改革推進センター』での活動を年度ごとに自己点検・評価し、その結果を全学の『自己点検・評価委員会』において客観的に評価して『近畿大学未来戦略機構』に報告し、改善策及び中・長期的な教育改革構想の立案につなげる仕組みを整備している。このシステムのもとで学習成果の可視化を進めるべく全学のアセスメント・ポリシーを設定するなどの改善活動に取り組んでおり、全学的なPDCAサイクルが機能しているといえる。」との評価を受けている(2-7)。

<内部質保証推進のための取り組み>

3つのポリシーについては、全学的で大きな見直しが平成 27 年度に実施され、各学部・研究科に段階的・系統的なカリキュラムを編成し、授業内容の実質化に向けてアクティブ・ラーニングの導入を進めるなど、学生の学びの実質化に努めてきた。令和元年度には、内部質保証システムをさらに有効に機能させる方策として、全学アセスメント・ポリシーが新たに策定された(2-59【ウェブ】)。これらは令和元年度の外部評価委員会において、「3 つのポリシーの適切性について検証を行い、アセスメント機能を強化する必要性がある」との指摘を受けたことに対応したもので(2-60)、3 つのポリシーの達成状況、教育効果ならびに学生の学習成果に対する測定・評価指標を機関(大学)・教育課程(学部・学科)・科目という3つのレベルにおいて定めた。大学院についても、基本方針が各研究科に示され、3つのポリシーの見直しの実施と大学院アセスメントプランが策定された。(2-61)

また、全学のアセスメント・ポリシー、大学院アセスメントプランについても、各学部・研究 科で実施可能なアセスメントの方策を検討するよう未来戦略機構から教育改革推進センターを 通して指示が出され、それに応え、大学院では成績評価や卒業研究における達成度の多面的評価に関して、ルーブリックの導入が検討され、学部においても、例えば経営学部では、卒業研究・卒業論文の学習成果を可視化するため、令和 2 年度から卒業研究ルーブリックを開発導入している(2-62)。学習ポートフォリオについても、紙ベースの My Campus Plan からコンピュータベースのマイステップへと移行している。

<外部評価受審体制と IR センターの整備による客観性・妥当性の確保>

全学の自己点検・評価報告書は、学外委員による外部評価を受けている。本学では、平成 29 年度に外部評価委員会を設置した。本委員会は、他大学理事長・学長各 1 名、教育関連企業役員 1 名、地元市長 1 名の委員で構成されており、多角的な観点からの評価に基づく受審体制を整えている。外部評価委員会による点検・評価は毎年実施されており、委員会では、近畿大学自己点検・評価報告書が提示され、詳細な説明が行われてから、委員からの質疑応答を行った後に、報告書の内容に関する審議が行われ、委員長から評価書が提出される。評価書は、自己点検・評価委員会で内容確認が行われて、改善項目については、近畿大学未来戦略機構に報告の上で、改善の指示が出される体制となっている。この外部評価受審では、委員の継続的な委嘱により、経年的な観点での評価が可能となっている。

一方、IR センターは、本学の計画策定、施策決定、意思決定を支援することを目的とした組織であり、教学データや各種アンケート結果を分析し、その情報を近畿大学未来戦略機構、近畿大学教育推進組織、教育改革推進センターに提供して、学内共有を推進する役割を果たしている。こうした IR センターの取り組みを踏まえて、内部質保証を推進し、教育内容・教育方法の改善を図るために、毎年、研修会やワークショップを通じて、各教員による全学的な方針や問題意識の共有を図っている。

以上のように、外部評価委員会の受審と IR センターの情報分析は、本学における自己点検・ 評価活動の客観性と妥当性の確保に大きく寄与している。

令和2年度の外部評価委員会では、基準2について、「3ポリシーの実施実態を検証するためのアセスメント・ポリシーを全学で策定し、ポリシーに基づいた取組結果の改善が認められている。加えて、新たにIRセンターを設置し、センターにおける情報分析を通じて、全学の教育・研究の取り組みや成果の客観性の確保をサポートすることを試みてきており、客観的な説明に貢献している。」と評価を受けている(2-63)。

なお、令和3年度の全学自己点検・評価報告書の作成にあたっては、IR センターから、3つのポリシーの検証結果として、ディプロマ・ポリシーの検証で「令和3年度卒業生及び企業アンケート調査結果」、カリキュラム・ポリシーの検証で「2021年度学生生活実態調査結果」、アドミッション・ポリシーの検証で「GPS Academic 調査結果」が提供されており、IR センターにおける情報分析を通じて、全学の教育・研究の取り組みや成果の客観的な説明を行っている(2-64)。

(3) 問題点

<各学部・研究科における Check と Action 機能の改善>

各学部・研究科における自己点検・評価作業は年度末に行われるため、評価と改善のための議論を十分に進めることが時間的に難しい状況にあった。そのため、令和3年度の自己点検・評価作業は、5月に各部署へ作成が依頼され、8月末に全学の自己点検・評価報告書の編集が始められ、年末には全学の自己点検・評価報告書が完成して、令和5年2月に外部評価委員会に諮られる予定となっており、改善活動が進められている。また、学部・研究科によっては担当者が固定化する傾向にあったが、令和4年度の自己点検・評価運営委員会の編集委員は、前年からの入れ替わりが図られている(2-65)。今後は更に、点検・評価作業の透明化や、より多くの教職員がこれに携わるシステムの構築が不可欠であり、学部・研究科単位での外部評価制度の導入については、引き続き検討を進めていく必要がある。

<教職課程に関する教育情報の公表>

教育情報、認証評価結果、自己点検・評価結果、財務・事業報告等の各種情報をホームページで積極的に公表しているものの、令和3年度の大学評価(認証評価)において「『教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること』のうち、計画に関する内容については、大学ホームページで公表されておらず、教職課程に関する教育情報の公表の各項目について専修免許に係る情報が公表されていないので改善が望まれる。」との評価を受けた。これについては、改善に向けて取り組むべく、アクションプランの準備を進めているところである。

(4)全体のまとめ

本学は、「建学の精神」と「教育の目的」に基づき、「教育研究の目的」、「教育方針」ならびに各種方針の実現に資するため、内部質保証方針を設定して、基本的な考え方、組織体制と責務、PDCAの運用プロセス、内部質保証システムの定期的な検証・改善システムについて明示している。この方針に基づき、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、学長が機構長を務める近畿大学未来戦略機構を設置している。同機構の下には21世紀教育改革委員会と21世紀研究推進委員会を置くことで、それぞれ教育と研究に関する改革案の企画と設計に携わっている。また、個々の改善事項は教育改革推進センターから各学部・研究科に伝達され、各学部長・研究科長の責任のもとで遂行される。改善の成果は各学部・研究科に設置された自己点検・評価委員会で検証された後、全学の自己点検・評価委員会で全学的な観点から検証され、課題を抽出した結果を近畿大学未来戦略機構へ報告する。このように近畿大学未来戦略機構を軸とした全学的な内部質保証のPDCAサイクルが、諸組織一体となって構築されている。

本学の内部質保証を有効に機能させ、本学の教育の理念・目的の実現に向けた教育活動を行う ため、平成22年に大学全体の3つのポリシーを定めた。平成23年には全学部において、平成 24年には全学科、大学院研究科においても、3つのポリシーを定めた。その後も、定期的に見直しが行われ、ポリシー見直しの要請ごとに具体的な改定の指針が示されてきた。本学の内部質保証活動は、全学・組織・構成員という3つのレベルで実施され、それぞれにおいて内部質保証システムの適切性が常に点検・評価されている。全学レベルの内部質保証活動では、自己点検・評価運営委員会が作成した自己点検・評価報告書は、全学の自己点検・評価委員会において、評価の客観性・妥当性が検証される。その評価結果は近畿大学未来戦略機構へ報告され、必要に応じた改善策が講じられる。組織レベルの内部質保証活動では、各学部・研究科において、教授会、研究科委員会のもとに自己点検・評価委員会が設置され、教育・研究の状況を把握・点検・評価し、検証にかけられた後、各学部・研究科の自己点検・評価報告書として自己点検・評価委員会へ提出される。構成員レベルの内部質保証活動では、教員は教員業績評価、職員は人事考課・目標管理制度によって、それぞれの業績が点検・評価されている。このように、評価を各レベルで行うことで、改善点を明確にし、内部質保証の実効性を高めている。

評価機関などからの指摘事項については、大学基準協会からの指摘事項への対応として、是正勧告・改善課題のそれぞれについて、当該学部・研究科がアクションプラン(3 カ年改善計画)を策定して、年度ごとに自己達成度評価を提出し、これに対して全学の自己点検・評価委員会が評価委員会としての達成度評価を行って、その結果をフィードバックする体制ができている。令和3年度の大学評価(認証評価)では、「適合」の結果を得たが、基準4「教育課程・学習成果」で是正勧告3件、改善課題1件、基準5「学生の受け入れ」で是正勧告2件、改善課題1件を指摘されている。令和7年7月末の改善報告書の提出に向けて、アクションプランによる改善の取り組みが必要である。一方で、基準5「学生の受け入れ」で長所1件、基準6「教員・教員組織」で、長所1件、基準9「社会連携・社会貢献」で長所1件の評価を受けており、今後の発展に向けた更なる活動が期待される。

その他、学外有識者からなる外部評価委員会による外部評価や、株式会社格付投資情報センター(R&I)による格付審査を毎年度受けている。そこで提示される指摘事項についても、全学として迅速に対応しており、それが教育研究活動の改善につながっていることから、これらの外部評価は、本学の内部質保証を恒常的・継続的に推進するうえで重要な役割を果たしているといえる。なお、大学ホームページでは、これらの外部評価結果に加えて、教育研究活動、財務などの諸項目を設けてそれぞれ詳細に公表しており、社会に対する説明責任を果たしている。

また、教育研究活動をはじめとする諸活動の最新の状況をホームページで積極的に公開し、社会に対する説明責任を果たしている。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①:大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の 組織の設置状況は適切であるか。

本学は、「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育の目的として掲げている。そして、総合大学として各学部の特色を活かしながら教育を行い、広い教養に裏打ちされた人格とチャレンジ精神をもって未来を志向しつつ、実践的学問の発展に貢献できる人材を育てることが、本学の社会的使命と考えている(3-1【ウェブ】)。したがって、学則第1条に、「教育基本法の本旨に則り、法律学、経済学、商学、理学、工学、薬学、農学、水産学、文学、社会学、国際学及び医学に関する学術の理論及び応用を深く研究教授し、人格を陶冶すること」を掲げている(3-2【ウェブ】)。また、時代の変遷に伴い変化する社会的要請や学術的関心に対して迅速に対応して学内組織の改革に取り組み、平成23年には日本で初めての学部として「建築学部」を設立した。その後、平成28年に「国際学部」を新設し、現在14学部48学科、大学院11研究科を教育研究組織として備えた日本屈指の総合大学になっている(3-3【ウェブ】)。また、本学の教育理念・目的を原則とした未来志向の実践的学問のさらなる追求のため、多岐にわたる研究分野を網羅する施設として、17研究所、8センターならびに2つの附属農場と2つの病院が設置され、学部と大学院が連携して多くの成果が挙げられてきた(3-4【ウェブ】)(図3-1)。

本学の理念・目的を具現化できる組織を構築するために、本学は時代の要請にも迅速に対応して学内組織の改革に取り組んできた。その結果、独自の特徴をもつ多彩な学部組織が誕生した。例えば、薬学部には、リサーチマインドを備えた薬剤師の育成を目指した「医療薬学科(6 年制)」と薬学研究者・技術者として国際的に活躍できる人材の育成を目指した「創薬科学科(4 年制)」の2 学科が設置され、これらが薬学総合研究所およびアンチエイジングセンターと連携することで国民の長寿・健康維持に関わる幅広い研究成果をあげている(3-5【ウェブ】)(3-6【ウェブ】)。農学部では、21 世紀の人類が抱える「食料」、「環境」、「健康」、「エネルギー」等の諸問題に対応すべく、「農業生産科学」、「水産学」、「応用生命化学」、「食品栄養学」、「環境管理学」、「生物機能科学」からなる未来志向型の6学科による教育・研究体制が敷かれている(3-7【ウェブ】)。また、附属農場、水産研究所、アグリ技術革新研究所と連携し、多くの研究成果が社会に還元されている(3-8【ウェブ】)。医学部では、チーム医療や複数研究者間の共同作業が重視されるため、その「理念・目的」の実現のために講座制を基本とした教育・研究組織体制が敷かれている(3-9(a)、3-9(b)【ウェブ】)。さらに、令和2年4月に医学部教育センターが設置され、卒前教育と卒後教育におけるシームレスな連携と継続的な医学教育が行われている(3-9(c)【ウェブ】)。また、東洋医学研究所の他、重点領域の診療・教育・研究を効果的に実現するために、様々な疾患

領域に特化した専門家と技術委員によって構成されるライフサイエンス研究所が設けられてい る (3-10【ウェブ】)。理工学部には、「理学」、「生命科学」、「応用化学」、「機械工学」、「電気電 子工学」、「情報学」、「社会環境工学」からなる7学科が設置され、各教育研究組織に企業の現場 技術者を招いて、本学の建学の精神「実学教育」に則り、社会の要請に応え得る人材輩出に努め ている(3-11【ウェブ】)。なお、「情報学」は「情報学部」新設(令和4年度)にあたり、その 基幹学科となる。さらに理工学部では、原子力研究所、バイオコークス研究所、理工学総合研 究所と連携し、教育研究成果をあげている。理工学部、薬学部のみならず全学的に、高額な理化 学大型研究機器を使用できる施設として、共同利用センターを設置し、研究機器の共同利用を効 果的に推進し、広く教育と研究の便宜を図っている(3-12【ウェブ】)。産業理工学部には、「生 物環境科学 |、「電気電子工学 |、「建築デザイン学 |、「情報学 | から成る理系 4 学科と文系の「経 営ビジネス学科」が併設され、21世紀が求める文理シナジー的発想を持った専門職業人を育成 することを志向した文理融合型の組織編制になっている(3-13【ウェブ】)。建築学部には、時代 の変化に順応し、建築の工学的な側面だけでなく社会・経済・歴史・文化との関係の中で、次世 代に伝承できる建築物を生みだす創造力の育成を目的として、「建築工学」、「建築デザイン」、「住 宅建築」、「企画マネジメント」の4専攻が設置されている。そして、"つくり・守り・育てる"建 築学の修得を教育理念とし、従来の建築学の概念にとらわれない「実学 | 「インターンシップ | に根差した教育が行われている(3-14【ウェブ】)。平成28年に誕生した国際学部は令和3年度 現在、最も新しい学部で、グローバル化する社会の転換期を生き抜き、社会に貢献できる人材の 養成を目的として、高い外国語コミュニケーション能力、幅広い教養と専門性、自文化と他文化 の理解・尊重、自主性と協調性を育成すべく、「グローバル専攻」と「東アジア専攻」の2専攻 から構成されており、令和3年度には言語教育を最適化した新カリキュラムが開始された。いず れの専攻も全学生が1学年後期から2学年前期にわたって海外に留学することにより、実践的 な語学力の向上に加え、異文化体験を通して豊かな人間性や自立性、多様な価値観や国際感覚を 身につけることを目標としている(3-15【ウェブ】)。さらに、令和2年4月には、今後の世界経 済・社会に不可欠な情報系の学問を究めた新学部の設置を視野に入れ、「実世界コンピューティ ング部門 |、「サイバーセキュリティ部門 |、「知能システム部門 | および「ICT 教育部門 | の4つ の部門からなる「情報学研究所」が新設された(3-16【ウェブ】)。令和4年4月には、情報学部 を開設予定であり、「知能システムコース」、「サイバーセキュリティコース」、「実世界コンピュ ーティングコース」の3つのコースを設ける。これらはいずれも「Society 5.0」の根幹となるサ イバー空間と実世界を高度に融合させたシステムの運用や開発に従事する ICT 技術者を養成す るためのコースである。それぞれのコースでは、サイバー空間に蓄積する大規模データの利活用 や、そのセキュアな流通、また、サイバー空間と実世界との橋渡しに関する技術を扱い、社会の ニーズに即した人材養成の特徴を有する(3-17【ウェブ】)。

大学院も「建学の精神」と「教育の目的」に則り、学士課程を基盤とした専門知識と高い倫理性を備えて自立的に新しい価値観の創造と活用を先導できる「実学を具現化できる知のプロフェショナル」としての人材を育成することを目的としている。より深く学び、より深く研究した

いという大学院生の要請に応えながら、高度な専門知識・高度な研究能力を修得するための支援を行っている (3-18【ウェブ】)。その例として、次のようなものが挙げられる。

法学研究科は、法学部教育を知的基盤としつつ、さらにレベルの高い専門的法学および政治学 教育を教授し、大学院生の研究能力を涵養することを目的としている。併せて、その教育・研究 の実践を通して、国際社会、国家または地域社会の発展に向けて、実際に先導的な役割を果たし 得る法学・政治学の専門家を養成できるように組織されている(3-19【ウェブ】)。商学研究科に は、「商学」、「経営学」、「会計学」、「ITビジネス」、「キャリア・マネジメント学」、「スポーツマ ネジメント」の 6 つの専門分野があり、いずれかの分野に軸足を置いて高度な専門知識を修得 し、実務界・学界等で活躍貢献できる人材を養成できるように組織されている(3-20【ウェブ】)。 総合理工学研究科は、「理学」、「物質系工学」、「メカニックス系工学」、「エレクトロニクス系工 学」、「環境系工学」、「建築デザイン」の 6 専攻分野により、高度な科学技術に関する知識を有 し、地域社会、国および人類の知の創造と平和と福祉に貢献できる人材を養成するとともに、専 攻横断型の「東大阪モノづくり専攻」も設けて、教育の産学連携を実施している(3-21【ウェブ】)。 医学研究科では、専攻分野の壁を越え、共同研究や集団的な指導をし易くするために、従来あっ た5専攻分野(生理学系、病理学系、社会医学系、内科学系、外科学系)を、平成20年度から 医学系の1専攻に集約している。さらに、実学重視の本学の理念に呼応して、平成20年度から 入学資格を満たす放射線技師を主な対象とした医学物理学専攻分野も新設し、医学物理士養成 コースの認定も受けている(3-22【ウェブ】)。生物理工学研究科は、生物系と理工学系の伝統的 な科学・技術に裏打ちされた学際的な先端技術分野に係わる未来志向の教育研究理念のもと、先 見的な洞察力と創造力の涵養、高い倫理観と自主独往の精神を兼ね備えた人格の陶冶を目的と し、社会との連携と調和、社会の福祉と持続的発展に貢献する優れた研究者と高い専門性を有す る技術者を育成することを目的として、「生物工学」および「生体システム工学」の2専攻によ り組織され、先端技術総合研究所と連携して、多様な研究成果をあげている (3-23【ウェブ】)。

学校法人の組織図(令和3年4月1日現在) 学校法人の組織図

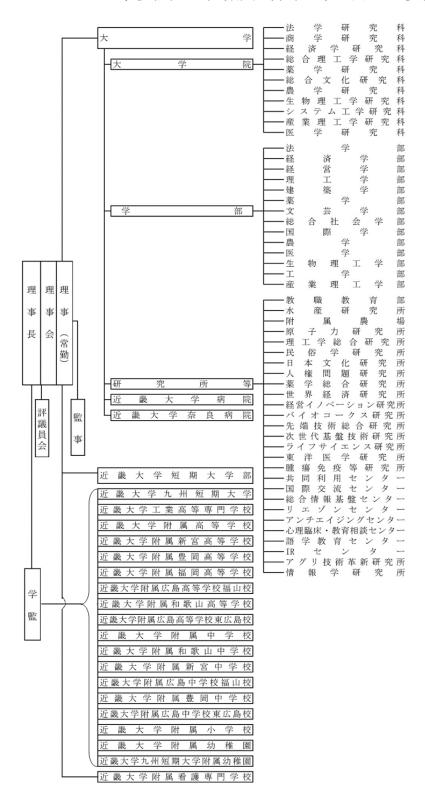


図 3-1 学校法人の組織図

点検・評価項目②:<u>教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</u>

平成 26 年度の大学評価(認証評価)で「教育研究組織の適切性については、各学部・研究科内の委員会などにおいて検証を行っているものの、大学全体としての検証体制は確立されていない。」との指摘を受けたのに対応して本学内に各種委員会の設置を進めた。教育研究組織の適切性については、全学的な組織として 21 世紀教育改革委員会 (3-24) (3-25【ウェブ】)と 21 世紀研究推進委員会 (3-26)が適切性の見直しをする実務的な役割を果たし、自己点検・評価委員会が定期的な点検・評価を行っている。これらの委員会では附属施設の存在意義についても検討する責務を担っている。

教育組織・研究組織の今後の在り方についても定期的に検討する各種委員会が各部署に常設されている。経済学部には将来構想委員会(3-27)があり、総合社会学部には長期ビジョン委員会(3-28)が、また農学部には農学部戦略会議(3-29)が、理工学部には運営会議(3-30)が、薬学部には人事計画検討委員会(3-31)が、建築学部には学部長の諮問機関として中長期計画策定委員会(3-32)が設置されている。同様の役割を果たす委員会として、法学部には法学部改革本部(3-33)およびその内部にカリキュラムデザイン・教育改革・教育情報3部門のワーキンググループがあり、医学部には教育評価委員会(3-34)、共同研究施設運営委員会(3-35)、医学部IR委員会(3-36)が設置されている。これらの委員会では教育・研究組織の将来構想につき議論が交わされ、各部署の将来像を提示するとともに、それに相応しい人材の確保が図られている実態を可視化する役割を果たしている(3-37)。これらの課題については、各部署の執行部も積極的に関与しており、例えば、理工学部では執行部全体会議(3-38)で、国際学部では運営協議会(3-39~41)で議論が交わされている。産業理工学部では「学部改革基本構想」が作成され、教授会で承認された。各部署での点検・評価は各部署の自己点検・評価委員会によって取りまとめられた後、全学自己点検・評価委員会においてその内容が審議されるとともに、年度ごとに報告書が作成され公表されている(3-42【ウェブ】)。

また、社会の動向やニーズに対応すべく、研究所の新設、学部・学科の改組を常に検討している。Society 5.0 への対応、今後の超デジタル社会で必要とされる ICT 技術の教育を担う組織として、令和 2 年 4 月に、本学として 18 番目となる研究所である「情報学研究所」を開設した(3-16【ウェブ】)。また、令和 4 年度の情報学部開設に向けて、準備を進めている(3-17【ウェブ】)。さらに、理工学部では、1)情報・通信分野のニーズに対応するため「電気電子工学科」から「電気電子通信工学科」への改組(3-43【ウェブ】)、および、2)今後の脱炭素社会、カーボンフリーエネルギーを志向したエネルギーを研究・教育する「エネルギー物質学科」の新設(3-44【ウェブ】)を令和 4 年度に予定している。また、これらの開設に向け、既存の学科定員の再検討も行われた。これらの新設は、関連する学部での検討を経て、大学協議会ならびに理事会で承認を受けている(3-45)。

(2) 長所・特色

現在開設されている学部・研究科および研究所等の附属施設は、いずれも本学の建学の精神と 教育の目的を基盤にして、学則・別記(1)に定められた「アドミッション・ポリシー」、「カリ キュラム・ポリシー」、「ディプロ・マポリシー」の3つのポリシー(3-2【ウェブ】)に則り、各 学部の特徴を明確に表した独自の教育方針を立て、教育・研究活動を活発に推進している。例え ば、薬学部医療薬学科では、病院を有する強みを活かした早期体験学習や医薬連携教育が充実し ている。さらに、ハワイ大学薬学部との短期海外研修プログラムも導入し、グローバルな観点か ら薬学について学んでいる(令和3年度については、コロナ感染症の影響により中止)。また、 創薬科学科では、薬学分野の知識とテクノロジーを学び、講義のみならず社会人基礎力を養うチ ーム基盤型学習が取り入れられ、生命科学の最前線で活躍できる研究者養成を目指している。薬 学研究科では、2 病院のみならず、堺市総合医療センター、スギ薬局も加わり、臨床・薬局業務 と臨床薬学研究を並行して行えるプログラムが実施されている(3-46【ウェブ】)。併設されるア ンチエイジングセンターでは公開講座を開催し、その成果を社会に広く情報発信している(3-6(a) 【ウェブ】)。農学部では、未来志向型の6学科による教育・研究成果のみならず、水産研 究所と附属農場の研究成果が古くから認知されており、これに加えて、平成 30 年に学部を積極 的につなぐアグリ技術革新研究所が農学研究科に設置されたことにより、これまで以上に大学 の理念・目的を達成する手段が備わり、これからの農学にとって必要不可欠な組織がさらに充実 したといえる。また、農学部では「里山学連続公開講座」を開き、社会に情報を発信している(3-8【ウェブ】)(3-47【ウェブ】)。農学研究科ではアグリ技術革新研究所を開設し、SDGs に貢献 する研究を活発に行っている(3-48【ウェブ】)。医学部には、問題解決力を身につけるテュート リアル (少人数教育プログラム) や最先端の設備で最新の医療技術を学ぶことができる臨床実習 など、優秀な医師を育てるカリキュラムがあり、内科学や外科学、小児科学、放射線医学など、 医学全般を学ぶ。さらに、大学病院が隣接するというメリットを活かし、1年次から実際の医療 現場で患者と接する実習が始まる。また、併設されているライフサイエンス研究所は、各講座の 研究のみでなく学生の「自律的学習能力」の効果的な育成に貢献している(3-49【ウェブ】)。理 工学部の7学科は、いずれも実学精神に基づき、確かな教養とスキルを身につけ、21世紀が抱 える社会の課題を自分の視点で解決し、実社会で活躍できる人材の育成に努めている。その一環 として、文部科学省「大学の世界展開力強化事業」に採択されたプロジェクトを通じて、ロシア の協定校との間で交流を深め、国際感豊かな感性でモノづくりができる人材の養成を行ってい る(3-50(a)【ウェブ】)。また、「東大阪モノづくり専攻」では、東大阪の企業との連携・交流を はかり、技術開発、産業の発展に貢献する能力の養成を目的に理工学部地域連携先端研究教育セ ンター「近大ものづくり工房」が設置されている(3-50(b)【ウェブ】)(3-50(c)【ウェブ】)。ま た、「理学専攻」には準医療職である遺伝カウンセラー養成課程が設立されている(3-50(d)【ウ ェブ】)。さらに、次世代バイオ・リサイクル燃料開発に係わるバイオコークス研究所の研究には 社会から大きな期待が寄せられている(3-12(b)【ウェブ】)。さらに、共同利用センターは、世 界最高水準の研究機器を設置し、私立大学としては類例のない施設になっている(3-12(d)【ウェブ】)。工学部では、一般社団法人日本技術者教育認定機構(JABEE)等による評価によって、附置研究所・センター等の組織の教育研究機能が補完されていることが認証されている(3-51【ウェブ】)。経済学部では、1人1台のコンピュータを利用した実習により、プログラミングなどの専門スキルやIT スキル育成のために必要な基礎知識も効率的に学ぶことができるカリキュラムが編成されている(3-52【ウェブ】)。国際学部では、1年後期からの留学で、英語、中国語、または韓国語の運用能力を磨き、帰国後には本学への留学生達と一緒に学ぶことで、高いコミュニケーションスキルと国際色豊かな幅広い教養や考え抜く力ならびに行動力を養うことができる(3-53【ウェブ】)。経営イノベーション研究所では「Kindai Management Review」を毎年発行し、創造的な経営戦略を世界に発信している(3-54【ウェブ】)。商学研究科では経営・経済情報のデジタル化に対応して大規模データベースを利用する環境が整備されている(3-55【ウェブ】)。総合文化研究科では充実した学修環境の下、臨床心理士の育成が行われている(3-56【ウェブ】)。

令和2年度の外部評価委員会では、「こうした大規模な組織の適切性に関して、点検・評価を 『21世紀教育改革委員会』と『21世紀研究推進委員会』が担当し、相互に連携して本学の理念 に沿った活動の組織的な点検を行っている。その結果として『近大マグロ』を一例とするユニー クな成果も上がっている。」と評価された(3-57)。

(3)問題点

研究教育組織に関する問題点として筆頭に挙げられるのは人材の確保である。例えば、医学部では臨床講座での診療・教育をカバーする人員が不足しがちである。薬学部では今後、薬剤師の職能として求められるセルフメディフィケーション、OTC薬、介護医療などのコミュニケーションファーマシーを専門とする教員が不在である。

変化する入学者の多様化や社会的ニーズ、大学の国際化への対応にあたっての課題も指摘される。農学部では学科名称を変更し、「生物機能科学科」が誕生した(3-58【ウェブ】)のを機に、より効率的な教育・研究組織の構築が求められるとともに、副専攻制度の導入について検討がなされている(3-59)。また、全学的に大学ホームページの英語化が進められているが、理工学部(3-60【ウェブ】)と工学部(3-61【ウェブ】)を除き、専門分野、特に個々の研究内容に関する英語化は遅れている。医学部では講座の改編(大講座化と細分化)が行われたが、その評価が十分には行われていない。また、臨床研究を活発化するために臨床中核病院やゲノム中核病院の指定を実現するような組織編制が課題であるとともに、海外からの研究者、学生、教員を受け入れるための態勢が十分ではなく、医学研究科では継続的に国費留学生の受け入れを行っているものの、全体としては国際化に遅れを生じている。薬学研究科においては新規に設置された医療施設との連携講座への進学希望者が増加しており、講座増設を検討する必要が生じている。近年、リカレント教育の社会的要請が高まる中、法学研究科ではその方法としてメディア授業が検討

されているが、リカレント教育のプログラムや履修モデルについて全学的な体制整備が今後の 課題となる。

各部署に特有の問題点も指摘される。国際学部は平成 28 年度に開設された新設学部であるが、教育研究組織の今後のあり方について定期的に検討するために他学部のように「将来構想委員会」を設置することが望まれている。医学部および近畿大学病院は令和 6 年度に移転を完了する予定であるが、それに伴う施設・センターの改編や新設、若手医師・研究者確保が課題である(3-62【ウェブ】)。産業理工学部では、包括協定を結んだ地方自治体も含めて多様な地域連携が地域連携研究センターとは別に実施されているものの(3-63【ウェブ】)、地域連携研究センターの具体的な事業計画が定められていない。

教育研究組織の適切性を点検・評価する仕組みについての問題点として挙げられるのは、各部署に設置されている自己点検・評価委員会の機能強化であり、検証プロセスのなお一層の明瞭化、審査基準の統一化が求められる。これを補完する意味で、法学部では改革本部が設置されたが、必ずしも中核的な機能を果たしておらず、将来的には外部評価の方途も模索している。組織の点検・評価にあたっては、今後のあるべき姿を見通す必要があるので、経済学部や総合社会学部、建築学部、農学部では将来構想委員会や長期ビジョン委員会、中長期計画策定委員会が設置され、その機能の発揮が待たれる。また教員個人に求められる要件の変化に対応すべく、農学部では教員業績評価自己申告表の評価基準の適宜見直しが計画されている。研究組織の新規設置あるいは改組後、間もない学部においては、定期的な検証が今後の課題として残っている。

令和2年度の外部評価委員会では、「教育・研究の成果に加えて社会貢献や外部資金の調達などに明確な指標を設けて評価の向上に努め、活動実態が明確でない付置施設の存在意義の検討を行う必要があるが、そのためには、教育研究組織を社会変動に即してフレキシブルに活性化できる条件の整備が必要であると考えられる。」との指摘を受けた。令和2年度に定められた「学校法人近畿大学中期計画」(3-64)では、外部資金も含めて可能な限り数値目標を設定することで策定しており、「社会連携・社会貢献に関する方針」(3-65)、「近畿大学国際化のビジョン」(3-66)も揃ったことから、基準および目標の達成に向けた活動を展開していく。また、付置施設の適切性を含めた点検・評価ならびに改善活動は、自己点検・評価委員会および21世紀研究推進委員会において推進を図る。

(4)全体のまとめ

本章「(1) 現状説明:点検・評価項目①」の項で述べたように、本学は、「建学の精神」と「教育の目的」を遂行するために、学則に示す「法律学、経済学、商学、理学、工学、薬学、農学、水産学、文学、社会学、国際学及び医学に関する学術の理論及び応用を深く研究教授し、人格を陶冶すること」を目的として、14 学部 48 学科、大学院 11 研究科を教育研究組織として設置している。さらに、研究成果の効率を上げるために、専門性の高い 17 研究所、2 農場および8 センターを附設し、これに2 つの病院も加わり、実学教育につながる成果(近大マグロ、近大マン

ゴー、バイオコークス等)をあげるとともに、それを社会に還元している。また、総合大学の利点を活かし、これらの組織が時代の要請や国際化される社会への対応などに呼応しながら、組織間で連携を密にとり、海外の大学とも学術交流を持つことで、優れた教育・研究が遂行できるような環境が作られている。また、文理融合型学部も設置し、文理協働の新しい発想を持った教養ある人材の育成も目指している。

そして、第2章の図 2-1 に示した教育・研究改革を目的とした自己改善サイクルが機能し、近畿大学内部質保証方針に基づいて、大学院・学部・研究所・センターなどの教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、教員の採用にあたっては、適宜委員会が設置され、適切な教員確保が図られている。さらに、教育組織・研究組織の今後の在り方についても定期的に検討する各種委員会が各部署に常設されており、各種委員会や会議での議論の結果は、教授会や大学院研究科委員会で審議されるとともに K-Shared (ケイ・シェアード)等にて学部内に周知され、各部署における教育・研究組織の改善と向上に直接結びついている。問題点として挙げられる国際化への対応は近年全学的な広がりを見せている。例えば、薬学部では海外研修プログラムの拡充が図られ、医学研究科では共通講義・演習の資料が英語表記とされた。また、建築学部では専門科目の英語授業が検討され(3-67)、産業理工学部では国際交流委員会が設置された(3-68)。さらに、グローバルエデュケーションセンターが中心となって、海外からの留学生が受講できる英語開講科目を拡充しており、国際学部はそのフロントランナーとして世界各国の留学生が受講できる英語科目を提供している。これにより国際学部生と留学生の交流が図られつつある(3-69【ウェブ】)。

以上のことから、本学が「建学の精神」と「教育の目的」を達成し、それを具現化しようとしていることは明らかで、そのために必要な教育・研究組織を適切に整備・配置していると判断できる。

今後は、現状の各教育・研究組織体系に甘んじることなく、総合大学としての学部連携・文理融合などの横断的な展開、変化する社会的ニーズや国際化への対応をさらに強力に推し進めるために、適材適所の人材確保が求められる。その実現のためにも、各部署に設置されている自己点検・評価委員会の機能強化、検証プロセスのなお一層の明瞭化、審査基準の統一化を図ることで、教育研究組織の適切な整備と改善に結びつけたい。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①:授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

大学の教育理念に掲げた人材の育成を達成するため、各学部では学部および学科ごとに、人材育成の目的を学則第1条2項の別記(2)に定めている(4-1【ウェブ】)。大学院についても研究科ごとに大学院学則第1条2項の別記において定めている(4-2【ウェブ】)。これに基づき各学部・研究科では授与する学位ごとに学位授与方針となるディプロマ・ポリシーを設定し、建学の精神と教育理念・目的を踏まえて検証している(4-3【ウェブ】)(4-4~5)。学部・学科・研究科のディプロマ・ポリシーは、履修要項や大学ホームページでも公表している(4-3【ウェブ】)(4-6)。

学部のディプロマ・ポリシーは、「建学の精神」と「教育の目的」に基づき、「深い教養と高い志をもち、社会を支える気概をもった学生の育成」が確認できることにあり、厳格な成績評価を行い、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与している。なお、学生が卒業までに身につけるべき資質は、本学の教育方針であるディプロマ・ポリシーに記している(4-3【ウェブ】)(4-6)。

平成26年度の大学評価(認証評価)で改善の指摘を受けた学部では、ディプロマ・ポリシー、ならびに他のポリシーとの整合性について十分に検討し、適切な内容に変更した。認証評価の対象年度とは関係なく、全学的な自己点検・評価委員会で定めた方針のもと、各学部において、これらの各ポリシーは定期的に点検され、適切な内容に改定している。令和元年度については、3つのポリシーの適切性をはかる指標としてアセスメント・ポリシーを制定し(4-7【ウェブ】)、各学部等にはこれに基づき 3 つのポリシーの見直しを行うよう、学士力強化検討委員会より依頼がなされた(4-8)。これらの作業を通じ、ディプロマ・ポリシーは、ホームページ、履修要項、シラバスなどで適切に公表されている。大学院においては、平成31年の中央教育審議会大学分科会の審議まとめや令和元年の省令改正に基づいて、大学院改革検討委員会・大学院委員会より学位プログラムの観点からの3つのポリシーの見直しが各研究科に依頼され、改定後、大学ホームページで公表されている(4-3【ウェブ】)。令和3年度の大学評価(認証評価)において、農学研究科では学位授与方針が課程ごとに設定されていないため、是正するように勧告された。そのため、農学研究科では、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を課程ごとに設定し、現在は改定されたディプロマ・ポリシーが公開されている(4-3【ウェブ】)。

点検・評価項目②:授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

大学全体の教育理念・目的および育成する人材像を受け、学部、学科、研究科、専攻、コース

ごとの教育目標およびディプロマ・ポリシーに沿って、教育理念・目的および育成する人材像を 定め、卒業認定と学位授与ならびにこれを達成するために適切な教育課程の編成・実施方針とな るカリキュラム・ポリシーを定め、大学ホームページで公開している(4-3【ウェブ】)。

全学共通科目である共通教養科目(外国語科目含む)については、「近畿大学の教養教育の目的と目標」に基づいてカリキュラムが編成されている(4-9【ウェブ】)。

専門科目については、ディプロマ・ポリシーに掲げられた能力を着実に修得できるように、科目を基幹科目、展開科目、発展科目、演習科目等に分類して配置している。令和2年度のカリキュラム・ポリシーの見直しでは、これらの科目を体系化した教育プログラムがディプロマ・ポリシーのどの能力に結び付くかを具体化し、大学ホームページで公表している(4-3【ウェブ】)。

また、学部・研究科に留まらず、各学科・専攻・コースのカリキュラム・ポリシーも、学則第 1条 2 項別記(2) および大学院学則第 1条 2 項別記に定めたそれぞれの教育研究の目標、ならびに学部・研究科のカリキュラム・ポリシーに則って適切に定め、公表している(4-1【ウェブ】)(4-2【ウェブ】)。なお、学部・研究科、さらに各学科・専攻・コースのカリキュラム・ポリシーは履修要項にも記載し、入学時に新入生全員に配付している(4-6)。シラバスは、大学ホームページで公表されている(4-10【ウェブ】)。

なお、ディプロマ・ポリシーに定めた学習成果としての資質・能力とカリキュラムの連関は、各学部・学科および研究科・専攻で定めたカリキュラム・ポリシー、カリキュラムツリー、カリキュラムマップ、科目ナンバリング等によってホームページおよび履修要項で公表されている(4-3【ウェブ】)(4-6)。

令和3年度の大学評価(認証評価)において、農学研究科では、教育課程の編成・実施方針が課程ごとに設定されていないため、是正するように勧告された。そのため、農学研究科では、教育課程の編成・実施方針を課程ごとに設定し、現在は改定されたカリキュラム・ポリシーが公開されている(4-3【ウェブ】)。また、総合理工学研究科では、教育課程の編成に関する基本的な考え方を示していないため、是正するように指摘された。

点検・評価項目③:<u>教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設</u>し、教育課程を体系的に編成しているか。

<開講科目の適切さ>

本学が掲げる「建学の精神」と「教育理念」(4-11【ウェブ】)に基づいて作成されたディプロマ・ポリシーを実現するため編成されたカリキュラム・ポリシーに則り、各学部および研究科の特色を生かしたカリキュラムを定めている。また、開講科目は各学年および各セメスターで順次性を確保して開講されている(4-6)。

【学部】

学部のカリキュラムでは、幅広い知識と語学力の育成に始まり、最終的に高い専門性を養うた

めに、「共通教養科目」、「外国語科目」および「専門科目(一部の学部は専門基礎科目も含む)」 が順次性をもって編成されている(4-3【ウェブ】)(4-6)。

本学の教養教育は、「幅広い知識と深い洞察力を培い、豊かな人間関係と確かな主体性を確立する」ことを目的として掲げており、全学共通教育機構の教学ガバナンスのもとで、共通教養科目を全学で統一して整備している(4-9【ウェブ】)。平成24年度に「共通教養科目」の見直しが提言され、平成25年度からは学部教育に相応しい教育内容を保証するため、開講科目を「全学共通開講科目」と「学部開講科目」に分けて提供することになった(4-6)。

「外国語科目」では、そのクラス分けに関して、プレイスメントテストを行い、その成績を元に習熟度別にクラス分けをしている。また、成績によってセメスターあるいは学年の区切りでクラス編成替えを実施することもある。このように、習熟度別編成クラスの少人数教育により、効率的な語学教育を行っている。

「専門科目」では、その土台となる基礎科目を主に低学年に配当し、学年が上がるにつれて基礎から応用へと展開する科目を配当して専門知識を体系的に修得できるようにしている。また、高学年に卒業研究や総合演習科目を配置し、課題解決能力、論理的思考力、プレゼンテーション・ディスカッション能力などを能動的に引き出しつつ、これまで培ってきた専門知識や技術を総合化させる工夫がなされている(4-6)。

上述の科目以外に、社会的および職業的自立を図るために必要な能力の養成も重要視して、基 礎ゼミやキャリアデザイン科目、インターンシップ、ボランティア(実習)などの科目を設けて いる他、学外組織との連携による各学部独自のアクティブ・ラーニング形式の科目も開講し、こ れらを通じて、学生各自の自立能力の向上につなげている(4-12【ウェブ】)。薬学部には、企業 との連携による講義の他、世界の薬剤師を体験・学習する一環として、「ハワイ大学短期海外研 修プログラム」が設けられている。また、世界水準の研究者に求められるグローバルな視野およ び知識・技能・態度を身につけるため、海外の研究機関(カナダ・マギル大学、タイ・チェンマ イ大学など)における研修を行う「海外研修グローバル創薬コース」も設置されている(いず れのプログラムも、令和3年度はコロナ感染症蔓延のため休講中)(4-13、4-14【ウェブ】)。医学 部には、「地域包括ケア実習 | を取り入れるなど実務者教育に関わる連携等も推進している(4-15)。医学部・薬学部においては、「医薬連携学習 | が開設されており、医療人候補生として医師・ 薬剤師それぞれの専門的な役割や連携の重要性を学ぶことを目的としている (4-6)。さらに、法 学部では、虎ノ門経済法律事務所による寄附講座 「特別講義 A (未来を担う若者へ) | を開講し、 様々な方面で活躍する法学の実務家が法実務および法知識の実践的な活用方法を教授している (4-16)。令和3年度から法学部では、社会の変化に迅速に対応すべく、情報処理実習が必修化 されるとともに連携法曹基礎課程の将来的な導入を念頭に、法曹養成に整合した教育体系とな る履修プログラムを新しく整え、連携法曹基礎課程に必須とされる早期卒業制度が導入された $(4-17)_{\circ}$

こうした体系的な科目配置を明示するため、各学部では開講科目とディプロマ・ポリシーの関係をマトリクス表記したカリキュラムマップを整備し、科目ナンバリングを行っている。さらに、

これらに学年配当を組み合わせたカリキュラムツリーも作成し、履修要項、カリキュラムガイドブック等で開示するほか、履修ガイダンスで学生全員へ周知している(4-6)。

【研究科】

博士前期課程では、コースワークに重きを置きながら、修士論文作成・発表を最終目標とする リサーチワークとのバランスに配慮した科目構成としている(4-6)。なお、平成 26 年度の大学 評価(認証評価)では、大学院教育における順次性に関する情報の周知徹底が指摘されたため、 大学院委員会によって各研究科において各専攻レベルで大学院の履修要項に掲載するカリキュ ラムツリー作成を行った(4-18)。コースワークでは、主専攻科目を核としつつ、幅広い選択科 目を履修できるよう授業科目を開設しており、また複数教員による分野横断的な科目や専門英 語力の強化を視野に入れた英語科目なども多く配置している(4-6)(4-10【ウェブ】)。これらの カリキュラムを通して幅広い基礎的教養と専門的知識を併せ持つ職業人の育成を図っている。

博士後期課程では前期課程の内容をさらに発展させ、研究の計画力と実施能力、データの理解力、解析力、判断力等を修得するためのリサーチワークに重心を移し、博士論文の作成・口頭発表と専門学術雑誌での公表を最終成果として、高度な専門的知識を有する研究者、技術者の育成を目指すカリキュラムとなっている(4-6)(4-10【ウェブ】)。リサーチワークの実践例として、システム工学研究科では、広島大学大学院工学研究科(現 先進理工系科学研究科)との単位互換 (4-19)並びに相互の研究活動委託 (4-20)によるコースワーク及びリサーチワークの支援を実施している。

コースワークの導入に伴って、ディプロマ・ポリシーなどの教育方針に基づいて必要と判断される授業科目が開設され、履修要項にカリキュラム体系表を記載し、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連性を明確化している(4-6)(4-10【ウェブ】)。また令和元年度には、大学院のカリキュラム・ポリシーの見直しおよびカリキュラムツリーの作成を行った(4-21)。

<教育内容の適切さ>

教育内容についても、全ての学部・研究科において、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに基づいて、学士課程、大学院の修士課程・博士前期課程、博士課程・博士後期課程の各課程に相応しい教育内容が検討され、その提供が的確に行われている(4-6)。平成26年度の大学評価(認証評価)では、「教育課程の編成・実施方針について、農学研究科および産業技術研究科において、提供する教員内容や教育方法に関する基本的な考えや、提供する環境やカリキュラムについて示されていないため、改善が望まれる。」との指摘を受けて、21世紀教育改革委員会学士力強化検討委員会、教育改革推進センターの連名により求めた3つのポリシーの見直し要請により、教育課程の編成・実施方針も改定が行われた。全学的には、21世紀教育改革委員会・教育改革推進センター・全学共通教育機構が核になって、また学部・研究科では教務委員会を柱として、教育内容の点検・評価・改善を行っている(4-22~25)。そして、その教育内容の点検・評価・改善の内容は、自己点検・評価報告書を通じて自己点検・評価委員会と近畿

大学未来戦略機構が確認するというサイクルが機能している (4-26)。

令和3年度の大学評価(認証評価)では、「生物理工学研究科」、「法学研究科」、「経済学研究科」、「薬学研究科」および「医学研究科」における「研究指導計画」の不備が指摘された。これらは、令和3年度に是正されておらず、令和5年度に対応が行われる予定である。

【学部】

共通教養科目は、「人間性・社会性」、「地域性・国際性」、「課題設定・問題解決」、「スポーツ・表現活動」の4科目群からなり、幅広い教養と豊かな人間性を育むため科目群ごとに修得すべき単位数の下限を設定し、バランス良い履修を促している(4-6)。また、全学部共通で1年次に開講される「基礎ゼミ(工学部では「フレッシュマンゼミナール」として開講)」は、必修で少人数のゼミ形式とし、コミュニケーション、プレゼンテーション、ディスカッション能力の育成を行うと共に、学年ごとの目標と目標達成のための実行計画を記載させる「My Campus Plan」を実施し、令和2年度後期からは本学ポータルサイトの「Universal Passport(以下、近大 UNIPAと略す)」に e-ポートフォリオの機能を付加し、Web上での運用が開始された(4-27)。これを活用し、学生との個別指導を実施することで、初年次教育として自律的に学修に取り組む動機付けを行い、卒業後の社会的・職業的自立にも結びつけている。またグランドデザイン答申(平成30年12月)で示された「思考力」を客観的に測定する「GPS-Academic」を導入した(4-28)。令和元年度入学生より導入したこのテストはコンピュータを利用した Computer Based Testing (CBT) であり、受検結果は最短で翌日に Web を通じて本人に返却され、入学後の迅速な学生指導に活用している。

外国語教育については、英語教育の共通基本目標および第二外国語教育の共通基本目標に基づいて、各課程に相応しい教育内容を提供している。また、英語科目で「英語演習」、「オーラル・イングリッシュ」を配置するなど、「読む・書く・聞く・話す」の4技能のバランスのとれたコミュニケーション能力の育成を行っている。さらに、専門に関わる外国語能力の養成のために専門教育科目においても英語科目を配置している(4-6)。

専門科目の教育内容は、各学部の教務委員会やカリキュラム検討委員会で検討し、知識を教授する講義だけでなく、チームで課題解決や探求を行う演習・実習なども交えながら、学生が自律的に学修に取り組むための教育内容としている(4-6)(4-10【ウェブ】)。

社会が求める教育内容の質の確保という点では、一部の学部で日本技術者教育認定機構 (JABEE) や薬学教育評価機構 (JABPE)、日本医学教育評価機構 (JACME) 等の認定によって、外部機関の評価も活用して質的保証を行っている (4-29~32【ウェブ】)。

高大連携に配慮した教育内容として、附属高校推薦入試・指定校推薦入試等の入試制度合格者に対する入学前リメディアル教育(e-ラーニング学習システムの利用、プレエントランス講義、小論文添削指導、入学前ガイダンスなど)を実施している(4-33)。さらに、入学後のリメディアル教育は、一部の理系学部で物理を未履修で入学した学生に対して学習支援室を開室する等、各学部で高・大の教育的接続性を考慮して実施している。なお、入学後のリメディアル教育の一

環として、各専任教員は学生の相談や指導にあたるオフィスアワーを設定しており、学修支援や 生活支援に役立てている(4-34【ウェブ】)。

【研究科】

大学院では、講義、演習、研究を交えながら、各専門分野が求める高度な内容と共に幅広い知識を身につける教育内容を提供しているが、本学ではさらに以下の工夫も行っている。

修士論文の作成指導では、指導教員によるきめ細かな指導を柱としつつ、中間発表会の開催やインターンシップ、複数の教員により指導を行うセカンドメジャー制(システム工学研究科、産業理工学研究科、総合理工学研究科東大阪モノづくり専攻)、修士1年次と2年次で指導教員が変更可能な制度(総合文化研究科)等、多様な視点から指導が受けられる体制づくりに努めている(4-6)。

また、総合大学の利点を活かし、多様な視点を持ち高度な専門性を有する職業人を育成するため、研究科の枠を超えた「教員養成プログラム」、「知的財産管理プログラム」、「現代都市政策プログラム」、「税務会計プログラム」を開講している(4-35【ウェブ】)。さらに、平成9~12年度に東大阪キャンパス・広島キャンパス・福岡キャンパス・和歌山キャンパスで連続して開催された理工系総合シンポジウムを継承する形で、大学院委員会の決定を経て、「院生サミット(主催:11研究科の持ち回り開催、対象:大学院生・大学院担当教員及び研究室配属学部学生)」が、平成21年から開催されている。「院生サミット」の目的は、①各研究科・専攻の専門分野の研究情報を共有して議論すること、②大学院生の知的好奇心を刺激して一体感と競争心を醸成すること、③大学院生に文理の枠を超えた多様な発想と論理的思考を培うことである。現在まで、総合理工学研究科、システム工学研究科、産業理工学研究科、商学研究科・経済学研究科、生物理工学研究科、法学研究科、農学研究科、総合文化研究科、薬学研究科が担当して、計9回の院生サミットが開催された。院生サミットの報告書では、大学院生は学内の研究交流や多様な価値観を育むとともに、文理融合等のより広い観点から自分の研究内容を見つめ直す貴重な機会となっていることが示されている(4-36)。なお、令和2年度と3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催が延期された。

研究科における教育課程の適切性については、各研究科における委員会で審議し、大学院委員会による承認を経る組織的なシステムが確立している(4-37)。また、今後の大学院教育の在り方については、21世紀教育改革委員会における大学院改革検討委員会でプランが設定され、教育改革推進センターもしくは大学院委員会より実行指示がなされ、各研究科にて実施されるプロセスが整備されている(4-38)。

<学生のキャリア形成に関する教育の適切さ>

本学では、「実学教育」と「人格の陶冶」という建学の精神のもと、これからの時代に貢献できる人材を育成するため、学部では共通教養科目に「キャリアデザイン」を開講している(4-6)。また、ボランティア(実習)、インターンシップ、教職課程、各種資格取得講座などのプログラ

ムを展開し、全教職員が、学生の学問的、人間的成長とキャリア形成を支援している(4-6)。さらに、生涯学習社会実現のために、学生と社会人と教員が共に学び合う機会として、「公開講座」も実施している(4-39【ウェブ】)。これらに加え、キャリア形成支援につながるガイダンスとして、職種紹介、就職活動に対する心構え、自己分析法、面接・グループディスカッション対策、就職活動におけるマナー講習、エントリーシート作成講座、企業・薬局・病院合同研究会、公務員試験対策講座なども開催されている(4-40~42【ウェブ】)。

また大学院では、キャリア形成のための実践的な科目を用意している。例えば、産業理工学研究科では実務能力を養成する科目として「技術文書作成演習」、「実践英語演習」、さらに産業界の現状を踏まえた「産業技術特論」を研究科の必修共通科目として開講している(4-43)。

点検・評価項目④: <u>学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じている</u>か。

<教育方法および履修指導に関する措置・工夫>

授業形態(講義、演習、実験等)については学則に明確に定め、履修要項およびシラバスで学生に周知している(4-6)(4-10【ウェブ】)。近大 UNIPA を導入し、ホームページで公開されているシラバスと近大 UNIPA を用いた履修登録によって科目の履修が適切に行われるよう配慮している(4-10【ウェブ】)。シラバスおよび履修登録システムの運用・改善は、自己点検・評価報告書を通じて、自己点検・評価委員会と近畿大学未来戦略機構において確認を行う体制が構築できている。なお、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症のため、授業形態を大きく変更せざるを得ず、前期セメスターは全ての授業で Zoom 等を用いたメディア授業を実施した。一方、後期セメスターに関しては、実験や実習を中心に対面授業を再開したが、多くの授業科目に関してはメディア授業を併用して実施された。

【学部】

学生に対する履修指導として、各学科が学年単位で行うオリエンテーションや履修ガイダンスがあり、履修要項、シラバスを用いて単位制の概要、授業科目の選択と Web 履修登録、試験、進級条件、卒業要件を周知している。さらに、学則第1条別記(2)に定めた「教育研究の理念と目的」、「育成する人材像」、「カリキュラム編成上の特色」と整合するように編成されたカリキュラム・ポリシーに基づいて履修を体系化したカリキュラムツリー・マップに則り、履修指導を実施している。また体系的な科目配置を明示するため、科目ナンバリングの作成・公表を行っている。なお令和2年度と3年度は、新型コロナウイルス感染症のためオンラインでの履修指導を実施した。また、各学部で単位取得状況を点検して適切な指導を行う制度として、学年進級条件を定めている(4-6)(4-10【ウェブ】)。

平成 29 年度外部評価委員会でアクティブ・ラーニングの必要性について指摘を受けた。これを改善するために、令和元年度シラバスから全ての授業に対してアクティブ・ラーニング形態での授業実施検討が図られた。この結果、各学部では学生の自律的で主体的な学修を導く教育方法

として、アクティブ・ラーニング形態の授業が積極的に導入されている(4-10【ウェブ】)。アクティブ・ラーニングがどのような形態で実施されているかについては、シラバスに明記するようシラバス作成の留意事項を作成し、周知している(4-44)。また、ゼミナールを必修科目に指定し(初年次の全学部で必修の「基礎ゼミ」等および高学年次のゼミナール(科目名・配当学年は学部・学科によって異なる))、学生が主体的に参加して議論を通じて学びを深める場を提供している(4-10【ウェブ】)。外国語科目についても、少人数・習熟度別クラス編成を行い、複数の担当者による場合であっても評価・出席管理等について合意形成した上でシラバスに従った授業運営にあたっている。平成29年度からは、全学部でアクティブ・ラーニング形態の文理横断的な教養科目「教養特殊講義」を開講している(4-45【ウェブ】)。

学則第 20 条 2 項において、授業科目の単位は、1 単位を 45 時間の学習を必要とする内容をもって構成すると定めており、これは授業時間外に必要な学習を考慮してのことである。このような単位制度の趣旨および教育効果の観点に照らして CAP 制を導入し、授業時間外に十分な学習時間が確保されるように、期間 (学年もしくは学期) 内に履修できる単位数を制限する制度を設けている。単位数の上限は学部や学科により異なるが、概ね 49 単位以下である。学生には、その趣旨と内容を履修要項により周知し (4-6)、近大 UNIPA を通じた履修登録により、システム上のアラート機能によってこの制限は確実に守られるようになっている。

全学的に、平成 29 年度からシラバスに各授業回数での授業外学修(予習・復習)の内容を明示し、自律的な学修をサポートするようにした(4-10【ウェブ】)。また、学修行動およびその成果の可視化、学生の学修意欲の向上、適切な修学指導に資すると共に、教育の国際化を促進するために GPA を全学に導入している(4-6)(4-10【ウェブ】)。

また、前述のように全学部でオフィスアワーを設定し、学修相談、履修指導、生活指導、進路指導に対応できる体制を構築している。オフィスアワー時間帯は、シラバスや近大 UNIPA 等で周知し学生の便宜に供している(4-10【ウェブ】)。多くの学部で、学科ごとの履修ガイダンスまたはオリエンテーションに加えて、ゼミナール等担任教員が、「My Campus Plan」や GPS-Academic を活用し、学生指導や学生生活の支援にあたっている(4-27)(4-28)。

【研究科】

研究科は、大学院学則第 1 条において、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的に掲げており、その目的を達成するために必要な基本的な知識・技術・態度を確立することを目指している(4-2【ウェブ】)。このため、大学院学則第 1 条別記に定めた「教育研究の理念と目的」、「育成する人材像」、「カリキュラム編成上の特色」と整合するように編成されたカリキュラム・ポリシーに基づき、専修科目の講義・演習および研究指導とその他の科目を組み合わせ、また幅広い学識の獲得や関連分野の知識・技能吸収のために多くの選択科目を配置している(4-6)。また、双方向授業により学生の主体的な学習を導くために少人数教育を徹底し、演習の手法を採り入れた講義科目の比率を高めている。修士課程・博士前期課程では 2 年間で、博士後期課程では 3 年間で、さらに博士課程(4 年制)では 4 年間、そ

れぞれの学位課程の標準修業年限内で、研究を完成し学位論文を作成するように教育・研究指導 を行っている。また、各研究科・専攻では、学生が円滑な各学位課程における履修を導き、学生 自身が学習成果を確認できることを目的に、年度当初においてオリエンテーションや履修ガイ ダンスを行い、履修要項、シラバスを用いて単位制の概要、授業科目の選択と Web 履修登録、 試験、修了要件等を周知している(4-6)(4-10【ウェブ】)。さらに、各研究科・専攻では、教育 上の目的を達成するために、研究指導計画書に基づく学位論文の作成等に対する研究指導を、予 め策定されたスケジュールに従って実施している(4-46)。また、この研究指導計画の策定に当 たっては、学生は「学位論文審査に関する手引き」でその内容を確認して、指導教員と協議のう え、ディプロマ・ポリシーに定める学習成果を理解するとともに、主要研究テーマの選定や研究 計画を決定する(4-46)。さらに、各研究科・専攻では、適宜複数の教員による指導や進捗報告書 の提出、中間発表会の開催により適切な研究指導も行われている(4-6)(4-46)。なお、令和 3 年度の大学評価(認証評価)において、生物理工学研究科博士前期課程・博士後期課程では、研 究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めておらず、法学研究科博士後期課程、 経済学研究科博士前期課程・博士後期課程、薬学研究科博士前期課程・博士後期課程・博士課程 及び医学研究科では、研究指導計画としてスケジュールを定めていないため、これを定めあらか じめ学生に明示するよう是正されたいと指摘されたため、大学院改革検討委員会で今後改善し て、令和 5 年度に明示、適用を予定している。令和 2 年度と 3 年度は、新型コロナウイルス感 染症のため、学部同様、大学院においても講義、演習を中心にメディア授業になった。令和2年 度と3年度は、新型コロナウイルス感染症のため、学部同様、大学院においても講義、演習を中 心にメディア授業になった。

<シラバスに関する措置・工夫>

各学部・研究科とも、大学所定の共通書式に従ってシラバスを作成している(4-10【ウェブ】)。 共通書式については教育改革推進センターが「良い記入例」、「悪い記入例」等も併記した「シラバス記入上の留意事項」(4-44)を毎年度作成して全専任教員、全非常勤教員に配付し、各学部・研究科の教務委員会、自己点検・評価委員会、シラバス所管委員会等が原稿の点検にあたり、適切な記載を各教員に指示している。教育改革推進センターは、「留意事項」の点検・改善に取り組んでおり、令和3年度のシラバスにおいては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症による対面授業の代替として急遽導入した「メディア授業」に関し、対面授業とのハイブリッド形式やオンデマンド授業などが実施される場合、予め確認して履修することができるよう、授業形態も明記することとした他、アクティブ・ラーニング実施の有無の明確化や、メディア授業における双方向性の担保を行うツールとして、Google Classroom の活用についても記載することとした(4-44)。

学部・研究科によっては、事前点検に加えて、事後点検として、訂正・補完等の追跡調査・集約を図り、学生による授業評価アンケートと教員が作成するリフレクションペーパーでシラバスに沿った講義が行われていたか確認し、またピア・レビューによって授業内容と授業計画との

整合性の確認と助言を行っている。アンケート結果は、教育改革推進センターによって集計分析され、授業評価アンケートとしてホームページで公表している(4-47【ウェブ】)アンケート結果およびリフレクションペーパーは、カリキュラムの有効性、教員の教育力向上、授業改善などのデータとして活用されている。リフレクションペーパーは、各学部・研究科の事務室等で公開され閲覧が可能である。シラバスは、大学ホームページもしくは各学部・研究科のホームページから科目個別のものを閲覧することが可能である(4-10【ウェブ】)。

多くの研究科では、担当教員の研究分野とそれに応じた授業内容・方法の違い、受講生の数、授業方式の違いから学部と異なった様式の授業評価アンケートを行っているが(4-48)、学部と同等の授業評価アンケートを実施している場合は、シラバスに基づいた授業の実施について検証することが可能となっている。学部と同等内容でない場合でも、全研究科で実施されているリフレクションペーパーの提出によって授業内容の検証が可能となっている。

平成 26 年度の大学評価 (認証評価) 結果において、「シラバスは全学的に統一した形式で作成されているものの、その内容は教員によって精粗がある。内容の検証は、各学部・研究科とも組織的な体制で実施されておらず、特に、兼任教員のシラバス内容の検証は十分とはいえないので、組織的なシラバス内容の検証・改善システムの整備など、改善が望まれる。」との指摘を受けた(4-49【ウェブ】)。これを改善するために、全ての学部・研究科において平成 26 年度から「シラバスの作成における点検・監査について」(4-50) に従った点検・監査を実施し、記載内容を各学部・研究科の教務委員会、自己点検・評価委員会、シラバス所管委員会等がチェックする体制を整備し、令和3年度もシラバスの内容・形式について記載状況の点検・監査を全件に対して実施した(4-51)。問題点が指摘されたシラバスについては、各学部学生センターと連携して修正・補完を担当教員に指導・指示することで、さらなる精粗解消に向けて取り組んでいる。さらに、研究科では、平成30年度から成績評価および基準の項目にルーブリック導入を積極的に行っている(4-52)。

また、平成 30 年度の外部評価委員会では、「専任教員と非常勤教員の間でのシラバスの提示 基準の統一を図ること」との指摘を受けた。これを改善するため、毎年、全専任教員、全非常勤 教員へ全学統一の「シラバス記入上の留意事項」(4-44)の配付を行い、シラバス作成参考資料 として、全教員に周知徹底している。

点検・評価項目⑤:成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

<成績評価と単位認定の適切さ>

いずれの学部・研究科においても、学則および大学院学則ならびに大学設置基準および大学院 設置基準に従い、厳格な単位認定を行っている(全科目を必修とし、単位制を導入していない医 学部を除く)。また、平成 26 年度の大学評価(認証評価)で、「1 単位の授業項目を 45 時間の学 習を必要とする内容をもって構成することを明確にしていない」との指摘を受けたため、学則 (第 20 条)・大学院学則(第 9 条)において 1 単位の修得のために授業外学修を含む 45 時間の 学習を要する旨を定め(4-1【ウェブ】)(4-6)、履修要項において各授業科目の単位を明示し、シラバスにおいて、各科目の講義内容と時間外学修内容、成績評価の基準項目とその比率を明示している(4-6)(4-10【ウェブ】)。また、各学部・研究科における成績評価、単位認定、学位授与に関して、毎年、自己点検をもとに評価報告書を作成し、自己点検・評価委員会と近畿大学未来戦略機構が、内部質保証の一環として、それらの適切性を確認・評価している。

授業は講義・実習・演習等の方式で行われており、それぞれのタイプで評価基準・方法が異なる。成績評価基準としては、試験・レポート・授業中課題への取組みなど、各科目の内容・講義・実習・演習といった方式に応じて、その成績評価項目の比率の合計が100%となるように設定し、予めシラバスにおいてこれを明示している(4-10【ウェブ】)。また、研究科では、ルーブリックを用いた定量的な成績評価が行われている(4-52)。なお、成績評価に際して、授業に出席することは当然のことであることから、出席点およびこれに相当するものを算入しないことは、教育改革推進センターからの通知によって周知徹底が図られている(4-44)。

【学部】

成績評価は100点満点とし、秀(90点以上)、優(80点以上)、良(70点以上)、可(60点以上)、不可(60点末満)の5段階を定めており(平成25年以前の入学生については秀評価なし)、各教員がシラバスに示した評価方法で、学生の学習成果に応じて、成績評価を行っている(4-1【ウェブ】)。また、平成26年度入学生からGPAを全学導入し、学修行動・成果の可視化を図り、またグローバル化やその進展に対応するために、成績に国際通用性をもたせるようにしている(4-6)。さらに、GPA制度は、リメディアルクラスの学生の特定にも活用されている。また、各学部における科目群ごとの成績分布は、学士力強化検討委員会において取りまとめを行い、成績評価の平準化に対する取り組みを行っている(4-53)。評価に関しては、たとえば生物理工学部では平成30年度から「基礎ゼミ」にルーブリック評価を導入し、令和3年度からは科学実験などの実習・演習系科目にもルーブリック評価を導入するなど、学習成果の把握を目的とした新たな取り組みも進んできている。(4-10【ウェブ】)

編入学生について、入学する以前の大学または短期大学等における学修を単位認定することは、学則に定められており、必要に応じて当該学校の履修要項やシラバスも参照しつつ教務委員会の審議に基づいて行われている(4-1【ウェブ】)。また、海外大学と提携している学部等の場合、提携大学における学修についても、同様に教務委員会、あるいは教務委員会に相当する組織がこれを認定している。この場合は、学部内規により、当該講義内容を精査し、単位認定している。

【研究科】

大学院学則第9条に基づき、授業の方式(講義・演習・実験等)を考慮して各科目2単位から6単位を設定し、大学院履修要項を用いて学生に周知した上で、シラバス記載の方法と基準に基づいて厳格な成績評価を行っている。各教員は留意事項に従って成績評価方法とルーブリック

を用いた成績評価基準・論文審査基準を設定し、シラバスを通じて学生に明示している(4-10【ウェブ】)(4-52)。

平成 26 年度の大学評価 (認証評価) 結果において、「農学研究科博士後期課程において、貴研究科に入学する前に他研究科で修得した単位を 30 単位まで認定できるという規定があるが、既習得単位の認定について、大学院設置基準に基づき適切な単位数に設定するよう、早急に是正されたい」との指摘を受けた。これを解決するために大学院学則第 12 条の 2 を改定し、平成 27 年4 月 1 日より施行した (4-6)。

<学位授与の手続きおよび適切さ>

平成 25 年度の自己点検・評価後も、各学部・研究科の学位授与は、学則ならびに近畿大学学位規程に従って、ディプロマ・ポリシーを踏まえて厳格に運用されており、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って学位を授与している(4-54)。卒業・修了の要件およびそれに必要な論文審査の手続きは学位規程に定め、学位論文提出手続き、審査体制および審査内容等についての詳細は「履修要項」に明示し、入学時のオリエンテーション、履修ガイダンス、Webページ、UNIPA等で周知している(4-6)(4-55【ウェブ】)。

学位授与に係る審査手続きは、各学部において卒業研究(卒業制作、卒業研究に係る公演等を含む)への数値評価や複数の審査員による審査体制の厳格化が進められている。例えば理工学部などでは、卒業研究の複数教員による審査とルーブリックを取り入れた評価が行われ(4-56)、薬学部創薬科学科では卒業研究に対してルーブリック評価表を作成して評価をしているが(4-57【ウェブ】)全学的には、21世紀教育改革委員会の内部組織である学士力強化検討委員会で協議が行われ、全学的なルーブリック評価の導入が計画されている(4-58)。また、平成 28 年度に開設された国際学部では、4 年次に完成させる「卒業プロジェクト」において論文の他にも多様な発表形態を認めており、その形態に応じた成果物等の作成基準の詳細を学生に明示するとともに、評価基準についてもシラバス上で統一的に示している(4-59)。

研究科では、平成 26 年度の大学評価(認証評価)結果において、「満期退学者(博士課程または博士後期課程において修了に要する単位を取得後、退学した者)が、学位論文を提出することによって『課程博士』として学位認定することは適切でない」との指摘を受けたため、平成 27 年度より、再入学しなければ学位認定しないように大学院学則(第 17 条)、学位規程(第 14 条)、研究生規程(第 2 条)を改正した(4-2【ウェブ】)(4-6)(4-54)(4-60)。

また、各研究科では「学位論文の審査および最終試験」によって学習成果を評価している(4-2【ウェブ】)(4-6)。評価基準を明確化するため、各研究科においてルーブリック方式の学位論文審査基準が令和2年度に作成され、大学院委員会での審議・承認がなされた(4-61)。これは後述のように、令和3年度には全研究科で課程ごとに大学ホームページで公開されている(4-62【ウェブ】)。なお、学位論文審査基準は、大学ホームページで公表されるとともに(4-62【ウェブ】)、令和3年度のオリエンテーションもしくは履修ガイダンスにおいて全学生に対して文書で明示し周知することが大学院委員会で確認されている(4-61)。また、ほとんどの研究科にお

いて「学会発表や学会賞」などによっても学習成果を評価している(4-6)(4-10【ウェブ】)。医学研究科では、平成 26 年度の大学評価(認証評価)結果において指摘された、客観性、公平性の観点から問題が生じる「主査が指導教授である点」について、「学位審査に関する申し合わせ」の改定案を作成した。改定案では、主査は指導教員以外の医学研究科教員とすること、また、学位論文の共著者である者は、主査、副主査または副査としないこと、さらに、指導教員が学位論文に関係する学術論文の共著者である場合には、副主査または副査としないことを明記した。主査は指導教員以外の研究科教員とすること、学位論文に関係する学術論文の共著者は副主査または副査としないことに改善し、平成 27 年から実施した(4-63)。なお、平成 30 年 12 月に開催された大学院委員会において、医学研究科に倣い、他の研究科の博士課程・博士後期課程においても主査は指導教員以外の研究科教員とすることになった(4-64)。

令和元年の省令改正に沿って、令和元年 12 月に学位論文審査基準の策定が大学院部長から依頼され、1 年間の検討を経て、令和 2 年度に全研究科で博士学位の学位論文審査基準が策定され、大学ホームページで周知された。しかし、令和 3 年度の大学評価(認証評価)結果において「経済学研究科、農学研究科、生物理工学研究科、システム工学研究科及び産業理工学研究科では、学位論文の審査基準を課程ごとに定めていないため、改善が求められる」との指摘があった。現在では、全研究科の課程ごとの学位論文審査基準が大学ホームページで公開されており、この点について改善された(4-62【ウェブ】)。

点検・評価項目⑥:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

本学では、「建学の精神」、「教育の目的」を実現するために、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとしてその方針を定め、教育活動を進めるとともに、恒常的な教育の質保証と改善に努めている。これらの方針の達成状況、教育効果並びに学生の学習成果に対する測定・評価指標は、機関(大学)、教育課程(学部・学科)、科目の3つのレベルに対して、全学としてアセスメント・ポリシーを定めて、ホームページに公開している。

前後期セメスターごとに全教員・全授業科目を対象とした「学生による授業評価アンケート」の実施によって科目ごとの学習成果の把握を行い、「卒業アンケート」により、4年間を通じての学習成果、ディプロマ・ポリシーの達成度を把握するようにしている。また、平成29年度より「授業評価中間アンケート」も導入し、開講中の授業において、学生の理解度を確認・把握し、授業改善に役立てるようにしている(4-65)。さらに各学年での学生生活や学習成果の目標を設定し、半期ごとに点検、指導して学生自身の成長を評価する「My Campus Plan」を継続的に活用しており、入手情報の解析から、各学部で実効的な教育改善活動につなげている(4-27)。平成26年度に正式導入されたGPA制度は、その分布や一覧表を作成することにより学習成果の可視化を実現し、また国際通用性を明確にするために教育改革推進センターを中心に、全学的あるいは各学部独自の活用の検討が進められている(4-66)。

医学部を除く全学部で、卒業研究に代表されるゼミナール科目が必修化された。また、学習成

果を把握し、可視化するために、理系学部では研究成果を発表する場を設けており、優れた研究を顕彰している。文系学部においても、卒業研究を学習成果の評価に利用している。例えば、経営学部では、卒業研究を評価するルーブリックにおいて、大学で身につけた資質・能力を評価する項目を設定し、4段階で学習成果を可視化している。入学後、各入試方式で入学した学生がどのような能力を有しているかは、アセスメントテスト(具体的には株式会社ベネッセi-キャリアが開発した GPS-Academic)、英語プレイスメントテスト等を用いて確認している(4-67【ウェブ】)。

卒業時には各学部より成績優秀者に対して学長賞、学部長賞を授与しており、モチベーションの向上を図っている。また、12 学部(法学部、経済学部、経営学部、理工学部、建築学部、文芸学部、総合社会学部、国際学部、農学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部)で実施される「学業優秀者対象特待生制度」は、学生自身の学習成果の把握および学修活動へのインセンティブを与えている(4-68【ウェブ】)。

大学院委員会において、学位取得の学修プロセス管理の一環として「博士前期課程・博士後期課程研究指導計画」が、全研究科で整備されたが(4-46)、令和3年度における大学評価(認証評価)において、「生物理工学研究科博士前期課程・博士後期課程では、研究指導計画として研究指導の方法及びスケジュールを定めておらず、法学研究科博士後期課程、経済学研究科博士前期課程・博士後期課程、経済学研究科博士前期課程・博士後期課程、薬学研究科博士前期課程・博士後期課程・博士課程及び医学研究科では、研究指導計画としてスケジュールを定めていないため、これを定めあらかじめ学生に明示するよう是正されたい」との是正勧告が付された。本件については令和5年度に対応予定である。

さらに、平成 26 年度の大学評価(認証評価)において、「全ての研究科でディプロマ・ポリシーに学習成果が明示されていない」との指摘を受け、令和 2 年度に、全研究科の 3 つのポリシーの見直しが進められ、学習成果の評価基準として学修目標である資質・技能が明示された(4-3【ウェブ】)。なお、この学修目標は、カリキュラムツリー・カリキュラムマップ・科目ナンバリング等によって、カリキュラムとの紐づけがされている(4-18)。また、ほとんどの研究科では、「授業評価アンケート」が実施され、教育目標に沿った学習成果の測定、教育改善に利用されている(4-48)。

さらに、学習成果の把握や評価を行うにあたり、その根拠となる資料作成やデータによる支援を行う機関として、平成 29 年度より IR センターを設置し、IR センターからの情報・分析結果を活用できるようになった(4-69)。IR センターの学習分析結果は、教育改革推進センターを通して全学的に情報共有されている。平成 30 年度においては、事務所管である IR 推進室を IR・教育改革推進室へと発展的に統合し、教育改革推進センターと運営委員を同一とした委員会を発足させ、教育改革に関して一層の連携強化を図った(4-69)。また、毎年、各学部・研究科の学習成果を評価するため、自己点検をもとに評価報告書を作成し、自己点検・評価委員会と近畿大学未来戦略機構が、内部質保証の一環として、学習成果の確認・評価を行っている(4-70【ウェブ】)。

点検・評価項目⑦:教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程に関する改善活動は、質保証のプロセスと同じく、21 世紀教育改革委員会での立案 (P)、教育改革推進センターと各部署での実施(D)、各学部および全学の自己点検・評価委員 会による点検・評価(C)、近畿大学未来戦略推進機構による検討と指示(A)の過程により進め られている。 全学の教育課程およびその内容と方法の適切性については、毎年度実施される自己 点検・評価を通じて定期的に点検・評価が行われている(4-70【ウェブ】)。また、教育目標、デ ィプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性についての検証も、21 世紀教育改 革委員会と全学自己点検・評価委員会が担い、近畿大学未来戦略機構により確認されている。ア ドミッション・ポリシーを含めた 3 つのポリシーに関しては、21 世紀教育改革委員会の下部組 織である学士力強化検討委員会および教育改革推進センター連名による平成 27 年 7 月 18 日付 の文書において、各学部・研究科へ現状、ならびに今後の変化に対応した見直しが求められ(4-4)、平成 28 年度において全面改定がなされた。令和元年度には、教育改善サイクルを循環させ るためにアセスメントポリシーが新たに策定・公表され、3 つのポリシーと連携した評価・検証 が進められている(4-7【ウェブ】)。さらに、令和元年度の各学部の自己点検・評価結果を受け、 全学自己点検・評価委員会より近畿大学未来戦略機構に対して、多くの学部におけるカリキュラ ムポリシーの問題点が上申され(4-71)、教育改革推進センターから各学部・研究科へ見直しが 求められた(4-4)。

各学部・研究科における教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適 切性についての検証は、各学部・研究科の自己点検・評価委員会、およびそれと連携する教務委 員会あるいは教務委員会に相当する委員会が担っている。また、開講されている授業科目の順次 性と体系の適切性は、全学共通科目については全学共通教育機構で、また、専門教育科目は各学 部・研究科の教務委員会および教務委員会に相当する組織、教授会、研究科委員会および研究科 委員会に相当する組織で定期的に検証・改善している(4-22)(4-23)。なお、第三者評価である 日本技術者教育認定機構(JABEE)、薬学教育評価機構(JABPE)、日本医学教育評価機構(JACME)、 日本臨床心理士資格認定協会などの審査を定期的に受審することで、教育目標、ディプロマ・ポ リシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を担保している学部もある(4-29~32【ウェブ】)。 教育成果の可視化に関連して GPA やポートフォリオが教育改革推進センター主催の全学 FD 研究集会(年2回開催)の全体テーマに取り上げられてきた(4-72)。加えて各学部・研究科で も教育方法・内容などの改善を図るための組織的研修の機会として FD 研修を実施している。 学 士力強化検討委員会においては GPA の標準化や活用について議論が進められている。GPA に 関しては平成 26 年度に全学的に導入されたが、科目・担当者による偏りがあることや、GPA 算 出方法そのものにも問題点が指摘され、検討課題となった(4-73)。これも点検・評価の結果、 改善の必要性が見い出された例となっている。

【学部】

アクティブ・ラーニング形態の授業の導入、ルーブリックによる成績評価などの教育改善のPDCA サイクルは、教育改革推進センターからの指示に加え、教育の内容・方法およびその成果について教務委員会やカリキュラム検討委員会で検討し(P)、改善案を教授会に上申して取組みが遂行される(D)。その成果を授業評価アンケート、リフレクションペーパー、ピア・レビュー等により可視化し、FD委員会と連携して学部の自己点検・評価委員会で評価し(C)、問題点に対しては所属長をトップとする学部や研究科の運営組織で対応を検討する(A)という流れで機能している。

授業評価アンケートは、本学では平成 10 年度に導入され、以後、平成 15 年度にリフレクションペーパーの導入、平成 16 年度に教員業績の特別手当への反映、平成 19 年度に全学部・全科目での実施、と着実に改善に努め、授業総合評価点の向上と学生満足度の向上につながっていた(例えば理工学部のデータでは、平成 12 年度から 20 年度にかけて 6.70 から 7.67 へ向上 (4-74))。しかし、自由記述欄での不満が依然残る状況に鑑み、平成 30 年度より、4~5 週目を目安とした中間での授業評価アンケートを実施することとした(4-65)。これは、授業評価アンケートにおける自由記述欄での学生からの要望を具体化した実例となっている。中間アンケートの実施により、学期末のみのアンケートでは当該学期の学生に対する授業改善がなされないという問題が解消され、一層の授業改善が進むことが期待される。このデータ分析と改善効果の検証は、令和 2 年度以降に実施される予定である。なお、中間アンケートは、従前から独自に実施していた学部・学科もあったため、当初は、Web による簡易なアンケート実施としたが、ミニッツペーパーやその他手法による意見聴取も認め、各学部での実施状況を教育改革推進センターで取りまとめた(4-75)。

理工学部では、授業改善に資する PDCA サイクルを強化するために授業評価アンケートを中間・期末ともに改定した上で独自設問の追加を行い、令和元年度より実施している(4-76)。建築学部、農学部、産業理工学部では、教員相互によるピア・レビューを実施し、授業内容・方法や、授業内容とシラバスとの整合性について点検を行っている(4-77【ウェブ】)(4-78~79)。

【研究科】

大学院においても、21 世紀教育改革委員会の第三次教育改革の策定を受け、大学院改革検討委員会が、全学的な観点から大学院の教育課程を俯瞰し、令和元年に中間報告をまとめた。各研究科ではこれに基づき、教務委員会や自己点検・評価委員会等関連委員会が連携して、教育課程およびその内容、方法の適切性について改善・向上に向けた取り組みを進めている。学部同様のシラバスの充実、ルーブリックによる成績評価、大学院生への研究倫理教育 e-ラーニング、複数教員による学位論文研究指導、総合理工学研究科では専攻内だけでない研究科全体の中間発表会「総合理工マスターズ」の開催、薬学研究科ではリサーチワーク分野と異なる分野をコースワークで習得する教育体系の試みなどが行われるようになった。また、全研究科を対象としたFD

研修会を年に 1 回実施しており、教育成果の検証と教育内容・方法の改善に役立てている (4-80)。さらに多くの研究科において、研究科独自の FD 研修会を定期的に実施している (詳細は第6章参照)。さらに薬学研究科では、学習成果の把握・改善を目的とした大学院教育改善ワークショップを開催している (4-81)。

平成27年度からは、大学院委員会における通知により、総合理工学研究科を除く研究科において授業評価アンケートおよびリフレクションの実施が行われるようになり、授業評価アンケートの結果を授業に反映させている(4-48)。総合理工学研究科では、独自の授業評価アンケートを令和元年度後期から実施し、中間・期末アンケート・リフレクションを通じて授業改善効果の検証を行っている(4-82)。

点検・評価項目®:教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。(学士課程(専門職 大学及び専門職学科)/大学院の専門職学位課程)

本学法務研究科法務専攻専門職学位課程(法科大学院)は令和2年度に廃止となったため、当 該項目は該当しない。

(2) 長所・特色

本学は 14 学部 48 学科、大学院 11 研究科および法科大学院を擁する総合大学でありながら、教育課程に関する認証評価の指摘事項に大学全体で迅速に対応しており、機動性を有し、それを発揮できている。また、社会の要求、時代・環境の変化を的確に把握し、即応できる体制が確立している。特に、教育課程の適正性についての定期的な点検・評価に資するため、新たにアセスメント・ポリシーが策定・公表され、自律的に内部質保証を維持する仕組みが整った(4-7【ウェブ】)。その他にも、教育課程の適切性の維持・改良のための多くの取り組みが継続的に成されている。以下、具体的に記載する。

<ディプロマ・ポリシーの明確化>

本学の建学の精神である「実学教育」と「人格の陶冶」、および「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」という教育の目的に照らし、大学全体の「教育目標」、「教育内容」、「学位授与方針」を明確化した。これを受け、各学部・研究科が教育目標(育成する人材像)を定め、それらの実現のために「3つのポリシー」を制定し公表することで、教育内容、学位授与に至る道程等を学生および社会に示すことができている(4-3【ウェブ】)(4-6)。

<カリキュラム・ポリシーの具体化>

ディプロマ・ポリシー達成のため、どのような教育プログラムを提供するかとともに、プログ

ラムにおける学習成果がディプロマ・ポリシーのどの項目の修得につながるのかを令和 2 年度 にカリキュラム・ポリシーにて具体化した。これにより学生が学びを通じて「何ができるように なったか」を可視化することに寄与している(4-3【ウェブ】)(4-6)。

<教育課程の体系的な編成>

【学部】

カリキュラムマップ、科目ナンバリング、カリキュラムツリーの作成によって、教育課程の体系が明確になり、教員・学生が共有化できた。また、各学部において、専門教育科目の開設状況と順次性のある体系的配置について定期的に検討を行うようになった(4-3【ウェブ】)(4-6)。

【研究科】

総合大学の強みを活かし、4 つの学際教育プログラムの設置や研究科横断の「院生サミット」の開催によって、文理融合の幅広い視野の育成が図られている(4-36)。また、中間報告会やセカンドメジャー制の導入などによって、多様な視点から指導が受けられる体制づくりを行っている。さらに、学位取得の学修プロセス管理の一環として「博士前期課程・博士後期課程研究指導計画」が整備されている(4-46)。また、起業・イノベーション創生によって社会課題を解決する人材を養成することを目的として、「実学社会起業イノベーション学位プログラム(修士課程)」の設置が検討され、令和5年度開設の準備を進めている。

<効果的に教育を行うための取り組み>

学部においても大学院においても、少人数教育、アクティブ・ラーニング授業の積極的導入等、自律的で主体的な学修を誘う教育方法を探求している。また、実務者教育に関わる企業等の外部機関との連携も推進している。令和2年度に関しては、全科目のメディア授業の導入によって社会情勢に応じた教育方法の構築を行っている。年度始めのガイダンス等により、学生が適切な履修科目を選択できるよう履修指導に努めている。学習成果の評価に関しても、大学・大学院共に単位制度の趣旨に従い、明確な成績評価基準に依拠した厳格な成績評価に基づいて行われている。これらの取組みを支えるものがシラバスとその実質化であり、学部教育においてはCAP制とも合わさって学習時間の確保と自律的で主体的な学修の実現に貢献している。

シラバスの意義に関する教員の共通理解も深まり、全学共通書式・留意事項の遵守はもとより、シラバスに基づく授業遂行の重要性についても認識が共有されている。近大 UNIPA 上でのシラバス公開によって授業形態・到達目標・成績評価基準なども確認できる(ユニット制のもと学年別教育要綱を用いてきた医学部においても平成 29 年度から全学共通書式に移行)。

平成29年度シラバスから①科目の到達目標とディプロマ・ポリシーとの関係、②試験・課題等に対するフィードバックの内容と方式、③各授業回における授業外学修(予習・復習)の標準的な内容と時間が新たに要記入項目に指定された。それぞれ①ディプロマ・ポリシーに掲げられた学位授与・卒業認定に必要な素養・知識・技能等のうち当該科目を学修することによって学生

が到達しうるべきものを意識した学修、②課題への取組みに対して教員が作成するフィードバック(学生一人ひとりに対する個別的なもの、もしくは受講者全員に向けた集合的なもの)を通じて達成度を認識した学修、ならびに③シラバスにおいて予習復習内容と標準学習時間を示すことによって、授業外学修への誘導および単位制度に見合った学習時間の確保に資することが期待される。令和元年度以降のシラバスでは、①アクティブ・ラーニングの形態、②ICT を活用したアクティブ・ラーニング、③実践的な教育内容を明記すること、等の新たな記載事項の改定がなされ、学生の主体的参加を促す授業形態の導入が全学的に行われている(4-44)。

なお、令和2年度と3年度は、新型コロナウイルス感染症のため、学部および大学院の講義はメディア授業方式を導入し、対面授業とメディア授業をハイブリッドで展開することや、共通教養科目のオンデマンド化を進めた(4-83【ウェブ】)。共通教養科目はこれまで通り対面授業でも開講するとともに、スタジオ撮影によるオンデマンド動画を作成した。1つの授業に対面授業とオンデマンド授業の2つの形態を選択できるようにすることで、学生の学修の幅を拡げることも狙いとしている。即ち、従来通り教室で対面授業を受けるキャンパスでの学びを選択する、あるいは固定された授業時間帯は別の活動(ボランティアなど)を行い、夜間にオンデマンドで正課授業を学ぶといった選択肢を学生に提供しているものである。また共通教養科目は知識伝達型の講義科目である特性から、理解できない箇所は何度も繰り返し視聴できるメリットもある。

これらメディア授業の導入は今後感染症に限らず、地震・豪雨などの局地的災害により大学内で対面授業が実施不可となった場合にも、長期間の休講ではなく、メディア授業による学びの継続にも活用できるため、新型コロナウイルス感染症が収束した後にも対面授業・メディア授業両者の活用を検討する。

本学通信教育部では、平成 26 年度から令和 3 年度までに 42 科目のオンデマンド授業を作成、配信しており、コンテンツ作成や受講者管理、単位修得に関する試験実施についてのノウハウが蓄積されている。全学共通教養科目のオンデマンド化推進に向け、通信教育部内に専門部署を新設し、コンテンツ撮影用のスタジオも追加設置した(4-84【ウェブ】)。令和 3 年度においては、15 科目の共通教養科目のオンデマンド科目(KICS オンデマンド)を開講している。

<教育成果の適切な把握と評価>

教育成果の適切な把握や評価を行うにあたり、その根拠となる資料作成やデータによる支援を行う機関として、平成 29 年度より IR センターが設置され、この IR センターからの情報・分析結果を活用する仕組みが整った。そして、平成 30 年度からは、事務所管である IR 推進室をIR・教育改革推進室へと発展的に統合し、教育改革推進センターと運営委員を同一とした委員会を発足させ、教育改革と一層の連携強化を図った。これにより、従前からの 21 世紀教育改革委員会および教育改革推進センター、さらには IR センターが協働することで教学ガバナンスが強化され、教育改善の PDCA サイクルの実効化が進展している (4-69)。具体的には、退学防止と

いう目標に対し、入学時に実施するアセスメントテスト(学生行動・特性調査)に、成績や出席率など入学後の学生情報を加え、IR センターで分析を行った。この結果について、各学部における修学支援の参考とするため、教育改革推進センター主催により、退学防止を中心とした全学FD研究集会を開催した(4-85)。平成30年度末の学籍情報が確定した後、退学者数や退学理由を整理し、近畿大学未来戦略機構と近畿大学教育推進組織である21世紀教育改革委員会と教育改革推進センターにフィードバックを行い、検証を経て次の改善サイクルを開始している。

平成28年度には、各学部・研究科の3つのポリシーの修正・更新および点検が実施され、より教育目標に沿った3つのポリシーが公開された(4-3【ウェブ】)。また、教育目標に沿った学習効果の測定および教育改善を効率化するために、複数回の授業評価アンケートの実施やWeb機能利用によるペーパーレス化、学生評価の時短等に向けたWebアンケートを実施している。学生の学修を組織的に測定する評価指標として、「My Campus Plan」、学生による「授業評価アンケート」、「卒業アンケート」、「TOEIC 団体受験」、「学業優秀者対象特待制度」の全学レベルでの実施は、評価の精密化や学生の学修活動へのインセンティブを高める活動として、教員のピア・サポート等を実施しつつ精密化と活用の幅を拡げている。卒業認定は、各学部で継続的に厳格に実施されているのみならず、卒業認定での重要項目である卒業論文等に対して数値化した評価基準が作成されるなど、精密化が進んでいる。GPA制度の導入から6年が経過し、学修の質を客観的によりよく可視化する仕組みが浸透し、定着してきている。特に、GPA導入に伴う成績評価のガイドライン設定にも取り組んでいる(4-86)。また、「My Campus Plan」により、

養士合格率も高い水準を維持している(4-89【ウェブ】)。 令和3年度に全研究科において、学位論文審査基準が課程ごとに明文化され、大学院生の評価項目が明確に示されるとともに、審査プロセスの透明性、公平性及び公正性が担保された(4-62【ウェブ】)。

学生自身が自らの学修を自己評価し、半期目標の設定、行動計画の策定、自己点検の実施、次期セメスターの行動計画への反映を実行するための学修の PDCA サイクルの確立が図られている。これらの様々な学修支援の取り組みの成果の表れとして、薬剤師国家試験を学習成果の指標とする薬学部医療薬学科では、高い合格率を維持し(4-87【ウェブ】)、医学部でも、医師国家試験において高い合格率になっている(4-88【ウェブ】)。また、農学部食品栄養学科における管理栄

<教育課程の適正性についての定期的な点検・評価>

各学部・学科、各研究科・専攻において「3つのポリシー」を制定し、2回の見直しを経た後、これらのポリシーに沿った教育活動が行われている。令和元年度には3つのポリシーが達成されたかどうかを測定する指標としてアセスメント・ポリシーが策定され、令和2年度にはカリキュラム・ポリシーの具体化を中心とした3つのポリシーの見直しを実施し、ともに公表されている(4-3【ウェブ】)。今後は、各学科・専攻での学習成果を評価する取り組みなども取り入れ、それぞれのポリシーの見直しが検討されるといったように、教育課程の適正性につき常に点検・評価が行われることになる。

また、ピア・レビュー、授業評価アンケート、FD 研修会等が、教員の教育資質・能力の向上、シラバスの適切な作成等に貢献している。平成 29 年度からは、全授業科目での授業評価アンケート (期末実施) に加えて、現受講生に対する授業改善のための中間アンケートが、迅速な集計結果が得られるよう、UNIPA により実施されている (4-65)。

【研究科】

授業内容・方法とシラバスとの整合性に関する検証は、担当教員の研究分野とそれに応じた授業内容・方法の違い、受講生の数、授業方式の違いから全研究科で統一された授業評価アンケートとして実施できていないものの、全ての研究科でアンケートが実施され、検証に活用している(4-48)。さらに、令和元年度~2年度に実施された3つのポリシーの見直しは、新しく策定された大学院アセスメントプランに基づいて実施された(4-3【ウェブ】)。また、令和3年度の大学評価(認証評価)の指摘に基づいて、各研究科の3つのポリシーにおける学位授与方針や教育課程の編成・実施方針が課程ごとに分けられ、公表された(4-3【ウェブ】)。

全研究科を対象とした FD 研修会が年に1回実施されており、令和元年度のテーマは「大学院教育におけるリベラルアーツ」(講師:東京工業大学教授)であった(4-80)。さらに、令和2年度は、「博士人材のキャリアパス」というテーマで、文部科学省・科学技術・学術政策研究所からの講師を招いて東京センターからのオンライン講習が実施された(4-80)。令和3年度は、京都大学から講師を招き、プレ FD に関する講習会が実施された(4-80)。各研究科においても、独自の FD 研修会を開催する機会が増えており、教育成果の検証と教育内容・方法の改善に役立っている。

(3) 問題点

ディプロマ・ポリシーの定期的・継続的点検に関し、社会の動きや社会からの要請、教育の現状を反映した対応や見直しができるよう、常に検証・評価が行える体制およびデータや資料の収集を、より一層行っておく必要がある。

多くの学部・研究科において、「My Campus Plan」、「授業評価アンケート」、「卒業者アンケート」、「修了者アンケート」等による教育成果の評価が行われつつあるものの、それらを一体的に活用するまでには至っていない。

また、授業時間外に必要な学修を考慮し、教育効果の観点に照らして、CAP 制を導入し、授業時間外に十分な学習時間が確保されるように、期間 (学年もしくは学期) 内に履修できる単位数を制限する制度を設けている。単位数の上限は学部や学科により異なるが、概ね 49 単位以下である。農学部食品栄養学科では、50 単位を超えた設定になっていたが、令和 3 年度に 49 単位以内に是正された(4-90)。

GPA の活用については、GPA 活用の前提である成績評価の正規化・標準化についての取り組みも行っているが、科目・教員等によって偏りが見られるという問題が存在する。授業評価アン

ケートは、各教員による教育成果の測定、教育内容や方法の改善に役立っているが、学部や学科レベルにおける教育目標・教育内容・教育方法の改善にまで十分に利用されていない現状がある。また、Web を介した近大 UNIPA での実施に移行してから回収率の低下がみられるようになっており、その改善に向けた取り組みも必要である。

平成25年度自己点検・評価時に課題となった卒業・修了後の一定期間経過した卒業生・修了生の評価について、アンケートが実施されたが、今後、同窓会組織および学生が就職した企業との連携をさらに深め、分析を行うとともに、分析結果を用いた改善活動を進めていく必要がある。また、そのための検証に対する評価指標の整備を行う必要がある。

アセスメント・ポリシー・大学院アセスメントプランに基づく教育内容の評価と改善については、3つのポリシーの達成のためにどのように運用していくか、今後も不断の改善を進めていかなければならない。

令和2年度の外部評価委員会では、基準4に関して以下の3項目の指摘を受けた(4-91)。

- 1) CBT によるテストや、Web による講義や補助教材の提示等の新しい学習要素が教育課程を サポートするようになってきており、近畿大学も積極的な導入を図っていることから、この面 での学生支援とアセスメントの確立が求められている。
- 2) GPA 制については、リメディアルクラスの学生の正確な特定のためにも、第三者に客観的に示すことのできる統一の基準を設けること等が必要と考えられる。
- 3) アセスメント・ポリシーに適合した3ポリシーの対応は、自己評価の通り必要であるが、ディプロマ・ポリシーに沿って可能となった能力を数値的なデータとして示すことも求められる。
- 1) に関しては、ICT 教育検討委員会において情報収集と検討を進め、改善方策を提示するとともに、教育改革推進センター主導により FD 研修会を開催して教員の理解促進を図る。2) に関しては、現在各学部で実施している成績不振者面談において GPA データの活用を行っているが、これがより効果的になるよう、学生生活支援検討委員会で検討するとともに、学士力強化検討委員会で教育内容に反映させていく。3) に関しては、アセスメント・ポリシーの運用および検証を進めることで実現していく。

(4)全体のまとめ

本学は、未来志向の「実学教育」と「人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」を教育の目的として掲げ、14 学部 48 学科、大学院 11 研究科を擁している。それぞれの部局において、建学の精神と教育理念・目的に掲げた人材の育成を達成するために、授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーを定め、大学ホームページで公表すると共に、履修要項、シラバスに記載することで、学生や社会に対して周知を図っている。

また、ディプロマ・ポリシーは、各学部・研究科に対して、定期的に検証・評価していくこと が義務付けられており、社会の動きや社会からの要請、教育の現状を反映した適切な方針となる よう努めている。 各学部・研究科のディプロマ・ポリシーに沿って、学部・研究科ごとに教育理念・目的および 育成する人材像を定め、卒業認定と学位授与ならびにこれを達成するために適切なカリキュラム・ポリシーを定め、大学ホームページで公表している。各学部・研究科のカリキュラム・ポリシーは、履修要項でも記載することで周知を図っている。

全ての学部・研究科において、ディプロマ・ポリシー、および教育課程のカリキュラム・ポリシーに基づいて開講科目を決定している。授業科目は、各学年および各セメスターで順次性を確保して開講している。また、開講されている授業科目の順次性と体系の適切性は、全学共通科目については全学共通教育機構で、また、専門教育科目は各学部・研究科の教務委員会あるいはそれに相当する教授会・研究科委員会等で定期的に検証・改善している。

これらの2つのポリシーにアドミッション・ポリシーを加えた3つのポリシーの妥当性を自己点検・評価するために、新たに「アセスメント・ポリシー」、「大学院アセスメントプラン」を制定し、内部質保証を目指したPDCAサイクルの自律的な運用を行っている。

学生に対する履修指導として、各学科が学年単位で行うオリエンテーションや履修ガイダンスがあり、履修要項、シラバスを用いて単位制の概要、授業科目の選択と Web 履修登録、試験、進級条件、卒業要件を周知すると共に、カリキュラムツリー・マップを明示し、カリキュラム・ポリシーに則った履修指導を実施している。また、各学部で、単位取得状況を点検して適切な指導を行う制度として、学年進級条件を定めている。

各学部は、学生の自律的で主体的な学修を導く教育方法の開発と展開に努めており、アクティブ・ラーニングを取り入れたり、ゼミナールを必修科目にしたりすることで、学生が主体的に参加して議論を通じて学びを深める場を提供している。また、CAP 制を導入し、授業外での学習時間が確保されるようにすると共に、シラバスに各授業回数での授業外学修(予習・復習)の内容を明示し、自律的な学修をサポートするようにしている。

成績評価および単位認定については、学則および大学院学則ならびに大学設置基準および大学院設置基準に従い、厳格に行っている。履修要項において各授業科目の単位を明示し、シラバスにおいて、各科目の講義内容と時間外学修内容、成績評価の基準項目とその比率を明示している。また、各学部・研究科の学位授与は、学則ならびに学位規程に従って策定したディプロマ・ポリシーを踏まえて厳格に運用されており、規程に則り、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って学位を授与している。卒業・修了の要件と、論文審査の手続きを学位規程に定め、学位論文提出手続き、審査体制および審査内容等についての詳細は「履修要項」に明示し、入学時のオリエンテーション、履修ガイダンス、Webページ、近大 UNIPA 等で周知している。

学生の学習成果については、学修行動およびその成果の可視化、学生の学修意欲の向上、適切な修学指導と教育の国際化を促進するために GPA を全学に導入し、その GPA の分布図や一覧表を用いて把握すると共に、学生による授業評価アンケートを用いて、科目ごとの学習成果の把握と教育改善に活用している。また、平成 29 年度からは IR センターが設置され、学習成果の把握や評価を行うにあたっての根拠となる資料作成やデータによる支援を行う体制が整ってきている。

教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性については、前述し たアセスメント・ポリシーに基づいて 21 世紀教育改革委員会での計画(P)、教育改革推進セン ターと各学部・研究科での実施(D)を、全学自己点検・評価委員会が確認(C)し、全学内部 質保証推進組織である近畿大学未来戦略機構に上申して、改善活動(A)へとつなげられ、全体 的な点検・評価が回ることで検証されている。各学部・研究科に対しては、21 世紀教育改革委 員会の下部組織である学士力強化検討委員会が中心的な役割を果たしつつ、教育改革推進セン ターおよび IR センターが連携を強化し、自己点検・評価委員会は、適切性の検証を各学部・研 究科が行っているかの確認を行っている。各学部・研究科における教育目標、ディプロマ・ポリ シーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性についての検証は、各学部・研究科の自己点検・評 価委員会、およびそれと連携する教務委員会あるいは教務委員会に相当する委員会が担ってい る。このように令和元年度に、3 つのポリシーが達成されたかどうかを測定する指標としてアセ スメント・ポリシーおよび大学院アセスメントプランが策定・公表されたことから、今後は、各 学科・専攻での学習成果を評価する取り組みなども取り入れ、それぞれのポリシーの見直しが検 討されるといったように、内部質保証の観点から、教育課程の適正性につき常に点検・評価が自 律的に行われることとなる。大学院においては、令和2年度に実施した3つのポリシーの見直し において、大学院アセスメントプランで定めた定量的・定性的評価方針に従って複数の研究科・ 専攻 (農学研究科、生物理工学研究科等) で実施されたことが大学院委員会で報告されている (4-56)

教育改善の PDCA サイクルは、教育改革推進センターからの指示事項に加え、教育の内容・方法およびその成果について各学部・研究科の担当委員会で検討し、必要に応じてカリキュラム検討委員会や自己点検・評価委員会等関連委員会とも連携して改善案を教授会に上程し(P)、各学部・研究科の担当委員会で規則に則り授業改善の取組みが遂行され(D)、その成果を授業評価アンケート、リフレクションペーパー、ピア・レビュー等により可視化することで FD 委員会に相当する組織や自己点検・評価委員会、その関連委員会で検討し(C)、問題点に対しては教員、教務委員会や関連委員会が検討にあたる(A)という流れで機能している。

以上述べてきた本学の教育目標、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーについては、卒業生に対しての検証にも積極的に取り組む必要がある。卒業後一定期間が経過して行う形式では、同窓会組織および学生が就職した企業と連携した卒業後アンケートが導入されたが、これらのアンケートや成績と卒業後の進路等の分析により、卒業生および大学の教育内容・方法に関する評価を得て検証するための評価指標整備、コース・専攻分けのシステムの適切性等をアセスメント・ポリシーに沿って、継続的に検討していく必要がある。

また、学生が教育目標を認識して学修に取り組むため、ガイダンス等での説明を継続し、留年者や退学者を減少させるため、成績不振学生への面談や個人指導の徹底、留年者へのフォローアップ体制の一層の充実を図るなどのピア・サポート型活動の継続も必要である。

令和 2 年度と 3 年度は、新型コロナウイルス感染症のため、全学的なメディア授業導入が行われ、教育への ICT 導入が急速に促進された。このようなメディア授業のメリットやデメリッ

トを精査し、感染症が収束したのちにも有効に取り入れ、より効果的な教育方法の取り組みを図り、今後も PDCA サイクルを回しながら、現状に満足せず、継続的改善に努める必要がある。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①:学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

アドミッション・ポリシーは、大学全体の方針と学部・研究科の方針の 2 段階で設定している。大学全体の方針は、建学の精神と教育理念・目的を踏まえた上で、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの検討と併せ、21 世紀教育改革委員会において検討・決定している。これを受けて、各学部・研究科でもディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーとともに検討し、学部・研究科ごとの特徴に合わせ、アドミッション・ポリシーを設定している。方針には、入学に際して求める資質・能力、高校までに履修した科目ごとに求める学習歴と学力水準を含み、求める学生像を明確に示している(5-1~3【ウェブ】)。

令和3年度の大学評価(認証評価)において、総合理工学研究科理学専攻、同東大阪モノづくり専攻、農学研究科、生物理工学研究科生物工学専攻では課程ごとに設定しておらず、薬学研究科博士後期課程では、教育課程の編成・実施方針と同様の内容としているため是正されたいと指摘された。該当する研究科・専攻で改善活動が実施され、現在は改定したアドミッション・ポリシーが公開されている(5-3【ウェブ】)。また、一部の研究科・専攻では、大学院入試の面接審査等において、学生の受け入れ方針に基づいた評価項目と評価水準を定めたルーブリック評価導入を開始しており、今後は他研究科に順次展開される。

方針の公開については、大学ホームページで一括して明示・公表している。また「入学試験要項」(5-4)、「大学院学生募集要項」(5-5) においても受験生ならびに保護者が理解しやすいように明示し公開している。

入学希望者に求める水準は、学力試験、口頭試問、小論文、推薦入試や指定校推薦入試、協定校や附属高校から受け入れる推薦入試など多様な入試制度(5-4)(5-5)を通じて、学力試験、口頭試問、小論文などにより、総合的かつ適切に判定している(5-2【ウェブ】)(5-3【ウェブ】)。

点検・評価項目②: 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<アドミッション・ポリシーに基づく学生募集方法および入学者選抜制度の適切な設定>

大学全体の入学者選抜は、統一した日程を設定し、アドミッション・ポリシーに基づいて公正 かつ適正な選抜が行われるよう、入学試験を実施している。

学部については、推薦入試(一般公募)、一般入試・前期(A日程およびB日程)、一般入試・ 後期、共通テスト併用方式(A日程およびB日程)、共通テスト利用方式(前期・中期・後期)、 外国人留学生入試などに加え、高等学校長の推薦により学業および人物ともに優れた学生を受 け入れる指定校推薦入試、21 世紀教育連携パートナーシップ協定を締結した協定校や附属高校から受け入れる推薦入試など、多様な入試を実施している(5-4~9)。また、多様な入学機会の創出という観点から、編入学試験、社会人入学試験、帰国生入学試験、転学部・転学科試験も実施している(5-6【ウェブ】)(5-10【ウェブ】)。

大学院の入学者選抜は「入学選考日程表」に記され、対外的に公開されている。推薦を受けた 学内学部生・一般学生・社会人を対象とした「9月入試」と「2月入試」を実施している。また、 学内学部生で優秀な成績を収めた者の進学促進を図るため、7月には学内推薦入学選考を実施し ている(5-5)(5-9【ウェブ】)(5-11【ウェブ】)。さらに、外国人留学生入試を10月および2月 に実施し、能力や適性において幅広く多様な学生を募集している。当該研究科委員会では、学生 募集の方法や入学者選抜基準の妥当性およびアドミッション・ポリシーとの整合性についても 確認を行い、透明性を確保している。

<学生募集方法および入学者選抜制度、授業料等の費用、経済的支援に関する情報提供>

これらの大学全体の試験詳細は、「入学試験要項」(5-4)、「入試ガイド」(5-7)、「大学院学生募集要項」(5-5)、「大学院学内推薦入学選考募集要項」(5-12)、「大学院・外国人留学生入学試験要項」(5-13)、大学ホームページ(5-6【ウェブ】)(5-9【ウェブ】)に明示し、それぞれ受験生に公正な機会を保障し、適切な学生募集を行っている。また、授業料、課外活動育成費、学生健保共済会費、学部学生部会費といった諸費用、奨学金制度や特待生制度による学費減免など経済的支援に関する情報についても、「入学試験要項」(5-4)、「入試ガイド」(5-7)、「大学院学生募集要項」(5-5)、「大学院学内推薦入学選考募集要項」(5-12)、「大学院・外国人留学生入学試験要項」(5-13)、大学ホームページ(5-6【ウェブ】)(5-9【ウェブ】)で提供を行っている。

<入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備>

入学試験担当副学長を実施本部長とする「入学試験実施本部」を設置して、責任の所在を明確にしている(5-14)。入学試験実施本部は、学部長から1名を副本部長とし、大学運営本部長や入学センター事務部長、試験を実施する各学部の学部長や事務(部)長などで構成している。また、各入学試験実施前に、全ての試験監督者と事務担当者が一堂に会し、全体打ち合わせを行っている(5-15)。この場において、監督要領や、過年度に発生したトラブルなどのケーススタディ、不正行為の未然防止など、特に注意を要する事項について説明し、併せて入学試験実施本部長からの訓示により、試験の厳正な実施を徹底している。

受験生が特別な配慮を必要とする場合は、学生部障がい学生支援課および該当学部と連携を 図り、試験時間の延長や受験上の配慮に応じた試験室を設置するなど合理的な配慮に基づく適 切な対応を行っている。

各学部受験教科・科目および利用可能な入試方式については、入学試験要項(5-4)、大学ホームページ(5-6【ウェブ】)等で詳しく紹介している。

入学試験問題については、入学試験出題委員会を組織し、問題の作成および質疑への対応等を

行っている。この委員会は、副学長を出題委員長とし、文系科目担当副委員長1名、理系科目担当副委員長1名、医学部担当副委員長1名による3名の副委員長のもと、科目担当の出題委員を統括している。試験問題の適正に関して、試験終了直後に外部機関による検証を行っている(5-16)。外部検証後に採点・判定を行うことにより、仮に出題ミスが発生しても、その影響範囲を最小限に留めることができている。

大学院の入学者選抜の日程は、大学院委員会の責任において決定する。大学院入学選考の実施は、入学試験問題の作成も含めて基本的には各研究科が主体となって行っているが、募集要項は、大学院委員会において大学院全体で統一したものを作成している(5-5)。学内入学選考の推薦基準も募集要項において厳格に定められている(5-12)。このように、大学院の入学者選抜実施のために、大学院委員会および各研究科において、適切な責任体制が整備されている。

<公正な入学者選抜の実施と学生受け入れ>

入学者選抜の方法について、入学試験要項で、受験生に分かりやすく全学部の情報を一括して全学統一形式で提示している(5-4)(5-6【ウェブ】)。入学試験要項の速報版として、前年度の結果と次年度への予告を記載した入試ガイドでいち早く受験生に情報提供を行っている(5-7)。同時に大学ホームページで情報開示することにより、全学的な入学者選抜の透明性を保証している。

各研究科の学生募集方法、入学者選抜方法の適正については、アドミッション・ポリシーに基づく公正さを確保するため「大学院学生募集要項」にて公表している(5-5)。併せて各研究科の教育内容を紹介するパンフレット「入学案内 近畿大学大学院」を毎年刊行している(5-17)。また、文系研究科(法学研究科、商学研究科、経済学研究科、総合文化研究科)は合同入試説明会を開催し、研究内容、卒業後の進路等を説明し、個別相談も行い、志望者への生の情報提供に努めている(5-18【ウェブ】)。

入学者の選抜は、学部において各学科で行った選考結果を学科長会議等で精査、議論を行い、 その後教授会にて厳正かつ公平に審議のうえ、全学の大学協議会に持ち寄り、大学協議会で審議、 承認している(5-19)。

各学部で協議された学生募集や入学者選抜の方法が、受験生に対して公正な方法であることを保証するために、適宜入学センターがその透明性を実務的に検証している。また、全試験終了後に各学部の代表者が集まる入試反省会において、出題ミス等の当該年度に発生した事項に対する経緯説明と再発防止策、次年度に向けた募集戦略、入試変更点の提案などの議題を協議し、次年度の方針を決定している。

大学院委員会、研究科委員会では、学生募集の方法や入学者選抜基準の妥当性およびアドミッション・ポリシーとの整合性を確認し、ルーブリック評価を導入するなど、透明性・公正性・公平性を確保している(5-20)。入学者の選抜は、各研究科で行った選考結果を研究科委員会にて審議、承認している。最終的には、3月の大学協議会で選考結果を審議している。

以上の通り、執り行う多様な入学者選抜の結果、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受

け入れることができている。

点検・評価項目③:<u>適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員</u> に基づき適正に管理しているか。

収容定員の管理については、各学部教授会、各研究科委員会において、入学者数、在籍学生数が収容定員と大きく乖離することがないよう、過年度の入試結果および入学者数を踏まえ慎重に合否判定を行っている。全学的には、事務部長会議、学部長会議、大学院委員会、大学協議会において、適正な教育環境を確保するよう定員管理を行っている。

令和3年度の大学評価(認証評価)において「収容定員に対する在籍学生数比率が高い学部があるため、定員管理を徹底するよう是正されたい」、「法学部法律学科(通信教育部)において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が低いため、改善が望まれる」との指摘を受けた。定員管理に関しては、平成27年度から「アクションプラン」として3年後の達成指標を設定し、単年度の現状と改善目標、改善方策、改善実績、次年度の課題と改善目標、自己達成度評価を各学部・研究科で作成し、自己点検・評価委員会に提出、その達成度評価を自己点検・評価委員会の執行部で実施した上で、各学部・研究科にフィードバックしながら、改善を進めてきている。

学部における入学定員に対する入学者数については、平成 29 年度 1.05、平成 30 年度 1.00、令和元年度 0.95、令和 2 年度 1.01、令和 3 年度 1.06となっている。本学は、合格者に対する入学者の比率、いわゆる歩留率が上位校の合格動向の影響を受けて予測しづらく、そのことが年度ごとの定員充足率のばらつきになっている。また、収容定員に対する在籍学生数については、平成 29 年度 1.14、平成 30 年度 1.11、令和元年度 1.06、令和 2 年度 1.02、令和 3 年度 1.03 である。

歩留率の変化による入学者数の増加が在籍学生数の増加につながるため、毎年、入学者数を抑えることによって収容定員に対する在籍学生数の割合を低減させ、令和3年度現在で1.03にまで抑制することができた。特に、令和元年度の入学者数を定員比0.95に抑えることが在籍学生数の適正化につながった。令和3年度からも合格者数を低めに抑え、大幅な定員超過が起こらないように工夫している。学部ごとの在籍学生数をみても、令和3年度は0.92~1.13となっており、概ね適正な水準となっている。

一方、医学部については、令和3年度は前年度の1.08から1.06と改善しつつも依然基準を超えている。医学部では、学修評価と進級基準の厳格化により留年者が増加したことが、在籍学生数を増やすことにつながっている。その対策として、教育の質の改善を図るため、令和2年度には医学部教育センターを設置し、教育課程、学修評価、教員FD、地域医療教育、IR機能を統合的に組織として管理するシステムの整備を開始した。学生支援に関しては、平成30年度より、学生全員にメンターを配備し、同じ教員が少人数の同じ学生を6年間担当する方式に変更した。さらに、令和2年度からは医学部教育センターの中に学修支援部門を設け、各学生の学修進度に

対して適切な学修支援が行える体制を構築した(5-21)(5-22)。具体的には、前述のメンターによる指導体制とは別に、低学年の成績不良学生 1、2 名に対して、1 名の特別指導教員が学修指導を担当する体制を構築し、高学年の成績不良学生に対しては、以前から実施している補習や合宿の内容を見直し、さらに効果的な補習指導を実施する方法を検討中である。これらが現行における留年者数減少に向けての対策となっている。さらに、長期的展望として超過在籍学生数を減少させていくために、1,2 学年、3,4 学年、5,6 学年の 2 年間をそれぞれ 4 年以内で修了する必要があるという関門制度を令和元年度の入学生から導入し、学生の危機感と意欲を高める工夫をしている。

法学部法律学科(通信教育部)での在籍学生数比率が低いとの指摘に対して、LMSシステム導入による居住地等にとらわれない学習環境の構築、提携する専門学校の新規開拓、通信教育サポート校との連携強化、メディア授業の拡充等により、様々な問題点をひとつずつ解消できるように対策を講じている。

編入学については、全学部で毎年一定数の編入学生を受け入れている。アドミッション・ポリシーに照らし合わせて一定水準以上の学生を合格させる方針で、厳選して入学を認めている。

大学院では入学定員に対する入学者数については、博士前期課程・修士課程が平成 29 年度 1.04、平成 30 年度 0.95、令和元年度 1.06、令和 2 年度 1.09、令和 3 年度 1.30 である。また、 収容定員に対する在籍学生数については、平成 29 年度 0.98、平成 30 年度 1.00、令和元年度 1.02、令和 2 年度 1.08、令和 3 年度 1.21 である。学生への進学呼びかけの効果もあって、定員 充足率が年々上昇している。ただし、経済学研究科、商学研究科では 0.5 未満となっているため、 定員充足のためのさらなる工夫が必要である。博士後期課程では、入学定員に対する入学者数に ついては平成 29 年度 0.38、平成 30 年度 0.39、令和元年度 0.55、令和 2 年度 0.50、令和 3 年度 0.35 である。また、収容定員に対する在籍学生数については、平成 29 年度 0.54、平成 30 年度 0.50、令和元年度 0.50、令和 2 年度 0.55、令和 3 年度 0.55 である。定員充足率は 0.5 程度で多 くはないが、基準以内には収まっている。経済学研究科、農学研究科、システム工学研究科は、 過去 5 年 0.33 未満、商学研究科は令和元年度、令和 2 年度で 0.33 未満となっており、定員充足 のための組織的対応が必要となっている。そこで、各研究科における定員未充足の課題を大学院 全体の課題と認識して、大学院部長を中心とする経営戦略委員会大学部会・大学院改善分科会に おいて、その解決策が検討された(5-35)。その一つとして、社会の要求に応える高度専門職業 人の養成を目標とする研究科等の組織の枠を超えた学位プログラムである研究科等連係課程を 令和5年度に設置する実質的な検討が進められている。

点検・評価項目④: 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、 その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学では、大学協議会や教授会、大学院委員会や研究科委員会において、それぞれ学部長、研究科長から志願者数状況や合否判定結果などが報告(5-23)され、学生の受け入れの適切性につ

いて各学部・研究科と大学が連携しながら、点検・評価を行っている。入学センターからは、地域別志願者数の推移や他大学の志願状況、附属高校からの進学状況などが報告されるとともに、この情報は全学的に共有されて、以後の入試に向けた課題を明確にし、戦略的な学生募集を展開している。入試実施内容や入試制度、学生募集活動などについて、それぞれの学部で様々な観点から検証された結果として、新たな入試方法の導入や次年度に向けた改善方策、取り組むべき課題に関する事項などを検討し、入学センターに提出される。入学センターでは、これらを議事として取りまとめ、入試反省会に報告して協議される。その結果、全学部の合議により次年度の入試制度が決定される(5-24)。

入学センターでは、学部ごとに入試結果を取りまとめ、各学部に所属する教職員に対して報告会 (5-25)を行っている。報告会では、予備校等が発表する偏差値の推移や他大学との志願状況の比較なども検証しており、学部に所属する教職員に学部の入試の現状を報告し、学生募集に対する意識を高めることで、高校訪問やオープンキャンパスなどのイベントへの協力体制を構築している。

また、入試制度に関しては、外部評価委員会でもしばしば指摘があり、改善に取り組んでいる。 例えば、平成30年度の外部評価委員会評価書で指摘のあった「英語4技能や多面的総合評価な どの入試改革が必要」という点では、実用英語技能検定(英検)や TOEFL iBT などの外部試験 利用制度を構築した。令和元年度の外部評価委員会報告書では「全体としての受け入れ数が、学 生定員に対して 1.00 に近いものの、それは調整の結果であり、各学部、研究科ごとに同じ受け 入れ水準を維持できているわけではないので、改善に向けての努力が望まれる」との指摘を受け ている。入学者数、在籍学生数の定員に対する充足率という量的側面にとらわれて、学生の能力 水準という質的評価も怠ってはいけないとの指摘であるが、マークシート方式の試験であって も合格最低点を基準として一定水準以上の学生を確保するように努めている。また、入学後のア セスメントテストによって入学した学生の能力チェックを行っている。結果については IR セン ターがデータ解析を行い、入試制度別の成績ならびにリスニング、リーディングスコアの傾向や、 年次変化を分析している。特に、附属高校については、大学で学ぶための学力をつけるためにど のような学習が望ましいかをフィードバックし、スコアの向上が見られており、高大連携の成果 を挙げている(5-26)。令和2年度の外部評価委員会評価書では、前年度に引き続き「急激な少 子化によって受験期の若年層の減少がシミュレーションで判明していることから、入学定員の 中長期的なあり方についての検討。(以下略)」との指摘がある。この問題については、『学校法 人近畿大学中期計画』の中で検討を進めている(5-27)。

以上の取り組みの結果、多くの受験生を集めることができ、アドミッション・ポリシーに基づいた適切で公正な入学者選抜が実施できている。しばらく定員超過が続いてきた在籍学生数も 入学者の適切な管理・抑制によって適正化が図られている。

(2) 長所・特色

<学生の受け入れについて>

学生の受け入れについて、本学の最大の特長は一般入試の延べ志願者数が平成 26 年度から継続して日本一となっていることである。建学の精神である実学志向に基づく産官学連携や社会貢献、ユニークな研究活動による「近大ブランド」の構築と斬新かつ丁寧な広報活動、学生本位の懇切丁寧な教育活動などによって多くの受験生を集めている。受験対象者としての 18 歳人口が低下する中、研究・教育の質向上のためのさらなる努力、広報戦略の継続的な工夫によって、こうした状況を持続させていく。また、本学では全国初の完全ネット出願 (5-28) を取り入れるなど、IT を活用した入試業務の省力化、社会ニーズの変化にあわせた入試制度改革等の取り組みを行ってきたが、これらを今後も継続させていく。

アドミッション・ポリシーについては、学則(5-29【ウェブ】)、入学試験要項(5-4)、大学ホームページ(5-1~3【ウェブ】)、入試情報サイト(5-6【ウェブ】)(5-9【ウェブ】)、オープンキャンパス(5-30【ウェブ】)、学外での受験生・高校教員対象の進学相談会、高校や予備校訪問、高校への出張講義や学部ガイダンス等、多様な機会を設けて方針を公開、説明しており、受験生を含む社会に対する説明責任を十分に果たしている。

また、多様な学生の受け入れの点では、障がい学生支援委員会(5-31)を設け、大学ホームページ(5-32【ウェブ】)において障がい学生支援指針(5-33【ウェブ】)を公開し、支援体制の明示を行っている。学生部障がい学生支援課では「バリアフリーマップ」(5-34【ウェブ】)を作成、配布することで、ハード面で障がいのある学生の受け入れ態勢を明示している。

<検証・改善について>

学生の受け入れの責任主体・組織、権限、手続きの検証、そこで生じた問題点に対する改善など、学生受け入れに対する PDCA サイクルが適切に実施されているため、これを今後も継続する。

(3)問題点

<アドミッション・ポリシーについて>

アドミッション・ポリシーについては的確に公表されているものの、入学希望者に求める水準 等の判定方法が文芸学部、総合社会学部、国際学部、医学部、産業理工学部、通信教育部、農学 研究科、医学研究科、産業理工学研究科で明文化されていないので、早急に明文化し公表を行う。

また、多様な入学生を確保するために、方式の異なる入学試験を多数回にわたり実施することから、各学部の入学制度が複雑化している。それぞれの特色の異なる入学試験の種別を意識し、変化する社会的要請に応えるよう、定期的にアドミッション・ポリシーの改定に取り組む必要がある。また、受験生と直に接する入試説明会等の機会や SNS の活用など、新たな媒体の活用などによって、アドミッション・ポリシーを周知する機会を一層広げていく必要がある。

<入学者選抜方法について>

推薦入試(一般公募)・一般入試の全日程の学力試験では、マークシート方式による問題で試験を実施している。アドミッション・ポリシーに示す多様な能力をマークシート方式で判定するのは限界がある。医学部については記述式の問題を取り入れているが、短期間で採点することは不可能であることから全学部での記述式の早期導入は困難である。一方、人工知能の進化によって実用レベルの技術開発が進むと、その活用により全学部における記述式試験が導入できることから、その可能性を検討していきたい。

大学院においては、出題内容の教員間格差の是正、適切な評価法、TOEICの導入、口頭試問の客観的公平さの担保など、引き続き点検・評価により、改善・向上を行っていく。多様な専門領域を選択させる制度によって、入学後の成果を追跡し、入試制度の検証につなげていく必要がある。

<適切な定員の確保と在籍学生数の管理>

学部については適切な管理により在籍学生数は概ね適正化されたものの、医学部については 1.06 と基準を超えており、適正化を図る必要がある。前述したように医学部では入学者数を抑えているにもかかわらず在籍学生数が減少しない原因は留年者数が多いことにある。このため、1 年次・2 年次での学習指導・生活指導に力を入れ、早期の段階での欠席や学修意欲喪失への対策を進めるとともに、既に実施している全学生に対する指導教員担任制の導入、医学部教育センターへの学修支援委員会の設置、学年制のより厳格な運用によって学修に対する学生の緊張感の維持を図る方策などや、これらの実効性を高めることにより留年者数の減少を目指す。

大学院では、博士前期・修士課程については、商学研究科、経済学研究科で定員充足率が 0.5 未満となっており、定員充足のための組織的取組が必要である。博士後期課程では、商学研究科、経済学研究科、農学研究科、システム工学研究科で定員充足率が 0.33 未満となっており、定員充足のための工夫が必要である。具体的な方策として、学費等の経済的負担を軽減するため、平成 30 年度から給付型奨学金制度の受け入れ人数を学部生、大学院生あわせて 134 名から 450 名に引き上げるとともに、学部在校生および研究科博士前期課程在校生に対する広報活動、入学試験制度の改善、大学院進学者に対する経済的支援の充実、大学院教育に対する教員のモチベーション向上の方策などを検討・実施し、入学者数増加の実現を図る。また、博士後期課程については、大学の研究力を一層向上させる施策を進めて、他大学からの進学者増加を図ること、修了生が研究職・教育職につけるよう大学自らが積極的に雇用することも含め、出口保証へとつなげる工夫を行う。さらに、社会人学生を増やすために、研究指導や学修が一般的な就業時間外に行えるよう環境整備を図ることや、外国人留学生の受け入れ体制を一層充実させることも検討する。学校法人近畿大学中期計画(5-27)でも「大学院の充実と定員確保に努める」としており、大学院の定員確保は法人全体の中期課題として認識しており、継続した検討を行っていく。

一方、各研究科における定員未充足の課題を大学院全体の課題と認識して、大学院部長を中心 とする経営戦略委員会大学部会・大学院改善分科会において、その解決策として、現在、新しい 学位プログラムである研究科等連係課程を令和5年度に設置する検討が実施されている(5-36)。

<学生の受け入れ体制の充実>

全ての入試終了時に入学センターから入試全体に関する説明を受け、教授会において入試に 関する検証を行い、検証結果に基づいて次年度の入試における受け入れ方針の改善を目指して いるが、入学センターと各学部の入試委員会のさらなる連携が必要である。各学部では、入試業 務に携わる専門職員の配置がなく、適切な検証の上、業務の効率化や人員不足の改善を図る。

また、大学院では、多くの研究科で、点検・評価から改善・向上につなげる手順について制度 化されていないのが現状であるので早期の制度化を図る。

<外部評価委員会による指摘事項>

令和2年度の外部評価委員会では、基準5に関して以下の3項目の指摘を受けた。

- 1) グローバル化の進展に対応するための留学生の受け入れの増大を検討
- 2) 急激な少子化によって受験期の若年層の減少がシミュレーションで判明していることから、 入学定員の中長期的なあり方についての検討
- 3)英語 4 技能や多面的総合評価などの要素をアドミッション・ポリシーの公表の中に盛り込み、 大学への入学時に求められる能力について明示すること
- 1) および 2) に関しては、学校法人近畿大学中期計画(5-27)において、留学生受け入れの目標値、入学者数・受験者数等を設定しているが、経営戦略委員会において、さらに長期的な視点から検討を行っていく。3) に関しては、推薦入試、一般入試において、英語の外部試験利用制度を導入して対応しているが、アドミッション・ポリシーを含めて、求める能力に関しては、学士力強化検討委員会を中心に検討を進める。

(4)全体のまとめ

アドミッション・ポリシーとしては、建学の精神と教育理念・目的を踏まえてディプロマ・ポリシーに一致するよう適切に設定されており、受験生が理解しやすいように明示し公表している。入学するにあたって必要な学力水準、能力等については大学全体、各学部・研究科でアドミッション・ポリシーを明示している。入学者選抜においては、アドミッション・ポリシーに適合する学生を確保するために、公正性と客観性が担保された様々な入試制度を入学試験実施本部、大学院委員会、研究科委員会が責任を持って実施している。また、入学者選抜方法は、入学試験要項、大学ホームページ等において公表され、透明性を確保している。

入試問題に関する対応については、入学試験出題委員会が担当、試験終了後には外部機関による入試問題の検証作業を行っている。大学院の入学者選抜の日程は、大学院委員会の責任のもと、決定を行っている。大学院入学選考の実施は、入学試験問題の作成も含めて基本的には各研究科が主体となって行っている。

入学者の選抜は、実施された選考結果を学部・研究科ごとに精査、議論を行い、その後、学部・研究科の教授会、研究科委員会にて厳正かつ公平に審査され、大学協議会で承認している。

各学部は、入学者数が入学定員に合致することを目指して合格者を出しており、令和2年度では入学定員充足率がほぼ1.00 に改善できたが、令和3年度では1.06と増加しており、中期的な見直しが必要である。医学部については収容定員に対する在籍学生数を1.08から1.06まで改善したが、入学者数の調整や留年者数の減少などの対策を講じ、さらに適正化を図る。大学院においては、複数の研究科で定員充足率が基準を下回っており、改善の必要がある。特に、経済学研究科・システム工学研究科の博士後期課程では充足率が低迷しており、さらなる定員充足率の向上方策が必要で、場合によっては定員の見直しも検討する必要がある。

学生の受け入れ体制については、入学センターを核として受け入れの実施、検証、改善が行われており機能しているが、今後は入学センターと各学部・研究科のさらなる連携強化を図っていく。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①:大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教 員組織の編制に関する方針を明示しているか。

本学は、大学の理念・目的および各学部、研究科の教育研究上の目的に基づき(6-1【ウェブ】)、 大学として「求める教員像」と「教員組織の編制方針」を定めている(6-2【ウェブ】)。

大学が求める教員像として「(1) 近畿大学の建学の精神と教育理念・目的を深く理解し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、の 3 つの教育方針の実現に貢献する者。(2) 専攻分野に関する一定の研究業績・研究能力を有する者、または専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度な実務の能力を有する者。(3) 教育、研究、社会貢献、そして大学・部局の運営において自らの使命を自覚し、それらの発展に寄与するとともに、高い倫理性と清廉性を持って遂行できる者。」と明確に示し、大学ホームページで公表すると共に各学部・研究科の教員組織の編制方針に反映させている。

大学が求める教員像の制定は、全学および各学部・研究科の理念・目的に則った教育研究を遂 行するために、各学部長等により構成される審議機関として大学協議会が学長のもとに設置さ れ、策定・検討・審議・承認されてきた。この大学協議会において、同様の過程で制定された大 学における教員組織の編制方針は、(1)必要教員数(「大学設置基準」、「大学院設置基準」等の 関連法令に基づき、適切な教員を配置する。収容定員に対する教員一人あたりの学生数に考慮し た教員組織を適切に編制する。)(2)教員編制(年齢、性別・ジェンダーに考慮した適正な教育 組織を編制する。グローバル化に対応する国際性を配慮した教員組織を編制する。)(3)主要授 業科目の担当(教育上主要と認める授業科目については、原則として専任の教授又は准教授が、 主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教が担当す る。)(4)教員の募集・採用・昇任(教員の募集は、原則公募とする。教員の採用・昇任では、 「近畿大学教員選考基準」、「大学院教員に関する内規」、「各学部・研究科等における内規・申し 合わせ」等の規程を、適切性と透明性を担保して運用する。)(5)教育内容の改善のための組織 的な研修等(教員の資質の向上ならびに教員組織としての多種多様な活動全般の向上に資する ため、全学および各学部・研究科等における組織的な FD 活動を実施する。)である。そして、 この大学における編制方針を学内で共有した上で、各学部・研究科において教員組織の編制に関 する方針が制定され、大学ホームページにて公表されている(6-2【ウェブ】)。

この方針に則り、学部では、教員組織の編制に関する事項に関して審議を行い、学科では、学科長が学科会議を、コース主任がコース会議を開催することで、教員組織の編制について審議している。なお、教員組織の編制方針については、大学ホームページにおいても公表されている(6-3【ウェブ】)。例えば、経営学部では毎年開催される新任教員を対象とした説明会で学部内規を

配付して、教務委員長が中心となって、FD、学生支援を含む各種説明が行われている(6-4)。

また、大学院の教員組織の編制方針については、大学院部長が統轄し、各研究科では、大学院教員に関する内規に則り、研究科長が研究科委員会を開催し、教員組織の編制方針について審議している。学長は、大学院委員会(大学院部長、各研究科長および各研究科委員会の若干名の委員で構成)を開催し、大学院の教員組織の編制方針について審議・決定を行う(6-5【ウェブ】)(6-6)。

点検・評価項目②: 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に 教員組織を編制しているか。

本学の建学の精神と教育理念・目的を実現するために、各学部・研究科は、前述した5つの教員組織編制方針に基づいて、それぞれの教育理念や目的に応じたディプロマ・ポリシー、教育課程の編制・実施方針を踏まえて、その教育研究活動を行う教員組織を編制するために、大学設置基準で定められた必要教員数を超える数の専任教員を配置し、各学部・研究科で定められた教員組織編制方針に則り、各学部・研究科における教育研究活動に必要な教員を適切に配置するように努めている。

このとき、各学部・研究科の単位で、毎年職位ごとの専任教員数、国際性、性別および年齢構成について集計し、例えば、教員の男女比のバランスを考慮した採用を行ってきたことにより、女性教員の割合は文芸学部・総合社会学部・国際学部で3割以上を保ち続けており、全体でも少しずつ上がっている。このように現状について把握することで、引き続きバランスが取れた構成になるように調整を行うための基礎資料として参考にしており、過不足が生じる場合には是正を行いながら、常に適切な教員組織編制になるようにしている(6-7【ウェブ】)。

また、全学的見地から適切な教員組織編制が必要な外国語や教養科目については、各学部の教育方針に基づいて、全学共通教育機構が教員配置についての調整等を行っている。

点検・評価項目③:教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

近畿大学は建学の精神および教育理念・目的を実現するために、本学が求める教員像と教員組織の編制方針を定めている。

教員の任用・昇任等については、「近畿大学教員選考基準」(6-8)、「大学院教員に関する内規」(6-6)、各学部・研究科における内規・申し合わせ等に明示されている。教員の新規採用は、全ての学部において原則公募による募集が行われ、募集に際しては、選考日程・応募資格(求める教員像)・審査手続きなどを明示している。学部では学科、科目グループ、教授会で選出された選考委員会等の協議に基づいて、教員の新規採用の根拠や採用する教員の専門分野・担当科目等が提案され、選考委員会・学部運営協議会等の議を経て教授会で審議・承認のうえ、学長・理事長の許可を得て教員の公募が行われる。

応募者の選考過程では、各学部の人事委員会、資格審査委員会、選考委員会による経歴・業績等の書類審査の後、模擬授業ならびに面接を経て採用候補者の順位付けが行われ、教授会での承認によって選考結果が決定されている。建築学部では採用候補者の決定に際して専任教員全員が参加する面接を行っている(6-9)。

教員の昇任についても学部内規等によって昇任基準を明示し、厳格に運営されている (6-10) ~(6-22)。昇任審査は、各学部の人事委員会、資格審査委員会、選考委員会および同等の機能を持つ委員会によって行われ、教授会での投票等を経て、学長・理事長に昇任を上申している。

このように本学の各学部では、明文の規程・基準に基づいて透明性のある教員の採用・昇任が行われている。またこれらの基準は、定期的に見直され、必要に応じて改定・更新されている。例えば令和 3 年度においては、農学部が教員選考、昇任・任用基準等について教育能力を重視し、また研究業績の質も重視するという目的での改定を行っている(6-18)。

大学院については、各研究科の教員は原則として学部専任教員であるため、研究科のみでの教員の採用は行っていない。このために各研究科では、その基盤となる学部の専任教員採用・昇任に合わせて大学院担当の可否・形態について、研究科における人事委員会、資格審査委員会、選考委員会および同等の機能を持つ委員会において審査が行われ、その後、全学の大学院委員会において審査・承認が行われている。全ての研究科では、大学院担当・指導資格の審査基準は内規あるいは申し合わせ事項として明文化されている。農学研究科では「農学研究科における昇格、任用及び資格基準」により、職位ごとに大学院の指導資格の審査を毎年行っており、注目できる取り組みといえる(6-23)。

以上、本学教員の募集、採用、昇任等の基準、手続き、各種規程が整備・運用されていること から、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④: ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を組織的かつ多面的に実施し、 教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

本学では、全学で実施する FD 研究集会に加えて、各学部において独自の FD 研究集会を実施するとともに、学外の FD 研究集会への参加も推奨している(6-24~37)。例えば、教育改革推進センターが主催する全学 FD 研究集会は毎年開催され(6-38)、「質保証、学習成果、アセスメント、成績評価」や「大人数講義法をもっと魅力的にする 30 の技法」などをテーマとすることで、「教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発および改善」につなげている。また、大学院の FD 研究集会も全学レベルおよび各研究科レベルで実施している。さらに、「自治体との連携協定に基づく地域再生」などの実施例報告を通した「教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上」に資する FD 活動の具体例では、八尾市との包括連携協定に基づいて、八尾市内の企業と本学が商品コンセプトと販売戦略を共同で考えた「鉄フライパン F.」の発売など、地域産業の活性化に貢献している例も多く、本学が持つ知の成果を社会に還元することへ繋がっている(6-39)。令和 2 年度からは全学 FD 研究集会のオンライン化やオンデマンド化を実

現するに至り、時間的、地理的制約を排除した FD 活動を展開し、学部間格差を解消している。 これらの FD 研究集会の参加率は高く、令和 2 年度からはそれまでの約 2 倍の約 800 名の参加 者数となっている (6-38)。

人権委員会主催による人権問題に関する啓発活動が、春・秋・冬の年3回、人権週間として実施され、講演会、ビデオ上映会(6-40)等を実施して人権問題への理解を深める機会を設けている。また、障がい学生支援委員会主催による「障がいのある学生に対する支援」について、毎年講演会を開催することで障がいをもった学生について理解を深め、不当な差別的取扱いの防止や合理的配慮を提供するよう努めている。令和2年度からは全学FD研究集会と同様にオンライン化やオンデマンド化を実現し、時間的、地理的制約を排除した講演会を開催している。このように、教員の資質向上のための多面的なFD活動を継続的に実施している。

また教員評価については、新任を除く専任教員を対象に、①教育業績、②研究業績、③管理運営活動、④社会活動の各項目について評価を実施している。各教員の自己申告内容を学部等に設置された教員業績評価部会で審議し、次に学長を委員長とする全学の教員業績評価委員会で教員評価を最終決定する。結果は A, B, C の 3 段階評価で、最も高い A 評価者は当年度年末賞与と翌年度夏期賞与時に特別手当を支給している(6-41)。令和 3 年度の具体的な割合は、A 評価が23.2%、B 評価が76.3%、C 評価が0.5%であった(6-42)。これは、各教員の諸活動の進捗を把握するだけでなく、昇任審査等の基礎資料としても利用される。また、平成26 年度からは毎年、researchmap(リサーチマップ)を用いて教育活動、研究活動、社会活動等の可視化も行われている。これは教員評価のための基礎資料として利用されるだけでなく、教員の昇任審査の基礎資料としても利用されている。

平成 30 年度からは、海外との共同研究の推進や、質の高い研究成果の発表を促進するため、長期多岐な視点に立った支援体制を構築し、国際ジャーナル論文投稿支援事業を行っている。これは、エルゼビア社の世界最大級の査読済み文献データベースである Scopus(スコーパス) に収録されたジャーナルを 27 分野に区分し、各トップ 10%のジャーナルに掲載が決定された学術論文の投稿料を支援する制度で、国際共同研究や質の高い学術誌への掲載論文数および高被引用論文数の増加を目的としている。多くの若手教員からも申請があり、国際的に活躍できる研究者を養成する制度としても効果が期待される (6-43)。

この他、各学部においても特色ある取り組みが実施されており、授業改善に関する研究に対して、その費用を助成する経営学部の「学部教育改善プロジェクト」(6-44)では、当該取り組み後に学部全教員対象の成果報告会を義務付けている。総合社会学部では独自の「専攻横断談話会」が開催され(6-45)、教員間の情報交換が円滑に常に行えるような仕組みを構築している。この他にも、平成10年度から導入された授業評価アンケートは、平成19年度より原則として全学部全科目に対して実施されている。また平成15年度からは、授業評価アンケートに対してリフレクションペーパーを導入し、試験結果等を踏まえて、教員が当該授業について講評を公開することで、受講者である学生にフィードバックしている。さらに平成30年度からはセメスター中間期にもWebシステムを利用した中間授業評価アンケートが実施されており、これまでよりも

短いスパンで FD 活動に関する PDCA サイクルを回す取り組みも行われている。建築学部、文芸学部、総合社会学部、農学部、生物理工学部などで、教員相互による授業のピア・レビューが実施されている他、総合社会学部では英語科目において非常勤を含む全教員で授業改善委員会を年2回開催し、教員の資質向上につなげている。研究活動における教員の資質向上につながる特色ある取り組みとしては、農学部、生物理工学部、工学部で学部独自の学内研究助成金を提供し、インセンティブを与えている(農学部では令和3年度で本事業は終了し、令和4年度以降は、その予算で院生奨学金制度の拡充を行う予定)。また産業理工学部では学部長、学部長補佐、所属学科長・部門長が個別面談による教員ヒアリングを実施することで、研究、教育ならびに社会貢献活動のサポートを行っている。

一方で、各研究科においては、基盤となる学部との共催で FD 活動を実施してきた経緯があるが、平成 26 年度の大学評価(認証評価)における指摘事項となったことを受けて、それまで学部の FD 委員会だけであった体制を改め、各研究科においても自己点検・評価委員会(FD 委員会)等を設置し、それぞれ独自の FD 研究集会の開催や授業評価アンケート、修了時アンケート等が実施され、大学院独自の FD 活動を展開している(6-46~50)。さらに、平成 24 年度から毎年度継続して、全研究科(修士課程・博士課程)の教員を対象とした全学レベルの大学院 FD 研究集会を開催している(6-51)。

また、教員の研究倫理の向上のために、現在は研究倫理に関する e ラーニング (eAPRIN) による学習が全教員、ならびに全研究員、全大学院生に義務付けられている。

点検・評価項目⑤: 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

これまで、教員組織の適切性については、毎年の自己点検・評価活動によって、定期的な点検・評価が行われてきた。

そこでは、各学部・研究科などの専門分野にふさわしい教員編制となっているか、特定の範囲の年齢・性別に著しく偏ってはいないかなどが点検・評価されている。

各学部・研究科においては、学部長・研究科長の指揮のもとで人事委員会、研究科運営委員会等の組織によって毎年度点検・評価され、その結果をもとに各学部・研究科における教員組織の編制方針と照らし合わせて、改善・向上に向けた取り組みを行っている。例えば、建築学部では専任教員資格選考委員会、系別ネットワーク会議にて教育研究組織の適切性が検証されている(6-52)。

研究科においても教員資格の明確化が図られており、例えば、医学研究科や農学研究科では 採用・昇任の基準が明文化されている(6-23)(6-53)。

平成29年度からは、「外部評価委員会」の意見を自己点検・評価活動に反映させることで、 客観性・公平性を確保している。例えば、平成30年度の外部評価委員会では、「FD実施レベル の学部間格差の解消に取り組む必要がある。」という指摘を受けた。FDの実施回数、出席率に 関して学部間格差があることから、FD実施母体である「教育改革推進センター」の運営委員会において、平成30年度末より運営委員(学部長補佐、学部事務(部)長)へ向けて、FDの意義、FD参加の必要性、学部全教員への複数回の開催通知を行うよう依頼した。全学で開催したFD研究集会への学部ごとの出席者数、出席率を学内で開示し、少ない学部には協力と改善を求めている(6-54)。

令和元年度の外部評価委員会では、「学部ごとのST 比や教員年齢のバランスについても点検 し、全学で問題意識を共有する必要がある。資質の高い教員採用と採用後の育成という観点か らテニュアトラック制度の導入なども検討課題に挙げられる。」との指摘を受け、その解消に向 けて取り組んでいる(6-55)。

令和2年4月に策定された学校法人近畿大学中期計画では、『4. 国際性と多様性の強化で「グローバルに強い大学」を目指す』に、(1)外国人や海外活動経験豊かな教育・研究人材を積極的に採用、(2)留学生及び本学在学生がともに英語で授業を受けることのできる環境の整備、(3)海外の大学との連携を強化という目標が掲げられた。今後、これらのグローバルな人材の採用や活用という点に関し、教員人事計画における実施状況やその効果について、各学部長から提出される報告書に基づいて、全学の点検・評価が行われることになる(6-56)。

(2) 長所・特色

本学では教員組織の編制について、学長を議長として学部長等によって構成される大学協議会において審議を行い、計画的で大学として一貫性のある人事を行う体制を構築している。教員組織の現在の状況をみると、専任教員数は全ての学部において設置基準で必要とされる人数を大きく上回っている。教員の年齢構成についても、各学部とも特定の年代に偏らず、概ねバランスのとれた状態となっている(6-7【ウェブ】)。

また、文系教員では全専任教員に占める女性教員の比率が、令和元年度、令和2年度、令和3年度でそれぞれ26.8%、27.4%、27.8%と相対的に高いことに加え、年を追うごとに増加傾向にある(6-57)。これは、学長より女性教員の積極的な採用を行うよう指示があり、令和3年度にも女性教員の割合をさらに上方修正するよう通達されたことがその原動力となっている(6-58)。また、全学的な教員組織の編制方針にて「年齢、性別に考慮した適正な教員組織の編制」を明記し、多様な教員を採用するよう取り組んできたことによる成果である(6-2【ウェブ】)(6-3【ウェブ】)。

教員組織の編制については、情報の開示と透明性の確保のために様々な方策がとられている。 まず教員組織の編制方針は大学および学部・研究科を単位として大学ホームページで公開され ている。教員の採用・昇任手続きについても、学部ごとに作成された規程と明文化された内規・ 申し合わせ事項に基づいた手続きを整備している。また大学および各学部が「大学として求める 教員像」を大学ホームページで公開している (6-2【ウェブ】) (6-3【ウェブ】)。

教員の新規採用は、私募や招聘によって採用する客員教授の場合を例外として、全学部で全て

公募であり、そのほとんどは、公募情報を科学技術振興機構研究者人材データベース(JREC-IN)にも掲載している。応募者に対しては各学部の人事委員会、審査委員会、選考委員会等で研究業績審査、面接、模擬授業などを行い、教授会での投票等によって採用候補者の順位付けまたは決定を行っている。教員の昇任についても学部ごとに基準を作成し、明示するとともに、定期的に昇任基準の見直しと改定を行っている。

教員の資質向上を図るため、FD 活動も積極的に進められている。全学規模での全学 FD 研究 集会・大学院 FD 研究集会に加えて、学部レベルでの FD 研究集会、研究科単位での FD 活動が 実施されている。また、学生からの意見を授業改善につなげるために全学部で授業評価アンケートが実施されており、平成 30 年度からはセメスター末だけでなく授業 5~6 週目前後に中間アンケートを実施している。研究倫理についての講習を e ラーニング(eAPRIN)によって、全ての教員、研究員および大学院生を対象に実施している点も FD 活動における特色である。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等は、教員業績評価自己申告制度のもとで、学部・全学の評価部会が評価し、この評価に基づき A 評価者には当年度年末賞与と翌年度夏期賞与時に特別手当を支給している (6-59)。また、平成 26 年度からは researchmap(リサーチマップ)を用いた研究業績の可視化も行われており、研究業績・競争的資金の獲得に向けた努力を個人研究費の額に反映させるインセンティブ運用が行われている。

教員組織の編制方針を点検・評価する仕組みとして、全ての学部で教員組織編制方針に基づいて年度ごとの人事計画を予め策定し、計画的に教員の新規採用や昇任手続きを進めている。これにより、各学部において、現状の教員組織の点検・評価と将来の見通しを定期的に検討する機会となり、教員組織の改善・向上に貢献している。

令和3年度の大学評価(認証評価)では、「教育、研究、管理運営、社会活動に関する業績評価のための多面的かつ具体的な評価項目を示し、これに対する教員の自己評価をもとに「教員業績評価委員会」で評価し、評価の高い教員にはインセンティブを付与するとともに、 評価内容を昇任審査の基礎資料等としても活用している。また、評価項目は学部の特性に応じた設定を可能とし、必要に応じて学部長・研究科長が面談を行う機会を設けるなど、柔軟性をもたせた業績評価の仕組みによって、多様な各教員の諸活動の活性化につながっている。」ことが長所として挙げられた(6-60)。

(3)問題点

教員組織の現況について、主として理系学部において女性教員の比率が低く、理工学部(7.3%)で 1割を下回っている他、生物理工学部(10.7%)、工学部(12.5%)、産業理工学部(13.3%)においても僅かに1割を超える程度である。医学部では女性教員の比率について 20%という目標値を設定しているが、現状では 17.1%にとどまっている。教員構成における国際性についても、生物理工学部や農学部のように外国人教員比率が低い学部があり、大学全体の方針として掲げているグローバル化に対応が遅れている学部もある。

医学部に併設されている東洋医学研究所等の研究所のように、学部によっては人事関係の規程・内規等に曖昧な部分が存在するので、より精密な規定の整備が求められる。また、特任教授や実務教育担当教員など、例外的に私募や招聘によって採用する場合の内規、「実務経験を有する者」として採用された教員の前職における実績の評価基準などもそれに該当する。いわゆる大学無償化政策は、その適用を受ける条件として実務家教員が一定数の授業を担当することを求めているため、実務家教員が今後増加する可能性は高い。経営学部は実務経験を業績として評価する基準を作成しているが、他の学部でもその整備は急務である(6-12)。

研究業績の評価についても、査読の有無、海外雑誌への投稿などの研究業績形態の違いが評価 結果に反映されるようなしくみが各学部において整備されているが、掲載雑誌のインパクトフ ァクターや論文の引用数なども考慮に入れた、より精密な業績評価の基準を整備することが将 来の課題となると思われる。また、学部内に自然科学・社会科学・教養基礎教育など異なる専門 分野の教員がいる場合に、専門分野によって昇任や業績評価に偏りが出ないような基準の作成 が必要である。

令和3年度の大学評価(認証評価)では「教員組織の適切性」について「概ね教育活動及び研究活動の成果を上げるうえで十分な教員組織を構成している。」と判断されているものの、令和2年度の外部評価委員会では、今後、取り組むべき課題として、「グローバル化が進展する社会に対応するための外国人教員のさらなる増加や、ダイバーシティの観点から女性教員の割合の増加が望まれることと、FD実施レベルの学部間格差の解消にも取り組む必要」について指摘されている(6-62)。令和2年度策定の中期計画で『4.国際性と多様性の強化で「グローバルに強い大学」を目指す』において「外国人や海外活動経験の豊かな教育・研究人材を積極的に登用したり、海外研究者の招聘を積極的に進める」、令和元年度策定の大学として求める教員像で「(2)教員編制:年齢、性別に考慮した適正な教員組織を編制する。グローバル化に対応する国際性を配慮した教員組織を編制する。」の趣旨に沿って、ダイバーシティを一層推し進め、性別、国籍、年齢等に関わらず、多様な教職員の活動の場を広げるとともに、それぞれの能力が発揮できる大学を実現する必要がある。

また、FD活動については、教育改革推進センター運営委員会において、各学部・研究科独自のFD活動について、活動実績と活動予定表の作成を行うことで、活性化するための方策も講じられており、今後も教員の資質向上に向けての方策を組織的かつ多面的に実施することで、教員及び教員組織の改善につなげていく(6-61)。

(4)全体のまとめ

本学はその教育理念に基づいて求める教員像を示し、またグローバル化にも対応した教員組織の編制を大学の方針としている。

専任教員数は、大学設置基準の定める数を上回っており、十分な教育を提供することが可能である。年齢構成はどの学部でも概ねバランスがとれたものとなっている。文系学部では女性教

員・外国人教員の比率が相対的に高く、ダイバーシティが確保されているといえるが、理系学部 では専任教員の男女比に偏りがあり、今後の是正が引き続き課題である。

教員の募集・採用・昇任は明文化された規定に基づいて適正に行われており、諸規定の明示という点でも透明性が確保されている。ただし特定の資格や専門職の経験を必要とする科目に適合する教員を採用する必要があるなどの場合に、人事において例外的な取り扱いを行う必要が発生するが、どのような場合に例外的な取り扱いが許容されるのかについてルールが明確でない部分がある。実務経験者を教員として採用する事例が今後増加することが予想されるため、これまでは例外的なケースとされてきた場合についても採用や業績評価に関わるルールの整備が今後の課題である。また、教員の採用・昇任についての選考・評価基準は明示され、透明性が確保されているが、より精密な評価基準を整備することも可能である。

教育の国際化・グローバル化を踏まえて、グローバル推進検討委員会(現:グローバルエデュケーションセンター)が設置され、新たな「求める教員像」が示されたが、これに対応した学部・研究科ごとの「求める教員像」、「教員組織の編制方針」の改定を全ての学部・研究科で実施し、内規等に明記する必要がある。

全学的に FD 活動は各種の研究集会・授業評価アンケートなどの形で行われている。教育活動を改善する機会は十分に提供されているが、FD 活動の成果を評価する取り組みはまだ浸透しているとはいえず、今後の検討課題である。

教員組織の適切性の点検・評価および改善・向上は有効に機能している。また、教員業績評価 は賞与支給時の特別手当に反映され、研究業績が研究費額に反映されることを通じて、教育・研 究等の成果の向上を促している。さらに今後は、教員業績評価の結果を組織全体のさらなる改 善・向上に向けて活用を図ることが期待される。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①: 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に 関する大学としての方針を明示しているか。

学生生活支援については、21世紀教育改革委員会学生生活支援検討委員会が、「学生生活支援 検討委員会の基本方針」(7-1【ウェブ】)ならびに「学生支援に関する基本方針」(7-2【ウェブ】) を定めている

「学生生活支援検討委員会の基本方針」に則り、学生部および関連部署が学生生活全般に一定の方向性を示すため、学生生活に関するガイドブック(キャンパスごとに冊子体の名称は異なる)を配布し、年度始めのオリエンテーション等で周知にも努めている(7-3【ウェブ】)。

さらに、大学ホームページ上で(東大阪以外のキャンパスについては各学部ホームページで) 学生生活サポートサイトを開設し、年間行事予定(学年歴)、学生規程、マナー&防犯ガイドブック、緊急時マニュアル、授業情報、学生支援、障がい学生支援、学内施設案内などを公表・案内している(7-4【ウェブ】)。

点検・評価項目②: <u>学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されてい</u>るか。また、学生支援は適切に行われているか。

本学は学生支援を、「学生生活支援検討委員会の基本方針」ならびに「学生支援に関する基本方針」に基づき、①学修支援、②生活支援、③キャリア形成および進路・就職支援に分類し、これらの課題を所管し、施策の策定を担当する全学的な委員会として、学生生活支援検討委員会、学生部長・学生部長補佐会議、ハラスメント全学対策委員会ならびに全学就職支援委員会等の常設委員会を設置し、学生部、大学院・共通教育学生センター、キャリアセンター、メディカルサポートセンターならびにカウンセリング室等の各部署と連携するなど、学生支援体制を整備している。

そして、各学部・研究科において、教授会および研究科委員会に常設される教務委員会、学生委員会、就職委員会、ハラスメント防止委員会や安全管理委員会(理系学部)等が、各部署とも連携して、学生支援を行っている。例えば、年4回実施される4年生対象の進路調査では、全学就職支援委員会においてキャリアセンターから各学部の就職委員長へ調査依頼がある。依頼を受けた委員長は、各学部の教授会などで教員に対して所属ゼミ学生の進路調査を依頼する。この依頼を受けて各教員は、ゼミ生の進路内定状況を確認・報告するとともに、必要と判断される場合には、最終進路が未決定のゼミ学生にキャリアアシスタント(CA)の配置依頼を行う。このCA制度とは、進路未決定の学生を対象にキャリアセンター以外の部署の若手職員が学生一人ひ

とりに対してキャリアセンターとの懸け橋となりサポートするものである。

留年者および休学・退学に至る可能性がある学生に関しては、各学部、研究科とも、アドバイザリー、ゼミ等担当教員が状況把握と対処を行う仕組みを確立している。各学部において一定の基準 (成績や出席率)を設定することで、面談や指導を行っている。具体的には、前期および後期の開始時点において一定の基準 (成績や出席率)を基に抽出された学生を各学部の担当教員と学生センターの職員が連携して学生面談を実施することで休学・退学の防止や原因の解決を図っている (7-5)。面談記録は近大 UNIPA に保管され、データベース化されることで面談担当者が交代しても継続した指導が行えるよう配慮されている。また、近畿大学中期計画において、退学率の目標値を定め、各学部はこの数値に即した目標値を設定し、退学者減少に向けて全学的に取り組んだ(7-6)。

大学院における研究指導を含めた学修支援は、副指導教員を含めた複数の指導教員によって実施されている。例えば、大学院生同士が、研究科の枠を超えて異分野とも交流できる「近畿大学大学院サイエンスネットワーク・院生サミット」が令和元年度まで実施されてきた。「院生サミット」は、全国のキャンパスに在籍している近畿大学大学院の院生を中心に、日頃の研究成果を発表・意見交換するとともに、大学院生・学部生・教員等が分野の垣根を越えて交流することで、日本の将来を担う高い志を持った若手研究者・技術者を育成することを目的に平成 21 年度に初めて開催されたもので、令和元年度は大学院生、学生、教職員合わせて 265 人が参加した。

大学院生に対する経済的支援としては、TA や外部資金調達に基づいた RA (博士後期課程学生対象)が活用されているほか、大学院生の学会発表に旅費補助を研究科配分予算から支出できる制度を整えて、研究成果の発表を支援している (7-7)。

その他、大学としての方針に基づき整備されている学生支援の体制としては、次のようなもの がある。

<学修支援>

1) 学生の能力に応じた補習・補充教育

全学的に各学部の実態を踏まえた補習・補充教育を実施している。医学部を除く全学部で、附属特別推薦入試、指定校・協定校推薦入試合格者等を対象としてプレエントランスガイダンス、e-ラーニングや映像教材を用いた遠隔授業等による入学前リメディアル教育を実施している(7-8)。医学部では受験で生物を選択しなかった学生に対して、リメディアル教育を入学後に実施している。また、学部教育における学力保障が必要な学生のために、学習支援室(理工学部、工学部)、基礎教育センター(生物理工学部)が入学後リメディアル教育を実施している。さらに、理工学部では平成28年度より外部講師による「数学・物理・化学・生物」の学習サポートを実施している(7-9【ウェブ】)。薬学部では教育専門部門を設置し、薬剤師国家試験に対する学習サポートを実施している(7-10【ウェブ】)。また、工学部(広島キャンパス)の学習支援室では、教育推進センター教員が英語・数学・物理の学習支援を実施している。さらに、学習支援室内の「English Shower」コーナーで雇用した英語ネイティブが在学生に英会話体験を提供してい

る(7-11【ウェブ】)。生物理工学部(和歌山キャンパス)の基礎教育センターでは、専属の高校 退職教員を常駐させ、数学・物理のリメディアル教育を実施している(7-12【ウェブ】)。なお、 後述する退学者分析のなかで、入試制度と GPA の関係について分析を行い、リメディアルクラ スの適正化ならびに退学・留年予備軍の早期発見に活かしている。

2) 学生の自主的な学習を促進するための支援

東大阪キャンパスの学修サポートデスクは、応募により雇用された大学院生がラーニングアドバイザー (LA) として学部生の質問に答えるもので、基礎科目と語学のリメディアルからレポート作成や卒業論文の執筆まで幅広い支援を行う。学修サポートデスクはアカデミックシアター1階にあり、10:45~18:45にオープンしている(7-13【ウェブ】)。

オフィスアワーは、全学で全ての教員が実施しており、その実施方法は履修要項、近大UNIPA、シラバス等で適切に学生に公開されている。シラバスには、教員のメールアドレスや研究室が掲載されており、学生の相談などに応じられるようになっている。また、非常勤教員についても非常勤講師控室において、あるいはメールにより学生からの相談を受けている。

3) 障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援については、障がい学生支援委員会が支援の方針を定め (7-14【ウェブ】)、学生部障がい学生支援課と各学部学生センターに担当者を配置して対応している。施設のバリアフリー化を進めると同時に、アドバイザリー制度を設けており、東大阪キャンパスでは、バリアフリーマップ (7-15【ウェブ】)を作成している。また、定期的に障がい学生支援講演会 (7-16)を開催し、課題の周知・共有に努めている。

<生活支援>

1) 心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮

学校保健安全法と本学学生規程により、毎年 4 月に全学生を対象とした定期健康診断を実施して、必要な学生には、再検診を受診するよう指導を行っている。心に不安を抱える学生に対しては、メディカルサポートセンターで、臨床心理士によるカウンセリングを行い(月~土曜日開室)、併せて近畿大学病院の医師による診療および健康相談を実施している(月~金曜日開室)(7-17)。安全面に関しても、「マナー&防犯ガイドブック」(7-18【ウェブ】)を全学生に配付して、マナー&防犯の二面から注意を喚起している。

危険物を取り扱う理系学部の学生には、「安全要覧」を配付して、安全上必要な基礎的な知識 と非常時の対応などを周知している。加えて、共同利用センターでは、高額機器使用や安全管理 についての講習会を実施している。

また、傷病等発生時の対応 (7-19【ウェブ】)、病院などのリスト (7-20【ウェブ】)、感染症対応のマニュアル (7-21【ウェブ】) が整備されており、大学ホームページ上で公開されている。 さらに、令和 3 年 4 月より、希望する学生に対し、無料で抗原検査を実施している。

2) ハラスメント防止のための措置

「学校法人近畿大学倫理憲章」(7-22【ウェブ】)を制定し、人権意識の向上とハラスメントのない環境づくりに努め、「近畿大学学園ハラスメント防止のためのガイドライン」(7-23【ウェブ】)を配布すると共に大学ホームページで公開している。また、本学学園としてのハラスメント防止・対策の基本方針を定めた「ハラスメント防止のためのガイドライン」(7-24【ウェブ】)を公開している。ハラスメント全学対策委員会のもと、各学部などに防止委員会を設け、各学部学生センター、学生部等に相談窓口を置いて、相談員が相談に応じる体制を整えている。人権意識の向上に向けての人権週間における講演会やビデオ学習会は、ハラスメントのない環境づくりに資するものである(7-25)。

3) 奨学金等の経済支援

本学独自の奨学金制度(近畿大学給付奨学金、近畿大学奨学金、近畿大学災害特別奨学金、近畿大学応急奨学金など)を設けている(7-26【ウェブ】)ほか、日本学生支援機構や他団体の奨学金(7-27【ウェブ】~28【ウェブ】)も取り扱っている。加えて、入学試験の成績優秀者や在学中の成績優秀者を対象とした特待生制度(7-29【ウェブ】)を設けることで授業料減免を行い、その他 TA(大学院生)等を準備して、学生への経済支援を行っている。

また、学業・人物ともに優れた外国人留学生に対して、学費を全額免除する外国人留学生特待生制度や、学業成績が優秀な留学生に対して、入学金相当額や毎年一定額の奨学金を給付する外国人留学生奨学金制度など、留学生への経済支援も行っている(7-30)。

令和3年度には、新型コロナウィルス感染症拡大に対する学生支援策として、令和2年度に 引き続き授業料納付期限の延長を行った。

一方、文部科学省の省令改正にともなって、大学院の全研究科における学生の経済的負担軽減のための組織的措置等に関する学内情報を一元化して明示するため、近畿大学大学院における 奨学金・大学独自の授業料免除・研究科の独自経済的負担軽減措置に関する情報をファイナンシャル・プランとして、大学院生に周知するとともに、大学ホームページにおいてステークホルダーを含む社会に対して公表している (7-31【ウェブ】)。特に、生物理工学研究科では、21 世紀 COE・大学院 GP によって設置された研究科独自の経済的支援制度が継続して実施されている。

<キャリア形成および進路・就職支援>

1) 進路・就職支援

全学就職支援委員会のもと、各キャンパスにある就職支援関連部局間で、求人情報と就職支援 に関する情報の共有を図り、学生の進路支援を行っている。近大 UNIPA 上にキャリア支援のサ ブポータルを設置し、キャリアサポート・プログラムを提示し、学生の就職活動の効率を高める と同時に、教職員による所属学部学生の就職活動の状況把握を容易にしている。

新型コロナウィルスの感染拡大防止とともに、オンライン化が進んだ採用面接選考対策とし

て、Web 就職相談にも対応している(7-32【ウェブ】)。また、従来対面で行っていたガイダンスやセミナー、企業説明会は、対面とオンラインの併用開催により、途切れることなく就職支援を行うことができた(7-33【ウェブ】)。

2) キャリア教育

学内で、各種就職支援行事(キャリアガイダンス、就職ガイダンス、企業説明会、課外講座、業界研究会や適性検査などのプログラム)を開催し、新入生の段階から将来の就職活動への意識を高める方策を講じ、さらに資格試験対策として 25 種類の課外講座 (7-34) を学習できる体制も整えている。

インターンシップは、学生が在学中に将来のキャリアに関連した就業体験を行うことで、高い職業意識の形成や自立性のある人材育成等を目的に実施しており、令和3年度は523名の学生が参加している(7-35)。そのうち、キャリアセンターが企画するキャリアインターンシップでは、事前研修として、企業研究、自己理解や目標設定、コミュニケーション、マナーといった、社会人として必要なスキル等について実践を交えながら対面とWeb形式にて講義を行っている(7-36)。また、グローバル化のさらなる拡大を見据えて独自の海外インターンシッププログラム(KIP)を実施している(7-37)。インターンシップの研修後には、学生に事後研修に参加することを義務づけ、学んだことをプレゼンテーションすることで、インターンシップの成果を共有している。さらに、一定の要件を満たしたインターンシップ参加者に対して単位を認定する学部もある。

なお、学内で多数の企業を招いて開催する業界企業研究会(7-38)は、学際領域の拡大によって就職領域が拡がる傾向があるなかで、学生が社会へ参画する機会を提供するものであり、学習成果と実社会をつなぐ側面も有している。

一方、大学院におけるキャリア支援の取り組みとして、令和元年から博士後期課程(博士課程)の全学生を対象とした「学識を教授するために必要な能力を培うための機会(プレ FD)」に関する e ラーニング情報(日本語・英語)を提供し、学生には報告書(Google フォーム利用)の提出を義務付けている(7-39)。報告書からは、学生からの評判も高い取り組みとなっている。さらに、令和元年より、文部科学省・博士人材データベース(JGRAD)に全研究科で参画し、博士後期課程修了者の進路の確保とキャリアパスの多様化を見据えて、全学的支援強化に取り組んでいる(7-40【ウェブ】)。なお、大学院全研究科が参画した大学は、東京理科大学に続いて私立 2 校目であった。

3) 学生および保護者との面談

退学者数の減少に向けた施策の中で最も力を入れているのは成績不振者との面談である。学生生活支援検討委員会から、GPA や授業出席率などが一定の基準を下回る学生を対象に成績不振者面談を実施するよう通達され、全学でルーチン化している。全ての学部で、留年者を含む成績不振学生に対する履修や生活の指導・相談を実施し、リテンションできるよう努めている。こ

れらの施策に加えて、退学希望者に対しては、最終的に退学を決定する前に、学生生活全般を見直したり、必要な支援を紹介したりする面談を行っている。平成 29 年度からは、成績不振学生に対する面談に関連して、講義の出欠状況と取得単位数に加えて、GPA もその判断基準に用いている (7-5)。

4) オフィスアワーと保護者ポータルサイト等

オフィスアワーは、全学部で設けられ、全専任教員が学生の生活相談に応じている。また、各学部の教職員と保護者が共に学生を支援する仕組みとして、保護者が、学生の成績、出欠状況、時間割およびシラバスを照会でき、各学部学生センターにメールで問い合わせすることもできる保護者ポータルサイトを整備している。さらに、保護者との連携をより深めるため、東大阪を含め、東京、福岡など全国8ヶ所で「近大フェア」を開催して、大学の現状を解説した上で保護者との個別相談や三者面談を通してきめ細やかなサポートを行っている(7-41【ウェブ】)。令和3年度においては、新型コロナウィルス感染症拡大防止の観点からオンラインで実施した。また、「学生生活支援検討委員会の基本方針」(7-1【ウェブ】)に基づき、教員による支援を要する学生との面談が行われ、面談の記録が残されている。留学生に対する就学支援については、各学部で対応している。

<その他の学生支援>

本学の課外活動支援は、学生部とスポーツ振興センターが所管している。学生団体が実施する行事等については、学生規程に基づき、許可願、許可書、報告書を通じて把握している(7-42【ウェブ】)。課外活動に係る施設は、大学として可能な限り整備するとともに、学生団体の代表と調整を行いながら活動環境を提供している。各学生団体の組織に応じ、課外活動育成費を配分し、遠征費、消耗品購入等に対して補助を行っている。

また、学生生活全般については、学生部が主体となって隔年で実施する「学生生活実態調査」 (7-43)を学生生活支援検討委員会が点検・分析し、改善を図っている。なお、この「学生生活 実態調査」の結果は、近大 UNIPA により学生に開示している。また、各学部の学生自治会が原則として年に 2 回、「学部長会談」を行っており、授業内容、学内設備、学生サービス等に関する要望を直接に学部長、担当教員および学生センター職員へ伝え、学部ごと、あるいは全学的に 改善を行う取り組みが行われ、学生の要望が積極的に取り入れられている (7-44)。

さらに、本学学生が学生ボランティアとして、被災地において、被災家屋の復旧作業、避難所の支援(健康づくり、子どもの遊び場づくり、生活環境整備)、在宅被災者の生活支援など、現地で必要とされている支援を行う場合においては、学生部の教職員が随行している。これまで、平成 25~27 年奈良県十津川村、平成 28 年熊本県熊本市・益城町、平成 29 年福岡県朝倉市、平成 30 年広島県呉市など、災害のあった地域に学生ボランティアを派遣してきた(7-45)。

令和元年度には世界遺産である熊野古道の道普請ボランティアを実施、また平成30年度から

コロナ前まで、毎年、年に複数回大学通りのクリーンキャンペーンを実施するなど、学生にボランティアの場を提供している。

体育会の健全なスポーツ活動に対する支援体制を整備するべく、体育会学生公認全団体(46 団体)を対象に、「指導体制の充実」、「財政の支援」、「練習環境の整備」を3つの柱として、平成27年にスポーツ振興センターが設置された。事務職員に加えて課外活動振興・強化職員を配置して、学業や就職の支援を含む、競技のみに限らないアスリートの学生活動全般の支援を実施するとともに、大学スポーツ界活性化への貢献や社会貢献、国際交流を積極的に推進している。活動場所の提供、金銭援助といった助成策を講じつつ、学生のニーズを汲み取り、快適性やプライバシーにおいて今日的な配慮を行っている。加えて、各団体の顧問(教員)が、行事や計画への助言、試合や合宿への同行により教育上の指導を行っている。

点検・評価項目③: <u>学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結</u>果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援にかかる各種取り組みの点検・評価は、原則として各学部・研究科の自己点検・評価を担う組織がその取り組み状況やデータを収集し、学生生活支援検討委員会ならびに自己点検・評価委員会へ報告する。その結果は、大学協議会や学長・学部長会議で確認され、その改善依頼は、教育改革推進センターを通じて行われる。

特に、教学上の就学支援にかかる諸施策を検討する学生生活支援検討委員会は、年間を通じて 委員会を開催して、諸施策の検討、実施状況の確認、改善の検討を行っている。

成績不振者面談の実効性に関連して、各学部の関連諸規程の整備状況および成績不振者面談の実施状況を調査するとともに、修学サポート制度の一つである学生の経済的問題の支援に向けて、入学生および在学生に対する特待生制度の整備・実施状況の調査ならびに奨学金の拡充に向けて受給(給付・貸与)状況の調査を実施し、平成30年度において奨学金制度の拡充(給付奨学金支給対象者の増員)(7-46)が行われた。さらに、成績不振者に対して面談の実施依頼等に取り組んだ。

各学部・研究科の自己点検・評価の具体例では、修学支援にかかる点検・評価のうち、成績不振学生の面談実施状況については、教育改革推進センターより、さらなる改善に努めるよう全学部・研究科に依頼がなされた(7-47)。この面談結果については、当初は紙ベースでの報告であったが、現在は近大 UNIPA に入力することにより学部内で共有されている。

また、進路支援については、全学就職支援委員会を定期的に開催することで就職・キャリア支援に関する取り組みを点検・評価している。障がい学生支援委員会では、障がいを持つ学生の修学支援のためのバリアフリーマップを作成し、活用している。

体育会各クラブに対する活動支援は、スポーツ振興センターが中心となり実施している。「クラブ活動等奨励金制度(学生部/スポーツ振興センター内規)」(7-48)を整備し、優れた競技成績を残した個人・団体に対して奨学金・奨励金を授与している。

(2) 長所・特色

学生生活支援検討委員会策定による退学者抑制の施策に基づいて、成績不良もしくは出席不良の状況にある学生への面談を非常に早い時期に実施し、これらの学生が直面している問題を早期に把握することに努め、安易な休学・退学を避ける一助としている。平成30年度には出欠管理システムの全学的導入により、教職員および学生の出席管理の利便性が高まった。その面談の効果も相俟って、令和3年度の退学状況は大学全体で1.3%とピーク時と比べて改善されている(7-49)。

学生生活全般については、「学生生活実態調査」および学生自治会による「学部長会談」により、学生が問題視している事項、改善が必要な事項を聴取し(7-44)、改善につなげている。

障がいのある学生が支援を必要とする場合は、障がい学生支援指針(7-14【ウェブ】)に則り、 学生が希望する支援と大学が対応可能な支援等を本人および関係部署と調整し、支援内容を決 定している。令和3年度には、障がい学生支援委員会による「精神障がいのある学生がもつ困難 ~特性理解を中心に~」と題する講演会(7-16)が開催され、教職員の理解を深める機会になっ た。

大学院生に関しても、大学院担当教職員および学生に対して学生支援に関連する情報が周知されるシステムが構築できている。大学院進学者を確保し活性化を図るうえで、大学院生に対する経済的支援の存在ならびに個別の、もしくは研究科合同の大学院入試説明会の実施は、大学院進学に関する動機づけを高めることに資している。

令和2年度の外部評価委員会では、「成績の達成度が低い学生へのリメディアル教育による支援、ラーニング・コモンズの設置による修学サポートの強化」等の取り組みが行われていることが評価された(7-50)。

(3)問題点

「学生生活支援検討委員会の基本方針」および「学生支援に関する基本方針」については、冊子体や大学ホームページを通じて公表し、その周知に努め、検証を行っている。引き続き様々なステークホルダーに対して積極的周知活動を行っていく。

近大 UNIPA などを通じて、学生の生活状況について大学(教職員)と保護者・学生との間で情報を共有する体制は整えられているが、今後も意思疎通を一層密にするための努力を継続して行うことが重要である。学生生活支援は個別の教職員に委ねられているところが大きいので、個々の学生の抱える問題が異なる中にあっても、対応に差が生じないような体制にすることも課題である。また、集められた膨大なデータをより有効に活用するシステムを構築することも必要である。

導入・補習・補充教育は一定の成果を上げているが、様々な入試形態に対応した個別学習支援

体制に拡充するためには、入学前後のリメディアル教育等の強化が必要である。

博士後期課程(博士課程)学生に博士人材データベース(JGRAD)を用い、進路の確保とキャリアパスの多様化を見据えた支援を行っている。今後は産業界等の実社会でも活躍できるよう、企業等との協働による講義やセミナー、実習、インターンシップ等の充実が必要である。

令和2年度の外部評価委員会では、今後に向けての課題として、「リメディアルクラスの必要を確認するための GPA の厳密な統計データの作成とデータに基づく支援の策定、留学生への奨学金貸与の強化、全学的な学生支援体制の強化等の課題への対応が必要」との指摘を受けた(7-50)。本学では、出席率や成績について、各学部である一定の基準をもとに抽出された学生を、前期および後期の開始時点において、教職員が連携して面談や指導を行うという取り組みにより、学生の学習面でのつまずきをいち早く発見し、対応する支援体制がすでに構築されている。今後は、リメディアルクラスの適正化だけでなく、学生満足度の高い教育を目指して改善に向けた取り組みを実施していく。また、学生からの意見は、事前に各学部の学生自治会が学部の全学生を対象にしたアンケートにより意見を集約するとともに、その意見を改善に活かすために、定期的に学部長・事務長等出席の下、学生自治会の意見を聴く学部長会談を各学部で開催している。今後も、学生ニーズにあった全般的な支援体制の構築を目指すとともに、全学的な改善事項については、学生生活支援検討委員会で対応を検討していくことになる。

(4) 全体のまとめ

21 世紀教育改革委員会学生生活支援検討委員会が学生支援に関する大学としての基本方針ならびに改善目標を策定・公表し、教職員が連携して、学修支援、生活支援や就職支援、障がい学生支援を遂行し、学生が広く入学前から卒業に至るまで学修に専念し、安定した学生生活を送ることができる体制を整備している。

学生支援の適切性については、各学部・研究科が定期的に点検・評価を行い、その結果を自己 点検・評価委員会に報告している。全学的な確認を受けることで、改善・向上に向けて取り組み を進めており、教育改善のサイクルは適切に機能している。

大学の理念に沿った学生支援・生活支援・就職支援・障がい学生支援・ハラスメント防止のためのガイドライン等の概要を冊子や大学ホームページで広く公開することで、今後も学生支援に関して継続して改善サイクルを回していく。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検評価項目① <u>学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための</u> 方針を明示しているか。

全学的には、平成 18 年に発足した 21 世紀教育改革委員会がその方針を示している。平成 21 年8月までを第一次教育改革、平成21年10月から平成27年3月までを第二次教育改革の期間 とし、これらの成果と課題設定をもとに平成 27 年度以降実施中の第三次教育改革の基本方針(学 士力強化検討委員会、学生生活支援検討委員会、大学院改革検討委員会、グローバル推進検討委 員会(現:グローバルエデュケーションセンター)ごとの基本方針)を示して、大学ホームペー ジで公開している(8-1【ウェブ】)。第三次教育改革の基本方針をもとに、「教育研究環境の整備 に関する方針」が策定されており、下記の6項目が明示されている(8-2【ウェブ】)。(1)「校地・ 校舎の整備」:ホームページに掲出している事業報告書に即した環境整備を行い、現有の校地・ 校舎を更に機能化し、教育研究環境の改善を図る。(2)「ネットワーク環境の整備」:ネットワー ク環境の改善を図り、西日本を中心に複数のキャンパスを有する本学の教育研究ネットワーク の連携を強化する。(3)「学術情報資料の集積と活用」:図書館を中心として、電子資料を含めた 学術情報資料を収集し、最良のアクセスにて提供する。また図書館は各キャンパスと連携協力す るとともに、国内外の教育研究機関との相互協力・交流を推進し、学術情報流通の拠点として機 能する。(4)「教育研究活動の活性化」: 社会課題の解決および社会実装の増進等を目的とし、競 争的資金や産官学連携による外部研究資金の獲得に積極的に取り組む。さらに本学独自の研究 助成制度の運用、研究室の配備、TA や RA スタッフを適切に配置することで教員の教育研究活 動の活性化を図る。(5)「情報倫理の涵養」:情報化社会への対応として、全学的な情報リテラシ ー教育を充実させることはもとより、情報の適切な取り扱いに資するため、授業や FD 活動など を通して学生・教職員ともに情報倫理の意識を高める。(6)「研究倫理の涵養」:研究活動の不正 行為防止に向けた教育システムを整備し、運用する。具体的には研究倫理・コンプライアンス等 に関する FD 研修会を定期的に実施し、研究倫理教育用 e-ラーニングなどを活用することで研 究倫理規範への高い意識を涵養する。このように、「教育研究環境の整備に関する方針」では、 建学の精神を尊重し、14 学部・11 研究科を擁する総合大学としてのスケールメリットを存分に 生かし、各学部・研究科間を有機的に連携することで独自性のある質の高い教育研究推進体制を 構築し、この教育研究体制をさらに発展させることとしている。

これらの基本方針のもと、「近大は近大を超える!」をキャッチフレーズとした「超近大プロジェクト」で、東大阪キャンパスの再整備計画が実施され、令和7年に迎える大学創立100周年を見据えた環境整備がなされることが明示されている(8-3【ウェブ】、8-4【ウェブ】)。一方、教育研究環境の整備について、学部ごとに執行部を核として、教務、学生、研究倫理、編集等各

種委員会が設置されており、それらが日々必要に応じた方針の検討(令和3年度は新型コロナウイルス感染症やメディア授業に伴う検討事項が多々あった)をして、学部ホームページの「重要なお知らせ」等で公表している(8-5【ウェブ】)。また、学生の学習に関する情報のうち、方針に基づく具体的施策は近大 UNIPA により発信することで、日々の学習に役立てられている。例えば令和3年度の授業時間割・学年歴、授業・試験関連、新型コロナウイルス感染症対策を含む事務連絡なども頻繁に情報提供されている(8-6【ウェブ】)。

学内施設の管理運営に関する諸規程は、近畿大学例規集第 8 章施設・管理を主として、規定、公開されている (8-7)。内容的には、各施設の管理規程のほか、省エネルギー推進規程、原子力研究所原子炉施設保安規程、有害物質処理規程、遺跡調査運営委員会規程など多岐にわたる。

点検評価項目② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動 場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

教育研究等環境については、第一次から第三次教育改革の基本方針に基づき、学生の学習および教員の教育研究活動を考慮し、整備されている(8-8【ウェブ】)。校地(696,000 ㎡)、校舎(340,000 ㎡)、と学生・教職員規模における大学設置基準上必要面積(校地 337,000 ㎡、校舎 287,700 ㎡)に比しても十分なものがある。運動場用地(98,831 ㎡)も十分に確保されており教育研究に支障はない。なお、本学は大阪府東大阪市に本部キャンパスを置くほか、農学部、医学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部がそれぞれ別にキャンパスを有しているが、各キャンパスも独自の施設整備をしつつ、大学全体として統一的な観点から整備を行っている(8-9【ウェブ】)。

知の継承と創造の中枢としての図書館・アカデミックシアター、文化を育て文化を楽しむ 11 月ホール(NOVEMBER HALL)、実用的かつ高レベルな語学教育を実現するグローバルエデュケーションセンター(GEC)、情報教育のあらゆるニーズに応える情報処理教育棟(KUDOS)、多目的スポーツ施設としての記念会館、課外活動の総合施設であるクラブセンター、遊びながら楽しく英語を学ぶスペース英語村 E³[e-cube]、フードコート・コンビニエンスストアを併設する多目的学生ホール BLOSSOM CAFÉ(ブロッサム カフェ)、首都圏における大学拠点である近畿大学東京センター、自然に恵まれた環境で学べるセミナーハウス(南紀白浜、湯浅、北海道恵庭に設置)などの施設が充実している(8-8【ウェブ】)。さらに、令和3年4月に大学と企業の垣根を超えたモノづくりの真剣勝負の場で地元企業や教員、学生など、多様な個性をぶつけ合い、専門領域を超えた試行錯誤を繰り返しながら、共に社会問題に立ち向かう実学拠点として東大阪キャンパス6号館 ACADEMIC THEATER Annex THE GARAGE がオープンした(8-10【ウェブ】)。また、令和4年3月に東大阪キャンパス内にある近畿大学中央図書館が、老朽化した旧本館から東に隣接する10号館に移転し、図書館単独棟としてリニューアルオープンし、開架図書冊数は従来の3倍の約50万冊となり利便性が向上した(8-11【ウ

ェブ】)。

施設の安全性や学生生活の快適性への対応は次の通りである。校舎等の耐震化率が 95.78% (令和 4 年度) にまで高められ、今後の耐震化計画も公開されている (8-8【ウェブ】)。令和 3 年度にリニューアルオープンした中央図書館では、学内初のオールジェンダートイレも完備された (8-11【ウェブ】)。障がい学生支援として令和 3 年度にガイドラインが改正され、大学ホームページにはバリアフリーマップを公表している (8-12【ウェブ】)。近畿大学キャリアセンターでは、新型コロナウイルス感染症の影響で Web 面接などオンラインを活用した採用選考が増加していることを踏まえ、令和 4 年 3 月から就活生が利用できる個室型ワークブースが導入された (8-11【ウェブ】)。さらに、新型コロナウイルス対策を徹底し、今年度は対面形式で授業を実施するために、すべての教室・演習室に換気設備や CO2 濃度測定器が設置された (8-11【ウェブ】)。和歌山キャンパスでは、令和 3 年 12 月にカフェテリアにおいて紀州材を使用したテーブルとイスを導入し、学生・教職員が木のぬくもりを感じながら快適に過ごせる環境を整備した (8-11【ウェブ】)。広島キャンパスでは令和 3 年 4 月に学生食堂が「The Base」としてリニューアルオープンした (8-11【ウェブ】)。

ネットワーク環境や情報通信等機器は、情報処理教育棟(KUDOS)および主要な講義棟で整備がなされており、また本学独自の KUDOS Wi-Fi のほか、国立情報学研究所の eduroam も導入されており、研究教育に活用されている(8-13【ウェブ】)。令和 4 年 4 月の情報学部開設に合わせてプログラミング能力の全学的な向上を図るべく、Apple Authorized Training Center for Education(AATCE)を令和 3 年 11 月に日本で初めて開設した(8-11【ウェブ】)。また、情報倫理に関する理解を深めるため、KUDOS では情報セキュリティ e-ラーニング教材「りんりん姫」を全学生及び教職員に提供し、受講を推奨している(8-14【ウェブ】)。

点検・評価項目③:<u>図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それ</u>らは適切に機能しているか。

中央図書館は、約 140 万冊の図書と約 13,000 種の雑誌を所蔵し、約 84,000 誌の電子ジャーナルや電子ブックと、データベースなどの最先端サービスを提供する本学における学術情報の拠点である。令和 3 年度では、年間 306 日開館し、入館者数は年間延べ約 63 万人である。(8-15【ウェブ】)。令和 3 年度に単独棟としてリニューアルオープンし、開架図書冊数は従来の 3 倍の約 50 万冊となり利便性が向上した(8-11【ウェブ】)。各キャンパスにも学部教育研究に特化した図書館が設置されており、OPAC、日経テレコンなどの商用データベース、電子コンテンツによる学術情報サービスを提供し、高度化・多様化する教育・研究に対応した施設・設備と機能を有している(8-16【ウェブ】)。他大学図書館との相互利用制度も整備されており、Web 経由のアクセスしやすいシステムによって、図書の取り寄せ・文献複写サービスを提供している。中央図書館および医学部図書館は、平日 8:45~22:00 (他キャンパスの図書館は、農学部・生物理工学部図書館 9:00~19:00、工学部図書館 8:45~20:00、産業理工学部図書館 9:00~21:00)が開

館時間となっており、授業終了後の学習の場を提供している。また、十分な座席数を確保しており、各図書館に専門的な知識を有する職員(司書等)を配置している(8-17、8-18)。図書館サービス向上のために利用者へのアンケートも実施している(8-19【ウェブ】)。

また、平成29年4月に「文理の垣根を越えて社会の諸問題を解決に導くための学術拠点」として新設オープンしたアカデミックシアター内ビブリオシアターは、十進分類法を下敷きにしつつ、編集工学研究所の知見を取り入れ、新たな実学的・文理融合的なリベラルアーツ感覚に基づいて選書・分類した本学独自の「近大INDEX」による新図書スペースである。1階の「NOAH33」は、33のテーマ書棚に一般図書を中心に約3万冊を配架、2階の「DONDEN」は、32のテーマ、11のエリアに分類され、漫画本約2万2千冊を含め、新書、文庫などの合計約4万冊を配架し、多彩な書籍を提供している(8-20【ウェブ】)。

1980年代からオンライン情報検索システムを基本とした総合的図書館システムの構築化が、全国的規模で推進・展開されてきており、本学においても平成元年より東大阪キャンパスから順次各キャンパスで図書館情報システム導入をはじめた。平成21年からは各キャンパス独自で導入していた図書館システムの統合を目指し、平成30年に全キャンパス内の図書館システムが統合されたことで、本学全ての学生・教職員が同じサービスを受けることが可能となった。取寄せによるキャンパス間の資料の共有、開館時間を気にすることなく利用できる電子ブックの提供など利用者の利便性が向上している。アカデミックシアターは、文理の垣根を越えて、社会の諸問題を大学として解決に導くための学術拠点として機能している。

大学全キャンパスの図書館において、新型コロナウイルス感染症対策により入構規制が行われた令和2年度では入館者数35万人、貸出冊数113,274冊(宅配冊数含む)であり、コロナ禍前の令和元年度(入館者数214万人、貸出冊数336,058冊)、平成30年度(入館者数215万人、貸出冊数372,551冊)より大きく減少した(8-17、8-18、8-21)。一方、オンラインリソース(電子ジャーナル、電子ブック)の閲覧回数は、令和2年度667,627回であり、令和元年度657,338回、平成30年度638,822回から漸増しており、コロナ禍前の期間(平成30年度から令和元年度)のみならずコロナ禍の入構規制期間(令和元年度から令和2年度)においても有効に活用され、オンラインリソースの利用が定着しつつある(8-22)。

点検・評価項目④:教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

大学の教育研究活動に対する基本的な考え方は、「学校法人近畿大学倫理憲章」において、「高い倫理観を持って行動すること」を明示しており(8-23【ウェブ】)、これに則って、各学部の教育研究の理念と目的も学則に明示されている(8-24【ウェブ】)。研究に対する基本方針として、近畿大学中期計画(令和2年度~令和6年度)において、「世界水準の研究を展開するための研究実施体制等の整備」が提示されており、国際ジャーナル論文投稿支援事業や研究時間確保に資するバイアウト制度が実施されている(8-25【ウェブ】)。専任教員には原則的に研究室が設けら

れており、例えば平成28年2月に行われた法学部棟の移転の際も、全教員が新たに個人研究室 を割り当てられた。非常勤教員についても非常勤講師控え室が各キャンパスに用意されている。 研究に必要な備品は教員研究費等によって購入、更新などが行われているほか、必要に応じて大 型機器の購入なども行われている。全教員に配分される個人研究費 A(学会費、消耗品等)は教 員の活動状況に応じたインセンティブ運用が行われている(8-26)。すなわち、指定されたコン プライアンス教育を受講し、研究者情報・業績情報を researchmap(リサーチマップ)に登録・ 更新していることを必須とし、科学研究費に研究代表者として申請するなどの一定要件を満た さなければ、個人研究費A支給額は 50%減額されている。また、優れた研究を行った者には研 究奨励褒賞も授与されている(8-27)。研究助成金制度も充実しており、次のようなものがある (8-28)。(1)奨励研究助成(博士の学位を取得後8年未満又は40歳以下の教員が対象)(17件) (カッコ内の数値は令和 3 年度採択実績。 以下同じ)、(2)―般研究助成(教員が一人又は共同で 行う研究で研究成果の学界・社会への高い貢献が期待できる研究を対象)(募集なし)、(3)共同 研究助成 (専門分野の異なる教員が行うプロジェクト研究等 [21 世紀研究開発奨励金 |) (6 件)、 (4)教育推進研究助成(令和3年度募集から「国際共同研究推進助成」)(0件)、(5)研究成果刊行 助成(研究成果の学術図書刊行)(3件)、採択率は平均で50.0%であった(8-29)(8-30)。また、 学術研究支援部およびリエゾンセンターでは、外部資金の公募情報を収集し、教員に情報を提供 している (8-31)。大学ガバナンスのもと学内の研究者が部局を超えて共同研究を推進する研究 コアが形成され、平成31年3月1日には「第1回全学横断型研究プロジェクトシンポジウム」 が開催されている(8-32【ウェブ】)。

基礎ゼミをはじめとする少人数教育の積極的導入など、教員の担当コマ数増加の因子はあるものの、シラバス等でオフィスアワーを周知するなどして研究の時間を確保する工夫がなされている。また、TA や RA により大学院生を雇用する制度が明文化・運用されており、教員が教育研究活動を活性化させ得る環境を整備している(8-33)。研究の活性化や時間確保のため、教員採用後5年を経過すると1年間の在外研究(留学)を申請できる(8-34)。また研究休暇は7年以上在籍した62歳未満の教授又は准教授であって、これを希望する者に1年間与えられる(8-35)。令和3年度の在外研究および研究休暇の実績数は8名と7名である(8-36)。

なお、研究環境については、学外からの研究費獲得に関する情報が常に公表されている(8-37 【ウェブ】)。

点検・評価項目⑤:研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

本学では、就業する全ての職員が、社会的責任を果たすため、また、本法人の教育目的の達成と使命を遂行するため、具体的行動指針として学校法人近畿大学倫理憲章(8-23【ウェブ】)を 定めており、研究倫理に関しても多くの仕組みが稼働している。

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を踏ま え、本学における基本計画(指針)を「近畿大学における公的研究費の不正防止対策の基本方針」

(8-38【ウェブ】)として定めている。この基本方針に基づき「近畿大学における公的研究費の 不正防止計画」(8-39【ウェブ】)に施策を定め、実施している。具体的には、「近畿大学におけ る競争的資金等の取扱に関する規程」(8-40【ウェブ】)を定め、本学の競争的資金等を適正に運 営および管理・執行するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者 を置くとし、それぞれ、学長、理事職、学部長・所長等が任にあたるとしている。また、「研究 活動上の不正行為等への取扱規程」(8-41【ウェブ】)を定め、研究活動について、研究者(本学 において研究活動に従事する全ての者) の行動規範を明確化するとともに、不正行為が生じた場 合における措置等に関し、必要な基本的事項を定めている。研究活動の不正行為に係る申立て、 情報提供等に対応するため、本学監査室法人倫理推進課に不正行為告発窓口が設置されており、 不正行為の疑いがあると思料する者は、窓口へ申立てを行うことができる(8-42【ウェブ】)。特 定不正行為の可能性がある場合は、学長が指名する副学長が委員長となり、学長直属組織である 研究公正委員会を組織して調査を実施する(8-43【ウェブ】)。その他、「近畿大学受託研究取扱 規程 | (8-44【ウェブ】)、「近畿大学利益相反マネジメント規程 | (8-45【ウェブ】)、「近畿大学職 務発明取扱規程 | (8-46 ウェブ】)、「近畿大学における競争的資金等に係る間接経費の取扱に関 する規程」(8-47【ウェブ】)、「近畿大学安全保障輸出管理規程」(8-48【ウェブ】)が定められて おり、様々な状況における倫理・法令遵守のための指針を公開・周知している。

コンプライアンス教育および研究倫理教育については、一般財団法人公正研究推進協会 (APRIN)が提供する研究倫理教育 eAPRIN を全教員、研究上の管理・運用に関わる事務職員、大学院生に受講を義務化し(8-49)(8-50)、科学研究費申請および個人研究費利用のための必須条件としている(8-51)。上記の研究費を執行する際に知っておく必要のあるルールと手続きについては「研究費執行ガイドブック」(8-52【ウェブ】)にまとめられ、毎年外部資金執行者全員に説明会(8-53)を開催して配布している。

粗悪学術誌の問題に対しては、学術研究支援部が事務局となり、「粗悪学術誌に対する方針について(通知)」(8-54【ウェブ】)が所属長を通じて学長名で全教職員へ通知されている。粗悪学術誌への投稿は、大学としての信頼を失うだけでなく、研究者の業績や評価などに悪影響を及ぼす可能性があることから、上記の通知などにより、そのような粗悪学術誌への投稿は、厳に慎み行わないよう、本学の全ての研究者に注意を促している。

研究内容に関する倫理審査は、研究分野ごとに専門性が必要であるため、各学部に設置した倫理審査委員会や生命倫理委員会(例えば8-55【ウェブ】)によって実施している。現在、委員会を設置しているのは、法学部、経営学部、理工学部、建築学部、薬学部、総合社会学部、農学部、医学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部、法学研究科、商学研究科、総合理工学研究科、薬学研究科、総合文化研究科、農学研究科、医学研究科、生物理工学研究科、システム工学研究科、産業理工学研究科である。委員会が設置されていない学部(経済学部、文芸学部、国際学部)に所属する教員が受審したい場合は、研究内容に近い学部の委員会に依頼することになる。経済学部と国際学部では、将来の委員会設置に向けて規程の整備を開始しているが、全学部での委員会の設置に向けて、近畿大学未来戦略機構から未設置の学部に要請していく。

一方、大学院では博士論文の質保証を担保するため、博士論文の作成、並びに博士論文にかか わる学術論文の作成における剽窃・盗用などの不正行為を事前に防止するシステム環境として iThenticate (アイセンティケイト)を導入し、令和3年度から活用している(8-56【ウェブ】)。

点検・評価項目⑥:教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、 その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学では、内部質保証の責任機関である近畿大学未来戦略機構(8-57)が、教育改革・研究推進に関する課題について検討し、21世紀教育改革委員会および 21世紀研究推進委員会に対して改革・改善を指示している。平成 27年度以降は、第三次教育改革の基本方針に沿って、教育研究等環境の整備に努めてきた(8-58【ウェブ】)。平成 18年2月に設置した 21世紀教育改革委員会(8-1【ウェブ】)は、その指示に基づいて教育研究等環境の全学的な方針・目標を定め(8-59【ウェブ】)、3年ごとに成果を報告している(8-60【ウェブ】)(8-61【ウェブ】)。その結果は次期の教育改革計画策定の基礎資料となっている。また、自己点検・評価委員会(8-62【ウェブ】)が毎年全学的な「自己点検・評価報告書」をまとめ、大学ホームページで公開している(8-63【ウェブ】)。その中で教育研究環境については、各部署での大学基準協会の大学評価における点検・評価項目に基づいて点検・評価を行い、改善・向上につなげている。例えば、報告書において指摘されていた教育研究等環境整備方針が整備されている(8-2【ウェブ】)。

21世紀研究推進委員会は、第1回全学横断型研究プロジェクト(研究クラスター・コア)シンポジウムを主催するなど、研究推進の役割を担っている(8-32【ウェブ】)。

教育研究等環境の適切性については、平成 29 年度から始まった外部評価委員会 (8-64) による大学評価によっても担保されており、「令和元年度 (平成 30 年度版報告書) 外部評価委員会評価書」でも、21 世紀教育改革委員会に関して高い評価を得ている (8-65)。唯一、「教育研究等環境」における課題として、電子情報のセキュリティ対策の確保など情報環境への対応の改善が挙げられた (8-65)。これに対して、平成 31 年 2 月には「情報セキュリティポリシー」(8-66【ウェブ】) を広く一般に公開するとともに、同ポリシーのもと「学校法人近畿大学 情報システム利用ガイドライン」(8-67【ウェブ】) を改定している。

今後の教育研究等環境の適切性については、「教育研究環境の整備に関する方針」(8-2【ウェブ】)が策定されたことにより、同方針を基準として検証を進める。検証の核となるのは、近畿大学未来戦略機構であり、整備内容の検討を 21 世紀教育改革委員会に諮問する。21 世紀教育改革委員会(8-1【ウェブ】)では、諮問された内容によって、学生生活支援検討委員会、大学院改革検討委員会、学士力強化検討委員会、ICT教育検討委員会に内容の検討を依頼して、審議を進める。審議結果は 21 世紀教育改革委員会から近畿大学未来戦略機構にフィードバックされて、担当部署に改善整備が指示される。そして、毎年実施されている自己点検・評価活動において、自己点検・評価委員会が改善整備状況の点検・評価を行う。改善整備内容が不十分な場合には、自己点検・評価委員会から近畿大学未来戦略機構にさらなる改善整備の依頼がなされる。

(2) 長所・特色

本学では、内部質保証のための組織が明確化されたことで問題の抽出や解決が効果的に行われるようになっている(8-58【ウェブ】)。教育研究活動に関する環境・条件の改善が近畿大学未来戦略機構から21世紀教育改革委員会に諮問され、21世紀教育改革委員会で審議した改善整備計画が、担当部署に指示される。

本学における全学的な図書館での取り組みについては、令和2年度以降、新型コロナウイルス 感染症対策として、消毒・マスク着用などの館内サービス対応、来館が困難な利用者に考慮して、 宅配による図書貸出サービス、図書の返却期限日延長などを行い、また「自宅から利用できる電 |子図書館サービス | などの情報を大学ホームページで公開するなど、オンラインサービス支援充 実に努めた(8-68【ウェブ】)。この結果、学外から検索閲覧可能なデータベースが充実し、令和 2年度でもオンラインリソースの閲覧回数は増え、学生の在宅での学修や、教員の教育研究に係 るテレワーク業務に資するものとなっている。また、令和3年度に中央図書館が単独棟としてリ ニューアルオープンし、開架図書冊数は従来の 3 倍の約 50 万冊となり利便性がより向上した。 平成 26 年から東大阪キャンパスの大規模整備「超近大プロジェクト」が進められており、 令和3年度においては、実学拠点 ACADEMIC THEATER Annex THE GARAGE のオープン、 学術研究拠点としての近畿大学中央図書館リニューアルオープン、教育トレーニングセンタ - Apple Authorized Training Center for Education(AATCE)の開設、近畿大学キャリアセン ター個室型ワークブースの導入、新型コロナウイルス対策としての全教室・演習室への換気設 備や CO₂濃度測定器の設置、和歌山キャンパスカフェテリアへの紀州材テーブル・イス導入、 広島キャンパス学生食堂「The Base」のリニューアルオープンなど、研究教育に関する新たな 環境整備が積極的に行われた。その結果、令和3年度に実施された卒業生アンケートにおける 「大学設備・環境には満足しましたか?」の設問においては、「非常にそう思う」と「そう思 う | と回答した学生が 77.3%に達し、教育研究活動における環境整備が着実に進展しているこ とが示されている(8-69【ウェブ】)。

また、新型コロナウイルス感染症拡大と緊急事態宣言の発令に伴い、メディア授業が開始されたが、近畿大学未来戦略機構では、21世紀教育改革委員会のもとにICT教育検討委員会を令和2年度に新設して、教育改革推進センター、総合情報基盤センター、総合情報システム部との連携により、即座にメディア授業実施のための様々なマニュアル、実践事例、アイデア集などが作成・整備され(8-70【ウェブ】)、円滑なメディア授業の実施に大きく貢献した。

令和2年度の外部評価委員会では、キャンパス間・キャンパス内を横断的に5Gネットワーク環境で連結し、教育・研究をサポートする環境を整備する方針が図られていて、新型コロナウイルス感染症に対応するための情報提供にも貢献したことが認められ、「教育研究等環境」の改善に向けた取り組みが進展しているとの評価を受けている(8-71)。

(3) 問題点

第1に、研究環境に関する課題として以下の2点が挙げられる。1つ目は教員の研究時間の確保である。まず、校務の効率を高める積極的な方策や、TA、RA制度などを活用できる授業枠の拡大、学部上級学年生によるSA制度の導入の検討などが望まれる。在外研究・研究休暇制度の活用が停滞している学部・学科では、有資格者への積極的な働きかけを行い、計画的に実施するなどの運用が望まれるほか、先に述べたような研究休暇有資格者拡大などの方策が功を奏するよう適切な運用が必要である。2つ目は、研究に対する大学としての基本的な考え方である。大学における中期計画「世界水準の研究を展開するための研究実施体制等の整備」実現のため、国際ジャーナル論文投稿支援事業やバイアウト制度が実施されているが、あわせて、研究活動の促進等に向けて研究に対する大学としての基本的な考えを示すことが必要である。

第2に、図書館利用促進についての課題である。中央図書館の貸出冊数は、アカデミックシアター開設の平成29年度は361,785冊(前年度比160%)と大きく増加したが、その後は減少傾向にあり、令和元年度は284,056冊となった。令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症対策が求められ、オンラインサービスの充実により、オンラインリソースの閲覧回数は令和2年度でも漸増しているものの、貸出冊数の減少については引き続き継続した対応が必要である。

第3に、耐震性向上の取り組みが必要である。令和3年度末の耐震化率95.78%(学校法人が設置する大学のほか、短期大学・高等専門学校を含む)ではあるが、近い将来発生が予想される大地震に備えるため100%を目指す必要がある。

第4に、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、学生の学修環境が大きく変化した中で、学外からのデータベース検索等について一定の対策を既に導入してはいるものの、これからウィズコロナ、アフターコロナ時代に対面授業等を実施するに際して新たな社会生活慣行に対応するべく、学生および教職員の密回避のための十分な教育研究・就業スペースの確保、教室数の増設、室内換気設備の拡充などの施設面での対策を引き続き検討する必要がある。

令和3年度の大学評価(認証評価)では、「大学における教育と研究は密接に関連してはいるものの、研究活動の促進等に向けて研究に対する大学としての基本的な考えを示すことも必要であるため、今後の検討が望まれる」との指摘を受けている(8-72)。大学における中期計画「世界水準の研究を展開するための研究実施体制等の整備」が策定され、その実現のため、国際ジャーナル論文投稿支援事業やバイアウト制度が実施されているが、あわせて、研究活動の促進等に向けて研究に対する大学としての基本的な考えを示すことが必要である。

令和2年度の外部評価委員会では、「課題として平成29年度から令和元年度に向けて図書の貸し出しが25パーセント程度減少したことが挙げられ、教育と研究活動の萎縮を意味するこの事態の改善が必要となっている」との指摘を受けている(8-71)。オンラインリソースの閲覧回数は令和2年度まで漸増しているものの、大学全体での貸出冊数が減少していることから、今後の図書利用の促進について、対策を講じる必要がある。

(4) 全体のまとめ

問題点として4点指摘したが、いくつかは容易に解決できることであり、また PDCA サイクルの中で、よりよいものへと発展向上させる途上でもある。大震災・新型コロナウイルス感染症対策は緊急を要するものの、財政を踏まえながら、地道に進めていかざるを得ない。教育研究等の環境については、現状において総合大学として必要な整備を行ってきた。また、東大阪を中心に奈良、大阪狭山、和歌山、広島、福岡とキャンパスが分かれている中で、研究教育の融合という点で物理的なデメリットもあるが、新型コロナウイルス感染症対策で導入されたメディア授業・会議などのノウハウを利用し、遠隔地間での研究コア等を活用した全学的な活性化が期待できる。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①:大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する 方針を明示しているか。

本学は、建学の精神として、「実学教育」と「人格の陶冶」を謳っており、建学の精神そのものが社会との連携・協力の基本方針の第一となっている(9-1【ウェブ】)。本学における「実学」は、必ずしも直接的な有用性を志向するだけではなく、現実に立脚しつつも、歴史的展望をもち、地に足をつけて、しなやかな批判精神やチャレンジ精神を発揮できる、創造性豊かな人格の陶冶を志向するものである。「自主独往の気概に満ち」、生涯にわたって自己の向上に励み、社会を支える高い志を持つことが「人に愛され、信頼され、尊敬される」ことにつながり、このような人材を社会に送り出すことは、本学の目指す社会的使命である。知識基盤社会に転換しようとする今日の日本にとって、幅広く日々進歩する知識と柔らかでしなやかな思考力の育成に努めることは、本学が社会に役立つ教育機関であろうとすることの証左にほかならない。

教育の目的を「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成することにある」としており、社会に受け入れられ、役立つ人材を育成することを目指している(9-1【ウェブ】)。さらに、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間を対象とする「学校法人近畿大学中期計画」では、本法人が目指すべき中期的な目標と計画の一として、「3.世界水準の研究を展開するための研究実施体制等の整備」を挙げ、研究活動の司令塔の役割を果たす組織として、世界的・革新的な研究テーマを創出するとともに、第四次産業革命 Society5.0 の社会実装の現場とすることなどを目指している(9-2【ウェブ】)。すなわち、社会との連携・協力に関する本学の方針は、①実学志向の教育・研究を柱とする、②社会貢献を行う人材を養成する、③世界水準の研究成果を社会に定着させる先駆けとなる、の3点である。また、これら使命実現のため「産官学連携ポリシー」を定めている(9-3【ウェブ】)。本学の社会連携・社会貢献は、主に「産官学連携・産官学貢献」と「地域連携・地域貢献」を通じて具現化される。

なお、社会との連携・協力に関する方針は、令和元年 12 月に自己点検・評価委員会から近畿大学 未来戦略機構に「社会連携・社会貢献に関する方針」の制定の依頼があり、協議の上、策定された (9-4【ウェブ】)。

点検・評価項目②:社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組 みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

1) 社会連携・社会貢献の体制

本学は、産官学連携のための組織として「近畿大学リエゾンセンター」を設置し、産官学の連携・推進に関わる業務を統括し、組織的に取り組んでいる。また、地域連携のための組織としては「社会連携推進センター」を設置し、主として地方自治体との連携業務、地域への貢献活動を実施している。

<産・官・学の連携>

本学では、産・官・学の連携については、リエゾンセンターを主たる連携拠点とし、全学の様々な連携の具体については学術研究支援部が統括している(9-5【ウェブ】)(9-6【ウェブ】)。

平成 12 年に産・官・学の連携拠点としてリエゾンセンターを設立したが、平成 16 年には(独)中小企業基盤整備機構(大阪府)が中心となって東大阪市に設立した「クリエイション・コア東大阪」の構内にリエゾンセンターのサテライトオフィスを設置し、コーディネーターと常時コンタクトできる窓口機能を利用できる体制としている(9-7【ウェブ】)。また、平成 25 年に本学東京センターに「リエゾンセンター東京オフィス」を開設、首都圏の企業との接点として稼働している(9-8【ウェブ】)。さらに、平成 28 年 4 月、東日本大震災復興支援室から発展的改組により設置された社会連携推進センターは、自治体等との連携の窓口としての役割を担っている(9-9【ウェブ】)。

東大阪キャンパスには「理工学総合研究所」など9つの研究所があり(9-10【ウェブ】)、「情報学研究所」は、令和2年4月1日、18番目の研究所として開設された(9-11【ウェブ】)。大阪狭山キャンパスに「ライフサイエンス研究所」、「東洋医学研究所」、「腫瘍免疫等研究所」、和歌山キャンパスに「先端技術総合研究所」、広島キャンパスに「次世代基盤技術研究所」、奈良キャンパスに「アグリ技術革新研究所」が、それぞれの学部の関連研究所として設置され、各地域における産・官・学の連携の取り組みを進めている。また、クロマグロの完全養殖に成功した「水産研究所」は和歌山県白浜町等全国7カ所に、「附属農場」は和歌山県湯浅町・有田川町に、「バイオコークス研究所」は北海道恵庭市を拠点として東大阪キャンパス内と共に2ヶ所で研究成果の実用化に向けた体制を整備している。また、文系の研究では、「世界経済研究所」ならびに「経営イノベーション研究所」にて、経済学部門、経営学部門の政策提言等を行う体制をとっている(9-12【ウェブ】)。

<地域社会・国際社会への協力>

本学では、地域社会への協力については総務部および社会連携推進センターが、国際社会への協力についてはグローバルエデュケーションセンターが統括する体制となっている(9-13【ウェブ】)。

「原子力研究所」では社会における原子力の有効利用や諸課題解決に向けての研究を進めている。特に福島第一原発事故への対応では、発災直後から同研究所の所員と学生とが一致協力して被災地支援に尽力している(9-14【ウェブ】)。「中央図書館」では、レファレンスサービスにおけ

る取り組みが、自館で開発したシステムを活用し、全てのカウンターで全ての利用者に対し、より良いサービスの提供に努めたと評価され、「第 21 回図書館総合展」において「審査員会賞」を受賞した。さらにレファレンス協同データベースへの信頼される情報源の提供活動が大学の社会貢献の一つとして評価され、大学図書館としては唯一、国立国会図書館から 14 年間連続で礼状を授与されている(9-15【ウェブ】)。

本学では、2 つの病院と関西国際空港クリニックの運営に深く関わり、地域社会に貢献している(9-16【ウェブ】)。生物理工学研究科では、地域交流センターが中心となり、和歌山県と包括的連携協定を締結して、県内の研究推進、産業振興、人的交流を通じた人材育成などを行っている。医学研究科では、社会人入学を認めており、一般病院に勤務する医師の他、企業や官公署等に勤務する社会人を積極的に大学院学生として受け入れている。

また、特に、農学部や大学院において SDGs (Sustainable Development Goals) 達成への取り組みを進めており、国連アカデミックインパクト、関西 SDGs プラットフォームに参加し、内外への積極的な連携、啓蒙活動も進めている (9-17【ウェブ】) (9-18【ウェブ】)。

<アカデミックシアターの開設>

東大阪キャンパスでは「ACADEMIC THEATER」という新たな学術施設が平成 29 年 4 月からオープンした(9-19【ウェブ】)。この施設には社会に開かれた場所として「オープンキャリアフィールド」という空間が設けられ、産官学連携を推進するリエゾンセンターのほか、就職を支援するキャリアセンター、学園校友部、社会連携推進センターの機能が集まっている。ここを拠点に幅広い支援を一体的に行うことで、産業界との連携活動をさらに充実させることを目指している。

2) 社会連携・社会貢献の取り組み

本学では、上記の体制のもと、総合大学の利点を活かし、様々な社会貢献を行っている。以下に 代表事例について述べることとする。

<学生が主体となる社会連携・社会貢献活動>

本学では、学生が災害等のボランティア活動へ積極的に参加している。平成 28 年 9 月、東大阪キャンパスの学生 35 人、福岡キャンパスの学生 5 人、奈良キャンパスの学生 5 人(計 45 人)が「チーム近大」として、熊本地震の被災地、熊本市および益城町に対して、事前に打ち合わせを行い、子供たちへの精神的支援を目的として、保育園、小学校、児童施設を訪問し、理科教室を開催するなどの活動を行った。平成 29 年には福島県川俣町と福岡県朝倉市、平成 30 年には広島県呉市に災害や震災復興のため出向いている。令和元年には、日本で初開催の「G20 大阪サミット」で学生通訳として 8 名、世界遺産「熊野古道」の参詣道普請活動に 35 名の学生が参加した。令和 3 年には、福岡キャンパスの学生が、九州北部豪雨で流されたお堂を再建するボランティア活動「積祈(つみき)プロジェクト」に取り組んだ。平成 25 年から令和元年までの間、震災や集中豪雨などの

災害等のボランティア活動に参加した学生は321名に上る(9-20)。

本学の学生団体もまた、社会貢献に積極的に取り組んでいる。学友会連合会は、令和元年度に 「レモネードスタンド」を学内で実施し、小児がん患者支援のチャリティー活動を実施し、啓発 に努めた。近畿大学放送局は、毎年、東大阪市教育委員会の要請により、「東大阪市成人祭」の司 会進行役として携わっている。近畿大学赤十字奉仕団は、東大阪市や大阪市を中心に、児童福祉 施設の子供たちとの交流やセミナーの開催、養護老人ホーム慰問など積極的に奉仕活動を展開し、 令和元年度は 126 回の奉仕活動を実施した(9-20)。この他にも学内献血、募金活動、大阪城公 園の清掃奉仕など、その活動内容は多岐にわたる。吹奏楽部は、東大阪市からの要請により、東 大阪市文化創造館竣工記念式典での演奏、大ホールでの単独コンサート、市内中学校吹奏楽部と の合同コンサートに招聘された。また、地元老人ホーム、商店街の夏祭り、保育園での演奏会に 年5回出向いた。また、文化会の所属団体(奇術部、薬草研究会、鉄道研究会、落語講談研究会 など)は、令和元年度に市民ふれあい祭り公演や健康フェスティバル、レクリエーションなどを 通して13回の社会貢献活動を行った。また、体育会の所属団体(ラグビー部、相撲部、バレーボ ール部など)は、小中学生への競技の普及に向けての各種教室、イベントの手伝い、合同練習な どを通して令和元年度に 50 回以上の活動を行っている。このほか、学生部会の所属団体では、 令和元年度に理工会学生部会と建築学部建築研究会が中心となって、通算で 12 回目となる「近 大科学祭」を開催した。令和元年は、近隣の小学生および保護者 829 名の来場があり、当日の NHK ニュースでも報道された。また、化学研究会とエネルギー研究会は、近隣の小中学校への 教育活動(出前授業、出前実験)を 20 回実施した(9-21)(9-22)。公共政策研究会が、八尾河内 音頭祭りで選挙管理委員会の出展したブースでボランティアに従事し、地域経済研究会は、「東大 阪モノづくり観光 | に学生ガイドとして参加し、修学旅行生や企業研修等参加者を案内し、観光 交流を図るとともに、技術力のある中小企業を研究した成果や街の魅力を情報発信している(9-23) (9-24【ウェブ】) (9-25)。

また、令和元年度からは、SDGs (Sustainable Development Goals) に特化した学生任意団体が発足しており、様々な活動を積極的に幅広く行っている(9-26~31【ウェブ】)。

以上の活動については、原則的に学生部が所管部署となり、運営・実施の許可や指導、とりまとめ等を行っており、活動の成果は自己点検・評価活動を通じて、自己点検・評価委員会に報告している。令和2~3年度にかけては、コロナ禍という制約もあり、各団体とも必ずしも十分な活動はできなかったが、「コロナ禍における課外活動の活動基準」に照らしながら少しずつ活動の幅を広げる準備を進めている。

<新型コロナウイルスへの対応>

世界で猛威をふるう新型コロナウイルス感染症に対し、医学から芸術まであらゆる分野を網羅する総合大学として附属学校等を含む近畿大学学園全体の知見を活かすべく、全学横断的に感染症対策に取り組む「"オール近大"新型コロナウイルス感染症対策支援プロジェクト」を令和2年5月15日から始動した(9-32【ウェブ】)。

本プロジェクトは、東日本大震災の復興支援として平成24年から実施している「"オール近大"川 侯町復興支援プロジェクト」以来となる、近畿大学が全学を挙げて取り組む社会貢献プロジェクトである。本学の全教職員から「①研究、②開発・改良、③提案」の3つのカテゴリーにわけて企画提案を募り、その結果、医学部や薬学部、理工学部などの理系分野だけでなく、経営学部や文芸学部などの文系分野からも多数の提案があった。集まった企画提案計86件の中から72件(①研究:27件、②開発・改良:29件、③提案16件)が採択された。新型コロナウイルス感染症関連研究から「with コロナ」や「after コロナ」における支援活動まで多種多様な内容となっており、総額約1億3千万円の研究費をかけて研究を実施している。

<クロマグロの完全養殖>

本学のクロマグロの養殖研究は昭和 45 年に開始され、現在まで 50 年以上にわたって継続的に取り組んできている。その成果が実り、平成 14 年に卵から孵化させ養殖するという完全養殖を世界で初めて成功させた。大学発ベンチャー企業として設立した(株)アーマリン近大が稚魚ならびに成魚の販売を行っている (9-33 【ウェブ】)。

この「近大マグロ」のブランド化に一役買っているのが、平成 25 年に大阪梅田と東京銀座に開店した養殖魚専門料理店「近畿大学水産研究所」である。令和 2 年には 3 店舗目となる「近畿大学水産研究所 はなれ」が東京駅構内にオープンし、近大マグロを筆頭とする様々な種類の養殖魚を料理の素材として提供することで、本学の研究成果と養殖魚の魅力を社会に向けて発信している(9-34【ウェブ】)。

<バイオコークス>

バイオコークス研究所井田民男教授(当時理工学部)が平成 17 年に開発に成功した固形燃料バイオコークスは、木くず、茶かす、稲ワラなどの植物由来の廃棄物を原料とする極めて独創的なものであり(9-35【ウェブ】)、実用化・地域創生に向けた産官学共同事業のほか、文理融合を目指し、デザイン分野との連携も進めている。例えば令和3年には、敷島製パンと提携して、パンの耳やパンくずなどを原料としてバイオコークスを製造する実証実験を開始し、将来的には食品加工残渣等で製造したバイオコークスを自社工場等で使用する資源循環モデルの構築をめざしている(9-36【ウェブ】)。

<大学発ベンチャー>

大学発のベンチャー企業としては、(株) アーマリン近大をはじめ、(株) ア・ファーマ近大、(株) ア・アトムテクノル近大など 10 社がある (9-37【ウェブ】) (9-38【ウェブ】)。

平成 16 年に設立された (株) ア・ファーマ近大は、薬学部を中心とするグループが、早摘みの青みかんや青はっさく、黒しょうがにそれぞれ含まれる機能性成分を見出し、サプリメントとして製品化している。

(株) ア・アトムテクノル近大は、本学の原子力研究所と株式会社千代田テクノルと共同で平成

17年に設立された。原子力・放射線の平和利用の推進を旨とし、各種試料の放射能、化学成分、細菌等の測定・分析業務や医療、健康、環境、エネルギー関連分野の調査やコンサルティングを行っている。

<産官学連携商品>

本学では実学の成果として、産官学連携によって商品化に成功した例があり、近年は多くの商品が販売されている(9-6【ウェブ】)。

平成 28 年度には、近畿大学水産研究所の「スーパーカップ 1.5 倍 "近大マグロ使用魚だしカレーうどん"」、近畿大学附属農場の「ぷっちょ 近大マンゴー」、農学部の「清澄ジンジャーソフト」、「芋ジェラート」、薬学部の「プリンのひ・み・つ」、「健康食品"純・酵(じゅん・もと)"」、理工学部の「テクノアロマシリーズ」、文芸学部の「minari(メモ付き手鏡)、omamori(名刺入)」、生物理工学部の「スポーツウェア "MAGURO GEAR"」、薬学総合研究所の「サラシア 100」等が発売された。

平成29年度には、農学部の「新品種メロン"バンビーナ"」、「メロンジェラート」、「柿ダノミ」「みんながほしいもん(ほし芋)」、薬学部の「ピュエリーハンドケアエッセンス」、「シルクで洗うシャンプー」、「ルイキャラット美容液(RuiCarat)」、文芸学部の「ガーゼ素材おくるみ"まもる(MAMORU)"」、産学連携ラボ KISS LABO の「ハードグミキャンディ"近大発めし"」、(株)アーマリン近大の「和風焼きカレーパン近大マグロ中骨だし使用」、大学法人と(株)アーマリン近大の「近大マグロの皮を使用した革製品"PISCINE(ピサイン)"」等が発売された。

平成30年度には、農学部の「芋納豆"あまいもグラッセ"」、薬学部の「カラダきらめく甘酒アミノプラス」、「梅塩ちゅあぶる」、「じゃばらちゅあぶる」、文芸学部の「BIY(防災)バッグ」、生物理工学部の高視認性レンズ「ULTRA LENS シリーズ」、産学連携ラボ KISS LABO の「マグロのめだまグミ」、「グミチョコ"Dip Stick"」、(株)アーマリン近大の「近大マグロせんべい」等が発売された。

令和元年度には、農学部の「かぼちゃジェラート"へぐりっこ®"」、「すもーく大豆 近豆版」、薬学部の「ミーネ"Miene"mc(寝具シリーズ)」、「生姜ちゅあぶる(清涼菓子)」、「しあわせめぐりの青いお茶」、生物理工学部の「初桜の純レモン(リキュール)」、経営学部の「鉄総掛(アイアンマルチハンガー)」、「化粧筆/パフ専用クリーナー"Laver le pinceau(ラヴェ・ル・パンス)"」、短期大学部の「淡路島ソース 梅風味 令和」、産学連携ラボ KISS LABO の「特濃ミルク 8.2(近大ハニー)」、「ぷっちょ近大キャンパスうきうきアソート」、「ぷっちょ近大キャンパスわくわくアソート」、バイオコークス研究所の「Global Goals Coffee」等が発売された。

令和2年度には、経営学部の「鉄フライパン」、「アクセサリー専用クリーナー『acid.』(アシッド)」、「携帯型飛沫対策ボード『ファイル De ガード』」、「ヴィーガン納豆チョコレート」、「AI クラフトビール『root』」、薬学部の「UMIKARA(シャンプー・トリートメント)」、「美容液『AKKYURA』」文芸学部の「自転車『neon circuit』(ネオンサーキット)」、「バレンタインフェアのスペシャルバック」、「走る靴下『AMENOKAK』(アメノカク)」、「株式会社エクセラントの

ユニフォーム」、農学部の「メロンの森(ケーキ)」、医学部の「超軽量簡易ベッド」、附属農場の「近大酒」、短期大学部の「Kindai Mikan in Ponzu(近大みかん使用ぽん酢)」、「Shark skin Buddy bag-Peg from mother sea(サメ革バディバッグペグ)」、社会連携推進センターの「近畿大学とつくった無農薬コットン靴下」、"オール近大"新型コロナウイルス感染症対策支援プロジェクトから「近大マスク」、「近ピカ(手指消毒用高濃度エタノールスプレー)」等が発売された。

令和3年度には、経営学部の「マスクチャーム」、「米菓『バンザイ山椒』」、「現役女子大生3人による本気のモテコート!」、「コンペイトウ『Gold Bee』」、薬学部の「近の大和肉鶏」、農学部の「芋かりんとう『へぐりんとう』」、「柿ワイン『柿の音』(かきのね)」、医学部の「放射線治療補助具『ソフトラバーボーラス』」、産業理工学部の「靴用脱臭グッズ『DaShoes(だっしゅーず)』」、水産研究所の「可食部増量マダイ」、社会連携推進センターの「蒼いリキュール酒 恋青(RENSEI)」、"オール近大"新型コロナウイルス感染症対策支援プロジェクトから「近大せっけん」、「静電ブラインド」、「近大ふりかけ」等が発売された。

これらの商品化、販売は原則としてリエゾンセンターが管轄している。

<地域の中小企業との連携>

本学の東大阪キャンパスは、我が国を代表するモノづくりの町、中小企業の町、東大阪市に位置しており、技術立国日本のモノづくりを支える優秀な技術を持った中小企業に貢献することに高い優先度を持たせている。これらの企業との教育・開発連携を目的とした大学院総合理工学研究科「東大阪モノづくり専攻」(9-39【ウェブ】)や、東大阪の金型事業者との広範な技術分野での連携を目指す「大阪東部地域連携による先進的な金型技術の高度化研究(金型プロジェクト)」はそのような背景で企画された取り組みである。この金型プロジェクトは平成27年4月に「理工学部地域連携先端研究教育センター(通称:近大ものづくり工房)」へ発展した。近大ものづくり工房は、学生の加工実習を行ってきた機械工作実習工場に加え、地域の産業界等との連携・交流により技術開発、技術発展に貢献することを目的に、金型デザイン室や地域連携技術開発室を設置したもので、地域との連携をより強め、金型プロジェクトをより広く社会に発信し、モノづくり機能・基盤の統合化を図っている(9-40【ウェブ】)。ここでの具体的な取り組みとしては、新型コロナウイルス感染症対策として、口の動きが分かる「近大マスク」を東大阪モノづくり企業と連携のうえ作成し、地域へ無償配布を行った(9-41【ウェブ】)。

また、中小企業の取りまとめ組織である東大阪商工会議所とは定期的に会議を持ち、連携の質、量の向上に努めており、東大阪商工会議所の協力のもと、地元中小企業対象に毎年「近畿大学シーズ発表会」を開催している(9-42【ウェブ】)。

<人文・社会科学研究の社会還元>

本学では、自然科学系の研究だけでなく、人文・社会科学系の研究における社会還元も積極的に 行っている。例えば、法学部、経済学部、経営学部、総合社会学部の教員を中心に、国や地方公共 団体の審議会等委員として貢献している(9-43【ウェブ】)。また、文芸学部では、芸術が持つ「デ ザイン」や「企画力」を活かし、企業のパッケージやロゴマーク、サイン等のデザインを制作するなど社会還元を図っている(9-44【ウェブ】)。東大阪市および東大阪商工会議所とともに開始することとなった「東大阪市都市ブランド形成推進事業」も文芸学部主体によるものである(9-45【ウェブ】)。さらに、まちづくりや地域活性化を研究分野とする総合社会学部、経営学部、建築学部、経済学部では、地域の住民や商業者等と協働活動を展開している(9-46【ウェブ】)。また経営学部では「課題解決型ビジネスプランコンテスト」が開催され、企業の課題を学生のアイデアで解決する取り組みが行われている(9-47【ウェブ】)。人権問題研究所では、地域社会や国際社会における人権問題の解決に向けた取り組みを行っている(9-48【ウェブ】)。

<公開講座の開催>

地域社会への教育研究成果の還元や地域社会における生涯学習機会創出への協力という点では、公開講座の開催が重要な役割を担っている。本学では、学部・研究所等で企画・実施される公開講座も多く実施している(9-49【ウェブ】)。東大阪キャンパスの他、奈良キャンパス、和歌山キャンパス、広島キャンパス、そのほか各地の学外会場で開催されている。また、これらの講座とは別に、Web 限定講座の動画を配信する取り組みも行っている(9-49【ウェブ】)。経済学研究科では、大学本部が企画・運営する市民向けの公開講座や高校生向けの出張講義に、社会科学分野の幅広いテーマを設けて講師を積極的に派遣している。アンチエイジングセンターは奈良病院、農学部、薬学部、薬学総合研究所などと共同して、地域の健康増進・知識普及を進めるために、公開講座やスポーツ教室などを定期的に開催している(9-50【ウェブ】)。農学部では、小学生高学年を対象とした農学部体験イベント「農ラボ」を実施し、好評を博している(9-51【ウェブ】)。

<国際交流・国際貢献>

国際貢献の代表例として、農学部では、独立行政法人科学技術振興機構(JST)と独立行政法人 国際協力機構(JICA)が共同で実施している、地球規模課題解決のために日本と開発途上国の研 究者が共同で実施するプログラムである「地球規模課題対応国際科学技術協力」(SATREPS)に おいて、ナミビア共和国のナミビア大学と大学間学術協定を結び、研究協力を進めた(9-52【ウ ェブ】)。SATREPS 終了後の令和元年度には、科学研究費助成事業「国際共同研究加速基金」に 採択された。現在、洪水と干ばつの両者に対応可能な栽培技術をナミビア国において創出するこ とを目指し、両国で研究が進められている(9-53【ウェブ】)。

また、本学では、"KINDAI"らしい国際交流をより総合的かつ積極的に推進していくため、令和2年4月に国際関連組織を改編し、グローバルエデュケーションセンターを開設した。センターには、国際交流部門と教育支援部門があり、国際交流部門では海外大学との交流協定締結をはじめ、交換・派遣留学、外国人留学生の受け入れ等を推進し、教育支援部門では8か国語の外国語課外講座、TOEFL、IELTS、TOEIC 講座等の語学教育に加え、各種イベントを実施している。令和3年度現在、世界51カ国・地域、266校の大学・機関と協定を持ち、教員・学生の留学交流

や共同研究、学術的資料・情報の交換などを行っている(9-13【ウェブ】)(9-54【ウェブ】)。平成29年には日露間の人的交流を促進するとともに、学生の留学・インターンシップ活動を支援する「近大プロジェクトモスクワ事務所」を豊田通商ロシア内に開設したほか(9-55【ウェブ】)、平成30年12月には台湾・台北において台湾学生交流50周年記念イベント「近大EXPOin台湾」を開催した(9-56【ウェブ】)。理工学部では、「大学の世界展開力強化事業・ロシア」(平成29~令和3年度:日露間で活躍できるモノづくり中核人材の育成)に採択され、本学とロシアの協定校が学部から大学院にわたる学生交流に取り組む教育の産官学連携プログラムに取り組んでいる(9-57【ウェブ】)。

国際学部では毎年、海外・国内の大学生・高校生 200 人以上を集め、国際社会の課題を英語で議論し、解決策を模索する模擬国連を主導している(9-58【ウェブ】)

<大学施設の一般開放>

総合大学であるがゆえに所有する様々な施設や広大なキャンパス空間を、住民に開放することを通じて地域貢献を行っている。中央図書館では「近畿大学中央図書館一般公開規程」に従い、所蔵する学術資料および施設を近隣住民などに提供・公開している(9-59【ウェブ】)。また、英語力の向上のため「遊びながら英語を楽しく学ぶ」というコンセプトで設置された「英語村 E^3 (イーキューブ)」は、夏休み、春休み期間に限って一般公開を行っている(9-60【ウェブ】)。さらに、農学部キャンパス内には染井吉野・八重桜・枝垂れ桜をはじめとする数百本の桜の木が植栽されているが、桜が満開になる時期に一般開放を行っている(9-61【ウェブ】)。ただし、コロナ禍のため、令和 $2\cdot$ 3 年度においてはいずれも一般開放が停止されている。

点検・評価項目③:社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、 その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学では教員業績評価自己申告表(9-62)によって教員の自己点検・評価を行っているが、その中で「社会活動」の項目を設け、本学の社会的知名度、評価水準の向上に寄与する社会活動の成果、公職、学外の委員会委員等の活動実績について、全教員が毎年自己点検・評価するシステムを構築している(9-63)。教員業績評価自己申告表に基づく教員の自己点検・評価の流れは次の通りである。教員は各自、教員業績評価自己申告表に自己評価を記入し、これを各学部、学校等の評価委員会部会に提出する。評価委員会部会においては、各教員作成に係る教員業績評価自己申告表に基づき自己評価の妥当性を審査、査定して総合評価を行ったうえ、評価委員会に報告する。これを受け、評価委員会において審査を行い、評価を決定する。評価の結果は、「A」評価で当年度の賞与が増額され、「C」が2年連続すると賞与が減額される。そのため、当評価は、積極的な社会連携・社会貢献のモチベーション向上に寄与している。評価結果は、原則として他に公表しないが、教員各自から請求があった場合には、評価委員会部会が当該教員の評価結果およびそこに至った経緯について回答することとしている。各学部長は特に、その教員業績評価自己申告表を直接、評価委員会の審査

に付し、そこで各学部長の評価を決定する。評価の結果の取扱いについては前述同様である。

(2) 長所・特色

<リエゾンセンターを拠点とした産・官・学連携>

本学の特色として、リエゾンセンターを拠点とした産・官・学連携の研究および実用化の取り組みがあげられる。大学の研究成果が産業で有効に機能するためには、知的財産権として明確に保護されていなければならないが、特許出願・登録数(累積数)は関西圏の私立大学では第一位である(9-64【ウェブ】)。さらに知的財産権実施による収入は毎年増加しており、成果を上げていることがわかる(図 9-1)。また、民間企業からの受託研究実施件数は令和 2 年度 312 件で全国1位であり(図 9-2)、毎年全国の国公私立大学の中でも常にトップクラスの実績がある。さらに、民間企業からの受託研究費受入額も令和 2 年度は約 2 億 8 千 9 百万円(図 9-3)と全国の国公私立大学の中で第 5 位となっている(出典:文部科学省「令和 2 年度大学等における産学連携等実施状況について」)(9-65【ウェブ】)。

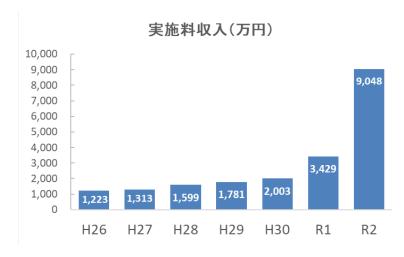


図 9-1 近畿大学の知的財産権実施による収入(最近 7ヵ年)



受託研究費受入額(百万円)450
400
350
300
250
200
150
100
H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R2

図 9-2 近畿大学の受託研究実施件数と大学順位

図 9-3 近畿大学の受託研究費受入額

こうした成果は、従来は近大マグロやバイオコークスといった理系の研究成果が主であったが、 折りたたみ式スチールラックやトイレットペーパーのパッケージのデザインなど文系での研究成 果も実用化されてきている。さらに近年では文理融合の研究成果も実用化されてきており、サプリ メントや化粧品において経営学部・文芸学部・薬学部の複数学部が協力して商品化へと結びつけた 「美はお口から研究所シリーズ」などは、本学の総合大学としてのポテンシャルを示す成果でもある。

今後とも、こうしたリエゾンセンターを核とした社会連携をより発展させるために、さらにリエゾンセンターのコーディネート機能を充実させていく。優れた基礎研究成果を技術や製品にまでつなげるにはコーディネーターの役割は大きい。平成29年度に新しく着任したコーディネーターは弁理士資格保有者で、コーディネート活動の強化を図る人材として期待されている。今後は5人のコーディネーターがお互いに情報を共有し、組織としてのコーディネート能力を強化していく。また、センター所員にも「研究成果から技術を見抜く能力」を一層高めさせると共に、「技術の活用市場を見出す能力」を有する人材の養成・補強を図る。

<東日本大震災への対応>

東日本大震災の復興まちづくりは、今後も長期間続く社会的重要課題であるが、本学は「東日本大震災復興支援室」を設置し、総合大学の利点を活かした支援活動を行ってきた。私立の総合大学で医学部を持つ大学は限られているが、本学はその利点を活かし震災発生直後から医療も含め総合的な支援を行ってきた。また、震災に付随した原発事故に対しては、原子炉を持つ原子力研究所を中心に、被曝対応や放射能の除染についても貢献している。特に福島県川俣町からは震災復興アドバイザーを委嘱されており、総合的な復興支援に全学を挙げて取り組んできたところである。川俣町は内陸部に立地し、原発からの距離もあることで、被害状況をメディアが取り上げることが相対的に少なかったため、町長自ら本学に支援を求めてきたのが機縁となったものである。

平成 28 年度には当該支援室を発展的に改組した社会連携推進センターが開設され、支援室は当

センター内に置くこととした。平成 28 年 4 月には川俣町にて「"オール近大"川俣町復興支援プロジェクト報告会」を実施し、今までの活動を振り返るとともに、今後の町の未来に向けた提案を行った。今後とも地域の復興に向け、川俣町を支援していくことを確認している。平成 29 年 9 月からは、福島県の委託を受けて「大学生の力を活用した集落復興支援事業」に取り組んでおり、平成 29 年 11 月には福島県川俣町において第 1 回現地調査が行われた(9-66【ウェブ】)。

言うまでもなく震災復興には長時間を要する。そこで社会連携推進センター内の「東日本大震災復興支援室」を拠点として継続的な支援を行っていく。今までは、「除染」、「産業振興」、「心身ケア」の3分野に特化して支援してきたが、今後は分野を広げ、より総合的な支援を目指すと共に、時間の経過と共に変化する地域課題に対応するため、地元住民との協議によって支援内容の見直しも図っていく。また、目標として掲げている川俣町を復興モデル地域とした新たな地域社会の構築を実現させるべく活動を行う。

<モノづくりを支える中小企業との連携>

本学の建学の精神として、「実学教育」が謳われており、「実学」には、「モノづくり」に関係する工学も含まれることは言うまでもない。大学本部が位置する東大阪市は、全国有数の中小企業の町であり、その特長を活かした社会連携・社会貢献を行ってきた。大学院総合理工学研究科に設置された「東大阪モノづくり専攻」を核とした地域連携は成果を上げている。

特に直近においては、点検・評価項目②に記載した「近大マスク」の開発は本学と地域との連携における産物であり、更にはそれを無償配布することで地域貢献に結びつけた好事例であると言える。

こうした連携をより充実させ、東大阪商工会議所との連携によって 9,000 社ある中小企業と実務レベルの連携を増やしていく。また、モノづくりの知識・ノウハウ等の現場の技術の維持、確保に資する人材を育成すると共に、モノづくり分野の革新につなげる高度な知識、および確かな技術を併せ持ち、モノづくり過程の全体を見渡し、技術の目利きをすることのできる人材の育成を継続的に行っていく。

(3)問題点

<社会連携推進センターの課題>

社会連携推進センターは、主に自治体と本学関係部署との連携窓口として機能している。現在、福島県川俣町支援の"オール近大"復興支援プロジェクトは、10年目を迎えた。これまでの支援活動を整備し、新たな取り組みを検討することが課題である。並行して、次年度以降も継続予定である「福島イノベーション・コースト構想促進事業」国家プロジェクトも地域活性化のための具体的な取り組み内容を検討する。また、平成24年の和歌山県との協定締結に始まり、令和4年3月現在、29の自治体と連携協定を締結している(9-67【ウェブ】)。それらのほとんどは本学教員の受託研究等が起点となって協定締結に発展したものであるが、他の教員が新たなプロジェク

トを立ち上げる等の動きはほとんどなく、活動の実態が見られない自治体も散見される。それらの 実体化に向け現状把握が課題である。

<リエゾンセンターの課題>

アカデミックシアターの完成に伴い、オープンキャリアフィールドにて各組織相互の横の連携ができ、社会連携を効率的かつ効果的に推進する体制が構築されつつあるが、結果としてより幅広い視点での対応力が求められている。

また、リエゾンセンターが産官学連携を進めるにあたっては、今後のグローバル化や相談件数の 増加、より積極的な知的財産の保護・有効活用を見据えたリエゾンセンターの組織の強化や知的財 産対応の高度化が課題となっている。

(4) 全体のまとめ

<社会連携推進センター>

社会連携推進センターの今後の業務展開にあたっては、包括連携協定の実態を調査し、継続の可否を検討することが求められる。また、包括連携協定締結に向けて調整中のものを含め、より多くの自治体との地域連携を拡充するよう努めたい。令和2年度4月より事務組織規程を改正しSDGsに係る啓発、連絡、調整等に関する事項を盛り込んだ。学生、教職員のSDGsの認知度を高める目的で「SDGs WEEK in KINDAI」などのイベントを定期的に開催し、我が国の「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献する。これにより、令和12年の目標達成に向けた「行動10年」とすべく、本学の具体的な取り組みモデルの展開を加速化していく。

<リエゾンセンター>

本学における産官学連携としての「社会連携・社会貢献」は十分に効果が上がっていると評価できる。特に、建学の精神である「未来志向の実学教育」を柱として展開してきた研究成果の実用化については、クロマグロの完全養殖による商用化をはじめとして社会でも注目を集める結果を出している。次世代の国産エネルギーとして注目されているバイオコークスも実用化が進みつつある。産官学連携商品は、平成28年度7件、平成29年度8件、平成30年度11件、令和元年度13件、令和2年度19件、令和3年度14件の商品化が進められた。今後は、組織体制の改善をはじめ、前記課題を克服するよう、さらなる充実を図っていく。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①:大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために 必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

本法人は、「常に革新的である」、「社会の役に立つ」、「期待され応援される」、これらを法人の行動指針とし、近大ブランドとして確立させ、その先のあるべき姿として、「長期ビジョン 2030」「時代の変化に対応し、選ばれる教育機関であり続ける」を掲げている。本学は、この長期ビジョンをふまえ、「近畿大学未来戦略機構」の指示のもと、令和3年度に「学部長会議」が大学運営の方針を決定し、学内稟議を経て大学ホームページ上に公開している(「大学運営の方針(10-1-1【ウェブ】)」)。同方針においては、大学が掲げる建学の精神および教育の目的の達成には、「期待され応援され、社会の役に立ち、常に革新的であり、時代の変化に対応し、選ばれる教育機関であり続ける」ことが重要との認識に基づき、その具現に向けての学長及び教学、法人の役割と協働の在り方、学長によるマネジメントの在り方を明示している。

また、長期ビジョンを確実に実行するべく、法人の全ての活動に関する中期計画および単年度の事業計画を策定し、ホームページ上に公表している(「学校法人近畿大学中期計画(10-1-2【ウェブ】)」・「令和3年度学校法人近畿大学事業計画(10-1-3【ウェブ】)」)。各部門においては、この計画に基づき部署目標・個人目標を設定している。さらに、中長期計画および事業計画の策定を行うとともに、計画が履行されていることを点検し、必要に応じ改善に向けた指導を行うことを目的として「学校法人近畿大学経営戦略委員会」を設置している。委員会は5つの部会と2つの分科会から構成され、大学に関する計画や目標は、「大学部会」とその傘下の「グローバル検討分科会」および「大学院改善分科会」によって立案され、「近畿大学未来戦略機構」との連動により、学内構成員に対して周知される(全学の内部質保証システム(PDCAサイクル)(10-1-4))。

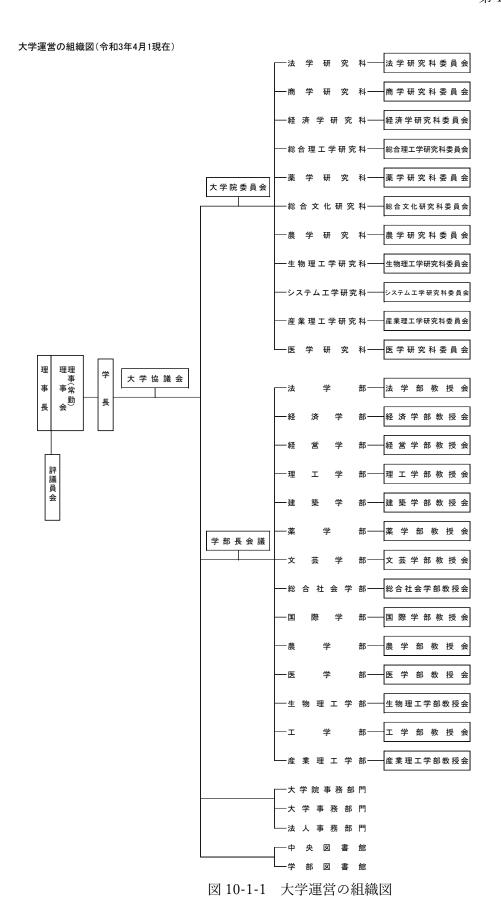
点検・評価項目②: <u>方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、</u> これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

中長期の計画を実現する本学の大学運営組織は、以下の三本の柱からなっている。第一は、経営責任を担う意思決定機関である理事会ならびに評議員会、第二は、大学全般の重要事項についての審議機関である大学協議会ならびに教育研究に関する専門的な審議を行う機関である各学部教授会と研究科委員会、第三は、これらの2つの組織が行った決定を実現するうえで実務的責

任を負う事務部門である。これらの機関は、「学校法人近畿大学寄附行為(10-1-5【ウェブ】)」、「近畿大学学則(10-1-6【ウェブ】)」、「近畿大学大学院学則(10-1-7【ウェブ】)」、「学校法人近畿大学職制(10-1-8)」に明示され、それぞれ運営されている。そのうち、「学校法人近畿大学寄附行為」、「近畿大学学則」、「近畿大学大学院学則」は、いずれも大学ホームページ上に公開されている。また、これらの運営組織を図 10-1-1 に示す。

さらに、法人および大学が、自ら行動規範を定め、ステークホルダーに対して積極的に説明責任を果たすとともに、運営方針や姿勢を自主的に点検し、健全な成長と発展につなげていくことを目的として、「学校法人近畿大学ガバナンス・コード」を策定し、公表している(10-1-9【ウェブ】)。

学長・副学長・大学院部長・学部長・研究科長・学科長の権限と責任については、学則、職制 および関係規程に定められている。近畿大学学長は、「学校法人近畿大学職制」第 4 条に則り、 理事会の議を経て理事長により任命され、「大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する」と ともに、「近畿大学学園の教学を掌理する」とされている。



109

また、副学長は、「学校法人近畿大学職制」第4条の2により、学長を補佐する役目を担っている。学部長候補者の選挙は、「学部長候補者選挙規程(10-1-10)」に則り、学長が教授会を招集して行う。

教授会は選挙により選ばれた候補者を学長に報告し、学長は候補者の中から学部長を指名して、理事長が任命する。また、学科においては学科長が、「学校法人近畿大学職制」第9条第2項に則り学部長を補佐し、当該学科の教務を掌理することとなっている。学科長(コース主任を含む)候補者は各当該学部長が推薦し、学長の承認を経て理事長が任命する。

大学院の学務は大学院部長が、「近畿大学大学院学則」第31条・「学校法人近畿大学職制」第10条第2項に則り総轄し、各研究科の学務は研究科長が処理する。研究科長の選考は、母体となる学部の学部長の推薦に基づき、学長の承認を経て理事長が任命する。学部長は、当該学部の校務にあたり所属職員を監督すると規定されている(「学校法人近畿大学職制」第6条第3項)。

理事会・評議員会・大学協議会・教授会等については、「学校法人近畿大学寄附行為」および 「近畿大学学則」の規定に基づいて開催され、その際の議題、議事進行、採決等は民主的に運営 されている。

なお、各学部長が各学部共通の教学に関する事項を協議するための場として、「学部長会議」が置かれている(「学部長会議規程(10-1-11)」)また、事務部門を総括する5本部の本部長が定期的に会議を開催し、各本部における重要案件や懸案事項の共有および課題解決に向けた意見交換等が行われているほか、令和2年度以降は、毎年、法人の長期ビジョンや中期計画に関する説明会を実施し、学内構成員が所属する本部や部署の課題および目標について深く理解する機会を設けている(10-1-12)。

理事会は、令和3年4月1日現在、役員として理事長を含む理事14名(外部理事2名を含む)および監事2名から構成され、また評議員会は37名で構成され、その構成員はホームページ上に公表している(学校法人近畿大学役員・評議員名簿(10-1-13【ウェブ】))。理事、監事および評議員は、「学校法人近畿大学寄附行為」の規定に基づき適切に選任されている。理事長は、学校法人の運営全般について、リーダーシップを発揮しており、教学面に関しても、大学協議会に出席する等、学長、副学長、学部長等との連携を密にしつつ、「学校法人近畿大学寄附行為」および「同施行細則」の規定に基づき、適切に理事会に諮り審議することとしている(「学校法人近畿大学寄附行為施行細則(10-1-14)」)。

教授会は、学部や大学院の各種審議を行う機関であり、教授会における議題、議事進行、採決等は、「近畿大学学則」第9章第52条から第58条に定められ、民主的に行われている(10-1-6【ウェブ】)。

なお、「学校法人近畿大学寄附行為」および関係規程によって、法人組織(理事会)と教学組織 (大学)の権限は明確に規定されている(「学校法人近畿大学寄附行為」第5条から第40条、 「学校法人近畿大学職制」第4条、第4条の2、第6条、第9条、第10条、第11条)(10-1-5 【ウェブ】)(10-1-8)。また、平成27年4月1日から、学校教育法の改正に伴い、各関係規程も 改正し、教授会の権限と責任の明確化がより一層図られた(10-1-6【ウェブ】)。「近畿大学大学 院学則」も、教育基本法の本旨に則って制定されている(10-1-7【ウェブ】)。学則に「本大学院 に大学院委員会を置く」と定められており、大学院部長、各研究科長および各研究科委員会の委 員若干名をもって組織され、学長がこれを招集し、大学院部長がその議長となる。また、本大学 院の各研究科には、研究科委員会(研究科教授会)が置かれており、各研究科の授業を担当する 教授をもってこれを組織すること、必要があるときは授業を担当するその他の教員を加えることができると定められている。また、研究科委員会は当該研究科長が招集し、その議長となる (「近畿大学大学院学則」第 26 条から第 30 条)。

本学では、26機関の研究所等を設置しており、各機関の設置規程は、「近畿大学例規集」第13章 (10-1-15) にまとめられている。例えば、「近畿大学原子力研究所規程 (10-1-16)」では、第2条に「原子力基本法の精神に則り、原子力に関する研究と教育を行うことを目的とする。」のとおり、設置目的が明確に定められている。また、第4条に研究所の職員配置、第6条に所長の権限などが定められており、これらの規定に則ったうえで適切に運営されている。

これらの大学運営に関する組織は、関係法令に則り、本学の規程により適切に設置されており、合理的かつ適切に運用されている。

本学における日頃の危機管理対策としては、「近畿大学防火・防災管理規程(10-1-17)」に基づき自衛消防組織を編成し、拠点ごとに防火・防災管理者を置いている。また、東大阪キャンパスではキャンパス内に多くの建屋が存在していることから、建屋ごとに地区隊を編成し、地区隊長の指示のもと初期消火班や避難誘導班等の担当者が初動対応に当たることとしている。拠点・建屋ごとでの避難訓練の継続的な実施、避難経路の適時見直しと周知、適切な消防点検の実施等、被害を最小限に抑えるための方策を推進している。なお、災害等による被害が発生したときは、「災害対策マニュアル(10-1-18)」に基づき必要に応じて災害対策本部や災害対策現地本部を立ち上げ、被災地との情報連携を密に取り、要請があれば救援物資を輸送する等の対応も行っている。さらに、セキュリティインシデントが発生したときは、対応チームが情報の収集と分析、被害拡大防止に向けた対策や定期的な実務研修会等を実施し、再発防止策の検討・対策を行っている。

点検・評価項目③:予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

平成24年度予算から建物の新築と大規模な改修案件を除いて、別枠としていた事業予算を経常予算に統合し、法人共通の業務を設定し、「業務別予算管理」の導入を行った(「予算執行規程(10-1-19)」)。一時的な臨時増額や配賦では賄えない案件の予算申請は、財務部が査定している。さらに、平成27年度から法人全体の経営方針に沿った、計画的でより有効な予算編成機関として、1年間に3回、定期的に「予算委員会(現:事業計画委員会)」を開催し、平成28年度予算から中長期シミュレーションと連動し、各会計単位における数値目標や法人総合の支出予算目標総額の設定を行い、長期展望に立った有効的な予算編成を行っている(「予算編成規程(10-1-20)」)。これらの申請等は法人関係所管が調整し、配賦予算と併せて評議員会で意見を受け、理

事会の議を経て、前年度の3月末までに当初予算として決定する。なお、令和2年度より原則として補正予算を編成しない方針とした。これは補正による予算の膨張を防ぎ、より計画性を備えた当初予算編成に注力するためである。なお、震災などの大災害がある場合や法人としての大きな経営判断がある場合は、例外的に補正予算を編成することとしている。予算執行にあたり、各担当所管が起案した支出決裁書の予算額、勘定科目、消費税、内訳等については各会計単位経理担当所管、法人関係所管、財務部がそれぞれ確認のうえ合議しており、最終的には決裁権限者による決裁完了後に出納処理している。

また、5月に監事監査を行っており、監事には監査法人から監査における留意事項等の報告がなされ、監事は監査の結果を理事会および評議員会へ報告している(監査報告書(10-1-21【ウェブ】))。なお、監査法人による会計監査は、年度当初に策定した監査計画に基づく期中監査、固定資産実査、現金・預金等実査、貯蔵品の棚卸立会、決算期末監査などを行っている。

点検・評価項目④: 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

本学は、「学校法人近畿大学事務組織規程」により、事務組織および事務分掌を定めている(10-1-22)。東大阪キャンパスには、大学運営本部のもと、大学運営本部企画室、大学院・共通教育学生センター、各学部学生センター、入学センター、学生部、スポーツ振興センター、キャリアセンター、人権教育センター、グローバルエデュケーションセンター、アカデミックシアター学生センター等を設置している。アカデミックシアター学生センターは、東大阪キャンパス整備事業において、多彩な書籍とカフェや自習室を併設し、文理の垣根を超えて社会の諸問題を解決へと導く学術拠点として建設されたアカデミックシアターの企画・立案・実施および運用を主管する事務組織であり、教育研究活動の支援にも取り組んでいる。

法人本部としては、秘書室、総務部、法務部、人事部、財務部、管理部等を設置し、学校法人 近畿大学の法人業務や学園全体の経営に関わる業務を担当している。総務部、法務部、人事部、 財務部、管理部については、大学運営本部としての業務も所管して、効率的な運営を行っている。

また、令和2年度に経営戦略本部を設置した。経営戦略本部は、法人の中長期計画の策定などを担い、大学の中長期計画および事業計画の策定、履行の点検、改善を目的とする「学校法人近畿大学経営戦略委員会」の事務局でもある企画室、広報戦略の企画・立案等を担う広報室、法人のデジタル戦略の策定や調整等を担うデジタル戦略室、大学発ベンチャーの起業支援や法人が出資する関連会社の経営に関する事項等を担う起業・関連会社支援室から構成されている(10-1-23)。

令和3年度からは、各部門の役割を明確にし、組織を円滑に運営できるよう医学部・病院運営本部および併設学校運営本部を設置した。

監査室は、本学の業務全般の監査および法人倫理推進を担当する部署として、本部から独立して設置している。具体的には、「ハラスメント防止のためのガイドライン(YouTube 版も含む)

(10-1-24【ウェブ】)」や「法人倫理推進のためのガイドライン (10-1-26【ウェブ】)」の作成・整備、周知・啓発・教育、ならびにヘルプライン相談窓口や調査委員会等に対して運営手順の整備・構築を担っている (10-1-25)。

また、東大阪以外のキャンパス(農学部、医学部、生物理工学部、工学部、産業理工学部)には、学生センターを設置し、事務(部)長のもとに、庶務、管理、会計、教務、学生、就職、図書館等の業務を行い、必要に応じて課を置いている。医学部のキャンパス移転に伴い、病院移転に関する部署として東大阪キャンパスには医学部・病院移転プロジェクト統括室を設置し、大阪狭山キャンパスではキャンパス移転に関する部署として医学部・病院運営本部企画室がその機能を担う。他に、近畿大学情報学研究所を新たに設置した。

また、平成30年4月に働き方改革推進センターを設置し、さらに令和2年4月には、「働き方分科会」、「女性活躍分科会」、「業務効率分科会」、「キャリア形成分科会」を設け、取り組むべき内容を明確にしたうえで、働き方改革を実行している。

事務組織の各部署には、事務(部)長を置き、事務(部)長は理事長の命を受け、所管事務を 掌理し、所属職員を指揮監督している。特に、法人部門、大学運営部門の長として、それぞれ法 人本部長、教学本部長(現大学運営本部長)を置き、全体的に法人の事務ならびに教務を統括し ている。さらに令和2年度より経営戦略を統括する経営戦略本部長を置き、組織の活性化・効率 化を推進している(「学校法人近畿大学職制」第13条と第13条第2項)。令和3年度からは、 各部門の役割を明確にし、組織を円滑に運営できるよう、教学本部長を大学運営本部長とし、医 学部・病院運営本部長、併設学校運営本部長を置くこととした。引き続き、常に組織の活性化・ 効率化を図る目的や社会からの要請に応えるため柔軟に変更や新しい部署の設置あるいは改組 を行っていく。

また、財務基盤を統括する財務部と資金部を統合したことで、資産全体の最適化と資産運用面の強化ならびに業務の効率化を進めた。新棟における部署の配置については、ワンフロアで連携が図れるような配置を進めた。管理部に省エネ推進課を新設し、省エネに取り組んでいる。令和7年に創立100周年を迎えるにあたり、創立100周年記念事業企画室を設置するなど、寄付事業推進体制の構築も進めており、複数の企業や団体から寄付の内諾を受けている。

人員配置については、業務の状況や超過勤務状況、各部署からの報告を踏まえ、4月および10月のみならず、適宜積極的に人事異動を行っている。専門的知識を有する職員の配置では、法務部における弁護士やデジタル戦略室、水産養殖種苗センターなどで実施されている。一方、教員の科学研究費など外部資金獲得における学術研究支援部職員からのサポートをはじめ、教授会や各種委員会においても、教員と職員が協働しながら議事を進めている。

平成 19 年度から事務職員の資格制度を設け、 職務遂行内容および職務遂行能力を基準として、資格の格付けと運用基準を定めている。また、内規としてこの資格の昇任基準を定め、資格昇任を厳格に運用している(10-1-27)。人材育成と学園の活性化を図ることを目的とする教・職員評価制度のもと、職員評価においては、これまでも運用してきた人事考課制度に加え、平成 19年度から人事考課に行動評価を取り入れると共に目標管理制度を新たに導入した。事務職員に

ついては、平成 19 年度から職員の成果・努力に見合った支給ができる新たな給与体系を導入した。各職員の成果・努力を評価する制度として人事考課および目標管理制度に基づく評価制度を導入し、その評価結果をもって、給与に反映することにした(10-1-28)(10-1-29)。具体的にはS, A, B, C, D の 5 段階で評価され、評価結果により該当する割合を基本給に乗じた職務給が翌年度1年間支給される(10-1-30)。

教員においては、新任を除く専任教員を対象に、①教育業績、②研究業績、③管理運営活動、 ④社会活動の各項目について評価を実施している。各教員の自己申告内容を学部等に設置された評価委員会部会で審議し、学長を委員長とする評価委員会で教員業績評価を最終決定する。結果は A, B, C の 3 段階評価で、最も高い A 評価者は当年度年末賞与と翌年度夏期賞与時に特別手当を支給している(10-1-31)。令和3年度の具体的な割合は、A評価が23.2%、B評価が76.3%、C評価が0.5%であった(10-1-32)。

本学の教学運営の中枢を担う「近畿大学未来戦略機構」に直属する教育・研究推進組織として、「21世紀教育改革委員会」と「21世紀研究推進委員会」がある。「21世紀教育改革委員会」は、副学長が委員長を務め、各検討委員会委員長、教育改革推進センター長、IR センター長、全学共通教育機構長、国際交流委員会委員長、法人本部長、大学運営本部長、大学運営本部企画室長で構成されており、21世紀研究推進委員会は、副学長が委員長を務め、各学部長、事務部関係部長で構成されており、教員と職員が連携・協働して、本学の教学研究の運営を担っている(10-1-4)。

点検・評価項目⑤: 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の 向上を図るための方策を講じているか。

事務職員が担う業務が多様化、複雑化する中で、以前は 4 月の定期異動のみで対応してきたが、変化する状況に柔軟に対応すべく、4 月および 10 月の 2 回の定期異動と必要に応じてその都度柔軟に人事異動を行っている。

専門スキルを持った職員や即戦力となる職員等を確保するため、キャリア採用試験を行っている(10-1-33)。有期雇用の職員がモチベーションを維持し、仕事に取組み、戦力となる職員になってもらう仕組みとして、任用替試験制度を平成20年から実施している(10-1-34)。この任用替試験により、契約職員から嘱託職員、嘱託職員から専任職員へとステップアップしている。

超過勤務の削減は、事務機能の改善の大きな課題である(10-1-35)。平成 27 年 10 月から週 40 時間のシフト制勤務を施行し、メリハリのある勤務を目指し推進している。この制度の活用により、部署毎に業務を調整し、週休 2 日となる週も増加した。また、令和 2 年度からは職員に対して 1 ヵ月単位の変形労働時間制を導入し、より柔軟な勤務を可能とした(学校法人近畿大学職員就業規則一部改正について(10-1-36))。夏期休暇および年末年始の休暇に際しては、フレキシブル休暇や年次有給休暇の取得を推奨している(10-1-37)(10-1-38)。令和 2 年度以降、コロナ禍の影響もあり、在宅勤務を実施することとなった。令和 3 年度には、中期計画および事業

計画にテレワークの積極的な導入に向けた制度の整備を掲げ規程を策定した(10-1-39)(10-1-2【ウェブ】)(10-1-3【ウェブ】)。さらに、申請書類等を電子化することで、在宅勤務をしやすい環境の整備も進めている(事業計画 6(7)(10-1-3【ウェブ】))。

なお、本学では、事務職員に対して、職階別のハラスメント研修をはじめ、自己啓発の制度として、平成9年度から通信教育講座を実施している(10-1-40)。また、職員全体の能力開発と意欲向上を目的として、SD 研修会を実施している。令和3年9月には、コロナ禍の影響もあり、動画視聴による研修を実施し、その際、受講者の理解を深めるため、演習問題を設けた。さらに、令和4年3月開催の全学 FD・SD 研修会では、「GPS Academic/卒業生・企業アンケート結果報告」と題して、本学の卒業生および企業に対して実施したアンケート結果について報告された。(10-1-41)。

点検・評価項目⑥:大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

本学における監査は、次の4つになっている。本学監事2名による「監事監査」、監査室内部 監査課による「内部監査(書類監査)」、監査室内部監査課による「内部監査(業務監査)」、私立 学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査法人による「会計監査」であり、現在の監査 法人は有限責任監査法人トーマツである(10-1-42~45)。

大学運営の適切性については、本学の自己点検・評価報告書の作成に合わせて、点検・評価を 行っている。これまで平成 12 年度、平成 18 年度、平成 25 年度に大学全体の自己点検・評価を 実施し、平成 26 年度の大学評価(認証評価)受審以降は、毎年、大学全体の自己点検・評価報 告書を作成している。

さらに、平成 29 年度より外部有識者による評価 (外部評価委員会)を受けている(10-1-46)。 また、毎年の自己点検・評価報告書は公開されるとともに、「近畿大学未来戦略機構」による大 学の中長期的方針や計画の立案にも役立てられている (10-1-4)。なお、令和 2 年度の本基準の 点検・評価の結果は次の通りである。

- ① 大学運営方針の策定については、各種規程を定めるほか、運営の実情に則し内規を定め、 適切に運用している。また、教学組織の権限と責任および法人組織の任務と権限は、明確に 規定され、適切・公正に行われている。大学運営についても、関係規程の整備改定と適切な 運用が行われ、本基準を十分に充たしている。
- ② 大学運営については、明文化された規程に基づいて合理的・適切に運営されている。特に、内部質保証を推進する上で重要な教育改革における自己改善サイクルが整備されている (10-1-4)。
- ③ 予算編成および予算執行については、監事および監査法人により適切に確認している(10-1-21【ウェブ】)。
- ④ 大学業務を支援する事務組織が設置されて、適正な人員配置に努めている。

- ⑤ 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策としては、職員の成果・努力を反映した給 与となる仕組みになっている。
- ⑥ 事務職員全体の能力開発と意欲向上を目的として、SD 研修会が定期的に実施されている (10-1-41)。
- ⑦ 大学運営にとって重要と考えられる中長期シミュレーションと連動する予算目標を設定し、資金を運用することによって大学の発展を企画する点は優れている。

上記の通り、同基準を概ね充足している。

(2) 長所・特色

法人の経営における理事長のリーダーシップ、教学面での学長のリーダーシップは、十分に発揮されている。また、学長・学部長の選任や意思決定など、管理運営における諸機関間の役割分担・機能分担に関する基本的な考え方については、各規程においてそれぞれ明示されている。

人事異動を柔軟に行う体制を整えたことにより、様々な変化に対応することができるようになった。また、任用替試験を行い、有期雇用職員のステップアップが可能となり、モチベーションの向上につながると共に、職員の戦力強化につながっている。1ヵ月45時間を超える超過勤務を行った職員および直属の上司には報告書を提出させることにより、業務の見直しにつながり、業務の質の向上に寄与している。

目標管理制度の実施により、各職員の業務の目標が明確になり、業務の質の向上や上司と部下のコミュニケーションの変化が見られる。

令和 2 年度の外部評価委員会においては、総合評価で、教育の質保証、教育・研究分野の活動、学修支援、社会的な連携および社会貢献等の多岐に亘る業務において、建学の精神に基づく大学の構成員の PDCA サイクルによる一貫した協力によって統一した成果に結びつける努力がなされているとして、A+の評価を得ている。

(3) 問題点

中・長期財務予測における戦略的事業計画ができていなかったが、令和2年度から5年間の「学校法人近畿大学中期計画」を策定し、目指すべき中期的な目標と計画を明確に定めた。同計画では、強固な財政基盤と機動的・戦略的な経営体制の確立のため、情報学部の開設による収容定員増と実員の確保による学生生徒等納付金の増収、運用資産の戦略的運用等を具体的な目標としているが、目標と計画が確実に実施できるか課題である。

超過勤務削減については、ワーク・ライフ・バランスの観点からも進めていく必要があるが、 1ヵ月単位の変形労働時間制の導入により、年間一人あたりの平均超過勤務時間も減少する見込みである。また、夏期および年末年始の期間に有給休暇取得推奨日を設定することなどにより、超過勤務削減の整備を進めている。 職員研修については、受講人数を適正化し、研修効果を高める必要がある。また、研修テーマを増やし、それぞれのテーマの研修を受講すべき職員や受講を希望する職員に的確に行っていく必要がある。

令和元年度および令和2年度の外部評価委員会において、ステークホルダーへのオープンな情報発信の強化が望まれるとの指摘を受けている。従来、教育情報、外部評価・認証評価結果、自己点検・評価、財務・事業報告等の各種情報を適切に公開しているが、令和3年度に「長期ビジョン2030」および「学校法人近畿大学中期計画」を周知するためのページを新設するなど、ステークホルダーが法人運営に関する情報にアクセスしやすいよう改善が図られた(10-1-47【ウェブ】)(10-1-48【ウェブ】)。さらに、令和3年度に公開した令和2年度事業報告書以降、主な教育・研究の概要、中期計画および事業計画の進捗・達成状況、法人の経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策、データ集として統計などが追記され、記載内容が充実された(10-1-49【ウェブ】)。今後も法人および大学の運営などに関する情報公開に努め、社会への説明責任を十分に果たすことが必要である。

(4) 全体のまとめ

本法人は、教育基本法および学校教育法に従って学校教育を行い、建学の精神に沿って、教育の目的である「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人の育成」の達成を大学運営方針としている。

法人および大学の事務に関する事項を協議することを目的として、各本部長の打合せを実施している。理事長から示された方針や課題について、各種の協議や報告が行われている。また、大学全般の審議機能を果たす機関として大学協議会が置かれて、理事長と学長の指揮のもと、各事務部長、学部長が一堂に会して、大学における重要案件を審議している。そして、運営の最高責任者として理事長のもと、教学の最高責任者の学長が位置付けられており、両者の協力のもとに学内の全ての組織で、ガバナンスによる統制のとれた組織運営を実現している。

人事異動を必要な時期に適切に行っていくことにより、時代の流れや学園の方針に柔軟に対応できるような人材育成の仕組み作りをすると共に、任用替試験制度を適切に運用し、戦力化できる職員を育成し、その職員を適確に任用替えし、各職員のモチベーションの向上を維持している。

また、超過勤務については、時間と内容のバランスに目を向けた働き方改革を進めている。一方、人員配置については、各部署の業務内容を見直し、各部署の適正人員を策定する。評価制度については、各職員の努力に報いるよう、常に公正な評価を心掛けることが必要である。目標管理制度については、制度の見直しを継続的に行い、より良い制度となるように努力する。職員研修資料をデータ化し可視化することにより、職員が自分の時間に合わせていつでも知識を習得できるシステムを作り出す。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①: 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定して いるか。

独自性の高い特色ある教育研究活動を継続し、社会からの多様なニーズへ対応するには、財政 基盤の長期的な安定が不可欠であり、財政計画の策定は重要となる。

本法人では、法人の全ての活動に関する中期計画を策定し、目指すべき中期的な目標と計画を明確に定め、財政計画においても、情報学部開設による収容定員増と実員の確保による学生生徒等納付金の増収、ならびに運用資産の戦略的運用による年率 3.5%の運用目標値等を具体的な目標として掲げ、教職員で共有している(10-2-1【ウェブ】)。

当計画の実現に向けて、各会計単位から中長期施設設備計画等の情報を収集し、法人総合の収支を予測しながら 15 ヶ年の財務中長期予測を作成している (10-2-2)。毎年徹底して見直しを行い、単年度の予算編成と中長期財政計画を策定している (10-2-3)。

さらに、平成27年度から法人全体の経営方針に沿った、計画的でより有効な予算編成機関である事業計画委員会(令和元年度までは予算委員会)を1年間に3回、定期的に開催している(10-2-4)(10-2-5)。また、平成28年度予算から中長期シミュレーションと連動し、各会計単位における数値目標や法人総合の支出予算目標総額に基づく、長期展望に立った戦略的な予算編成を行い、安定した教育研究活動を支えている(10-2-6)。

点検・評価項目②:<u>教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立して</u>いるか。

本法人においては、長期展望に立った戦略的予算の編成を進める中、中長期の経営計画に基づき、将来にわたり必要とされる支払資金を確保するため、学内外有識者委員を交えた資産運用委員会を組成し、堅確な管理体制のもとで年率3.5%の運用目標値を定めた上、財政基盤の確立に向け資産運用を展開している。なお、運用状況については、堅実に展開されており、令和3年度に制定された利益確定に関する内規に基づき、毎年度5億円を拠出している。(10-2-6~8)

そのような状況を受け、過去5年間における基本金組入前当年度収支差額は、消費税増税、新型コロナウイルス感染拡大に伴う景気低迷等の外的要因もある中、収入超過で推移し、これに伴い純資産の額も堅調に増加しつつ推移しており、本学の方針のひとつである財政基盤の安定化が実現している(10-2-9)。そのため、教育研究水準を保持できており、本学の研究費総額は、

平成 30 年度 約 49 億 6,350 万円、令和元年度 約 45 億 6,430 万円、令和 2 年度 約 42 億 4,850 万円とほぼ同水準で推移している (令和 3 年度大学基礎データ)。

また、科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金は、年度によって採択件数は増減するが、 次の通りに一定件数を獲得している。

<科学研究費補助金直接経費>

平成 29 年度 425 件 約 5 億 7,250 万円、平成 30 年度 430 件 約 6 億 3,140 万円、令和元年度 470 件 約 6 億 3,271 万円、令和 2 年度 522 件 約 7 億 6,265 万円、令和 3 年度 550 件 約 7 億 3,266 万円 (10-2-10)

<科学研究費補助金間接経費>

平成 29 年度 約 1 億 7,001 万円、平成 30 年度 約 1 億 8,816 万円、令和元年度 約 1 億 8,900 万円、令和 2 年度 約 2 億 2,692 万円、令和 3 年度 約 2 億 1,609 万円 (10-2-10)

<文部科学省の国公私立大学を通じた大学教育改革支援(GP)などの補助金事業>

平成 29 年度 5 件 8 課題、平成 30 年度 5 件 6 課題、令和元年度 4 件 4 課題、令和 2 年度 4 件 4 課題、令和 3 年度 8 件 9 課題 (10-2-11)

<受託研究費・寄付研究費>

平成 29 年度 約 26 億 7,773 万円、平成 30 年度 約 25 億 4,793 万円、令和元年度 約 24 億 3,402 万円、令和 2 年度 約 25 億 6,070 万円、令和 3 年度 約 26 億 5,381 万円(10-2-12)

(2) 長所・特色

<予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査>

平成24年度予算から建物の新築と大規模な改修案件を除いて、別枠としていた事業予算を経常予算に統合し、法人共通の業務を設定の上、「業務別予算管理」の導入を行った(10-2-13)(10-2-14)。配賦予算では賄えない案件の予算申請に対しては、財務部が査定している。

また、前述の通り平成 27 年度からは年間 3 回の事業計画委員会(令和元年度までは予算委員会)を開催しており、各予算案の検証を重ねている(10-2-4)(10-2-5)。さらに、平成 28 年度予算から中長期シミュレーションと連動すると共に、法人総合、および各会計単位の予算額に具体的な数値目標を設定している(10-2-6)。これにより予算の計画性、戦略性、適切性を確保している。

これらの申請等は法人関係所管が調整し、配賦予算と合わせて評議員会に付議の上、意見を受けた後、理事会の審議を経て当初予算として決定する(10-2-15)。なお、令和2年度より原則と

して補正予算を編成しない方針とした (10-2-16)。これは補正による予算の膨張を防ぎ、より計画性を備えた当初予算編成に注力するためである。なお、震災などの大災害がある場合や法人としての大きな経営判断がある場合は、例外的に補正予算を編成することとしている。

予算執行にあたり、各担当所管が起案した支出決裁書の予算額、勘定科目、消費税、内訳等については各会計単位の経理担当所管、法人関係所管、財務部がそれぞれ確認のうえ合議しており、最終的には決裁権限者による決裁完了後に出納処理している(10-2-17)(10-2-18)。これにより、全ての予算執行は厳格かつ適切に管理されている。

また、監事監査を行っており、監査法人から監査における留意事項等の報告が監事になされている。監査法人による会計監査は、年度当初に策定した監査計画に基づく期中監査、固定資産実査、現金・預金等実査、貯蔵品の棚卸立会、決算期末監査などを行っており、内部・外部の両面からの取り組みにより、財務全般に関する適切性が確保されている。

<予算執行に伴う効果の分析・検証する仕組みの確立>

「業務別予算管理」の導入により、どのような案件にどれだけの予算が必要であり、どれだけ 執行されたのかなどの状況把握につながり、予算査定時にも大いに役立っている(10-2-14)。

また、各会計単位による比較が可能となり、突出する経費を抑制するための情報として活用している。

<事業活動収支計算関係比率等の適切性>

過去5年間における基本金組入前当年度収支差額の推移は、平成29年度約63億円、平成30年度約41億円、令和元年度約87億円、令和2年度約85億円、令和3年度約123億円の収入超過で推移している。また、本法人収入の特徴として、平成22年度以降は医療収入が学生生徒等納付金を上回っている点が挙げられる。令和3年度は、近畿大学病院における循環器内科での手術件数の大幅な増加、延入院患者数および外来患者の増加、また高額薬剤使用による投薬料や注射料の増加に伴う診療単価の上昇により医療収入が増加し、法人全体の当年度収支差額(基本金組入後)においても約53億円となり、3期連続で黒字化を達成した。18歳人口の減少による学生生徒等納付金の収入原資先細り、補助金の交付要件厳格化等、学校法人を取り巻く経営環境が厳しくなる中、医療収入という収入源を有する点は、本法人の強みであるといえる(10-2-9)。

一方、医療収支を含む教育研究経費比率は平成 29 年度~令和 3 年度の 5 年間平均が 46.0% と、大規模大学平均(平成 29 年度~令和 2 年度の 4 カ年平均 38.6%)と比較して高水準で推移しており、教育研究活動の維持・充実のために積極的な投資を実施している (10-2-19)。

また、人件費比率は平成 29 年度~令和 3 年度の 5 年間平均が 42.4%であり、学生数 1 万人以上の大規模大学平均(平成 29 年度~令和 2 年度の 4 年間平均 48.4%)よりも低水準で推移している。これは給与体系の見直し、業務委託の実施や様々な人事制度の導入による効果と考えている(10-2-19)。

<貸借対照表関係比率等の適切性>

過去5年間における純資産の額は、平成29年度約3,703億円、平成30年度約3,744億円、令和元年度約3,831億円、令和2年度約3,916億円、令和3年度約4,039億円と増加しつつ推移しており、堅調に財政基盤の強化を果たしている。なお、令和3年度末の貸借対照表は、資産の部の合計約4,706億円、負債の部の合計約668億円、純資産の部の合計約4,039億円を計上した(10-2-20【ウェブ】)。

総資産に対する他人資産の比重を評価する総負債比率は 14.2%と大規模大学平均(令和2年度13.7%)と同様の水準が維持されている。また、一般に金融機関等で200%以上であれば優良とされている流動比率は、平成29年度から令和3年度の5カ年平均で249.6%と、大規模大学平均(令和2年度225.0%)よりも高水準であり、負債に対して十分な資産を保有している。さらに、学校法人の資産調達源泉を分析する上で最も概括的で重要な指標とされている純資産構成比率は、平成29年度から令和3年度の5年間平均で87.1%と、こちらも大規模大学平均(令和元年度86.3%)より高水準であり、資産の調達手段における他人資本への依存率が極めて低く、財政的に自立・安定している(10-2-21)。

<教育環境の維持>

本法人では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、メディア授業の実施に向けた講義室AV機器の更改を進めている。対面授業の実施に向けても、二酸化炭素濃度測定器(CO₂センサー)や飛沫防止衝立の設置、またアルコール消毒液の適所な配置を進め、様々な感染対策の取り組みを進めている。学生が学びの意欲を持ち続けられるよう、また例年と変わらない質とレベルを保った教育を第一に考え、安定した財政基盤を基に取り組みを進めている。

(3)問題点

本法人収入の特徴として、平成 22 年度以降は医療収入が学生生徒等納付金を上回っていると前述したように、本法人にとって、医学部・病院部門は財政基盤の安定確立のために重要視する部門である。令和 3 年度の医学部・2 病院・看護専門学校で合算した基本金組入前当年度収支差額は約 72 億 3,100 万円となり、大きく収入超過となったが、この状況を維持・継続するために、学校法人近畿大学経営戦略委員会病院部会において、収支や人事等の諸案件について継続的に検討を重ねている。また、令和 7 年度に事業完了予定の医学部および近畿大学病院の移転計画については、予定している総額 790 億円の支出予算を超過することなく、かつ、移転後における収益力のさらなる向上を達成すべく綿密な計画検討を行い、他の学校部門と併せて法人としてのさらなる財政基盤の強化に努める必要がある。

さらに、昨今の物価上昇は本法人においても影響が大きいと懸念されるため、各現場でしっかりと状況を精査しつつ、予算管理に取り組む必要がある。

また、令和2年度の外部評価委員会からは、「極端な少子化現象が現在進行中であり、数十年先までの若年層の人口減少のシミュレーションが既にあることから、学生定員の規模について検討し、収入への影響についても考慮しておく必要がある。」との指摘を受けた(10-2-22)。この点に関しては、「学校法人近畿大学中期計画」において適切な目標値を設定した上で対策を講じる必要がある。

(4)全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本法人では法人の全ての活動に関する中期計画を策定すると共に、当計画に基づいた中長期の財政計画を策定しており、安定した教育研究活動を支えているといえる。

過去 5 年間における基本金組入前当年度収支差額は、消費税増税や物価上昇等の外的要因もある中、収入超過を維持し、純資産も堅調に増加しているため、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤が確立されているといえる。

長所としては、有効な予算制度が確立されている点、各種財務比率に裏付けられた財政基盤の安定性に加えて、民間企業からの受託研究実施件数が全国トップレベルにある産学連携力等が挙げられる。また、18歳人口の低下による学生生徒等納付金の減少、基準の厳格化による補助金の獲得難化が予想される中、他の収入獲得の手段として、病院運営による医療収入、堅確な管理体制に基づいた資産運用による果実の獲得手段を有している点も本法人の強み・特色である。

一方、課題としては、総額 790 億円を要する医学部および近畿大学病院移転計画において、事業費を抑制すると共に、移転後のさらなる収益力強化を果たすべく、綿密な検討が必要である。